

乃舉足踏行。學其溺苦之狀。初潮漬足時則爲足占。至膝時則舉足。至股時則走廻。至腰時則抱腰。至腋時則置手於胸。至頸時則舉手飄掌。自爾及今曾無廢絶。

舉足踏行。記傳云。こはまつ惣てを云るにて。初潮云々より。飄掌と云ふまで。その種々の状態なりといへり。これ即隼人の俳優の始なり。○學其溺苦之狀。これ俳優の状なり。さるは葦牙に。たゞ爲俳優之民。とのみにては。猶弟命の御心とけ給はぬ御氣色なれば。今其溺れ苦める状を學ひて。生兒八十つゝきに。忘れずかく仕奉らむと。申し給ふなるへし。と云れたり。○足占。纂疏に。謂不安心足於一處。とあるは。據ありて云るにや。おほつかなし。今按ふに古足占といひて。足にて占ふ占方のあるか。今足を舉て苦む状の。おのつから其足占を爲さまに似たるより。譬喩ていへりしものなるへし。さて其占は。萬葉十二。月夜好門爾出立足占爲而。往時熱八妹二不相有。また四。月夜爾波門爾出立夕占問。足卜平曾爲之行乎欲焉。とあり。考云。まつ歩の數を定置て。歩の奇偶もて。合不合を知る事。今人のするには異ならしか。と云り。また續古今集に。別體中。行か行かず問はまほしきは一本間かま。何方に。踏定むらむあしうらの山。細川玄旨法印。九州路の記に。かならずの旅の行へはよしあし。どあ

り。信友か正ト考云。この占合さまも。評ならぬを。あしうらの山の歌詞によりて。推考るに。俗に童子などのする趣にて。まつ歩まで。踏止るへき標を定めおきて。さて吉凶の辭をもて。歩く足に合せつと。踏むたり。標の處にて。踏止りたる足に當りたる辭を以て。吉凶を定むるわざにもやあらむ。さるはこもも。もはら道路などにて。爲へければ。彼神に申してするなるへし。萬葉集に。夕占と足占と。兩度せし趣にさこゆるをも思合すへし。但しうの萬葉集に。足占と書るは。歌詞の調によりて。アウラとよむへければ。アシウラなりと云り。○則舉足。水の足に漬るを。苦みての状か。○走廻。前の一書に。兄走登高山。則潮亦没山。兄縁高樹。則潮亦没樹。兄既窮途。無所逃去。とある時の状なり。○抱腰。本に抱を捫に作る。捫持也。纂疏に。捫腰謂以手持腰也。と云へり。又按に靈異記中。第一に。沙彌摩頭捫。血怖哭。と云事もあり。是もよしあり。されとほ。丹鶴本に抱腰とある方勝りたれば。今はそれに従りつ。持も抱も同じ。抱とあるかた。水のつき。○至腋時。本に時字なし。丹鶴本永享本北野本に依て加へつ。○置手於胸。此は心得かたし。若くは遊ぶさまなどを云るにか。纂疏に。置手於胸者。以心胸相觸也。環翠の說に。○舉手飄掌。纂疏に。飄掌以手掌拍水也。とあり。溺るゝ時の體にて。なにとも爲むかたなき時のわさなるへし。ひろかすは。ひろかへすなり。○曾無廢絶。記に。故至今。其溺時之種々之態。不絶仕奉也。とあり。記傳に。彼弟命の鹽盈珠を出し賜へる時。溺れ苦みたりし状態を。令似行ふを云。然子孫に至るまで。この状態を奉仕るは。此時に伏奉奉りし事を。長へに忘れぬよしなり。と云り。されと熟考るに。此時の種々の御態は。後の隼人らか。此時の状を學ひ似せて。俳優につくりし態を。上に引る令。また式に見ゆるなりける。神代に回らして。火闌降命の爲給ひし状態なりと。語傳へしものなるへし。其はこゝに見えたる。種々の御態の中に。著積鼻。以緒塗掌塗面云々。などの御態よ。いかに俳優ならんか



らに。火闌降命は。正しき皇御孫命の御兄に坐せり。さるさまを所見行して。御心娛しくおもほしめ  
さじ。思ふに此時兄命の告給ひしは。子孫を俳優之民と爲し。又守護人と爲むと。請し給へるに依て。  
其生の子孫の時に至りて。其御祖の溺時の状態を。令似行ひて。俳優の状は。つくり出たまひしにこ  
そあらめ。火闌降命の。此時の御態にはあらしとそおもはるゝ。後人をよく考ふへし。

先是豊玉姬出来。當産時。請皇孫曰。云々。皇孫不從。豊玉姬大恨  
之曰。不用吾言。令我屈辱。故自今以往。妾奴婢至君處者。勿復放  
還。君奴婢至妾處者。亦勿復還。遂以眞床覆衾及草。裹其兒。置之  
波瀲。即入海去矣。此海陸不相通之縁也。一云。置兒於波瀲者非  
也。豊玉姬命自抱而去。久之曰。天孫之胤不宜置此海中。乃使玉  
依姬抱之。送出焉。初豊玉姬別去時。恨言既切。故火折尊知其不  
可復會。乃有贈歌。已見上。八十連屬。此云野素豆々企。飄掌。此云  
陀毘盧箇須。

當産時。これより上に。妊娠たまひしことをいはさるは。略きたるなり。○妾奴婢君奴婢とは。海陸  
に生出るものを。すへて云るなるへし。○及草。此二字。古今願注に引るにはなし。眞床覆衾をもて。  
裹給ふとあるに。また草を以て裹とあるは。いかゞなれは。及草は行かともおもへと。なほこれも鞠  
草と見たらんには。ありても妨なし。○置兒於波瀲者非也の八字。何の言ともきこえず。いかゞなり。  
信友校本に此八字无きや。よろしからん。○自抱而去。平田翁云。此は記また本書第一第三第四の一  
書ともに。生置きて獨還り給へると有とは。異なる傳説なり。何れ宜けむ。今定めかたしといへり。  
○抱之。抱字本に持字に作れり。今は永享本に依て改む。○初豊玉姬。山陰云。此文いかゞ。こは即  
入海去矣。といふよりつゞきたる處なれは。初といふへきにあらす。また豊玉姬といふことも有へき  
にあらす。たゞ其將別去一時とこそ有へけれ。思ふにこは此御歌を贈りたまへる事。若くは此傳説に  
ては。ほと經て後の事なりし故に。その意を以て。初云々とは書給へるにや。さるにても。なほ上文  
よりのつゞきかなはさるなり。とあり。○有贈歌。記傳云。これ一傳なり。又但已見上と云に。答歌  
をもこめたるにてもあるへし。とあり。さてこの贈歌は。上の飢企都鄧利の御歌なり。○陀毗盧箇須。  
本に須字下に也字あるは。例にたかへり。永享本秘閣本環翠軒本活字本及類史になし。これに従るへ  
し。



彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。以其姨玉依姬爲妃。生彦五瀨命。次稻飯命。次三毛入野命。次神日本磐余彦尊。凡生四男。

姨は。新撰字鏡に。姨母乎波とみえ。和名抄に。唐韻云。姨母之姉妹也。爾雅云。母之姉妹曰從母。母方乃乎波。とあり。記傳云。祖父母母は大父大母の意にて。於連於婆と云。父母の兄弟は。小父小母の意にて。哀運哀婆と云。於と哀と大小の差あり。と云り。○彦五瀨命。御名義は。五瀨

は記傳に嚴稻なりと云り。いかうあらむ。○稻飯命。御名義此字の意なりと。記傳にいへり。○三毛入野命。名義。三毛は御食なり。入は伊呂兄伊呂妹の伊呂と一ツにて。親み愛はしみていへる稱なり。野は主なりと。記傳に云り。○神日本磐余彦尊。此大御名は。天下所知看ての上に。稱奉れる物なり。

次の一書にし。さて神を申し。倭申すは論。なきを。伊波禮としも稱申せるは。大和の地名に依りし御名か見えたり。記傳云。大和國十市郡に。此地名はあれども。大御名に稱へ申すへき由縁は。ありともきこえず。但し書紀此御名に。夫磐余なるへし。之地。磐名片。居亦曰片立。遠我皇神之破。破也。大軍集而滿。於其地。因改號爲磐余。とあるに因て考ふるに。皇軍

磐國に到て。此時大く振。になりて。集滿たるを賀て。稱奉れるにもやあらむ。若然らば。彼地名を取れるにはあらて。た皇軍の儀にして。集滿る由の御名にて。又其地の名にも賀せしなるへし。又或。曰。天皇往嘗。嚴靈。出軍而征。此時磐城八十島帥。於彼地。屯聚居之。果與天皇大戰。遂爲皇師所破。故名曰磐余也。とあるに依らば。あるか中に。強き敵に勝給ひし地なるを以て。その地名なるを以て。稱奉れるにもあらむか。思ひきためかたし。とあり。○凡生四男。記云。天

津日高日子波限建鞠草葺不合命。娶其姨玉依毘賣命。生御子名五瀨命。次稻冰命。次御毛沼命。次若御毛沼命。亦名豐御毛沼命。亦名神倭伊波禮毗古命。故御毛沼命者。跳波穗。渡坐于常世國。稻冰命者。

爲三世國。入坐海原也。とあり。此三柱命の御事蹟は。神武紀に出て。そこに委しく云へし。

久之彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。崩於西洲之宮。因葬日向吾平山上陵。

西洲之宮。諸本洲を州に作る。今は鎌倉本永享本安倍本等に依る。記に。日子穗々手見命者。坐高千穗宮。伍佰捌拾歳云々。また神倭伊波禮毗古命。與其伊呂兄五瀨命二柱。坐高千穗宮云々。とあるに

よらは。此命も高千穗宮に坐ましこと。慮り奉られたり。されは此西洲之宮も。高千穗宮なるへし。○日向吾平山上陵。諸陵式に。日向吾平山上陵。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。在日向國。無陵戸。とあり。

聖蹟圖志云。此は大隅國肝屬郡吾平郷上名村の内。中之嶽上に。今藏王樓現の社あり。此所なり。嶽上。東西四間餘。南北二間餘の平地にして。其真中に。御前の柱立て。四方四尺餘。戌亥の方に向きて。大板葺の社あり。又社の後の方。二間半餘の平地つゞきて。其真中に。土砂少し高くして。周一丈二尺餘の。丸き紫色の石。半は地中に有て。漸く一尺二三寸程出たり。圓見嶽も同。又社の御前。左の脇に横生たり。嶽上の四方には。藤岡及橘梅樺。三葉藤岡等生たり。此嶽如。圓山間に似しく秀たる嶽なれば。登るに一里。下るに半里と云所なり。周凡一里程あり。柱古は此嶽を。吾平山といひしよし。今も土人は。始原の嶽と云て。敬敬ふこと

いとふ。此處より。乾に當りて。鞆戸巖洞あり。二十五六町程隔る。巖洞は北の方に向ひて。横十二間餘。奥入九間。高さ一丈餘り。内に小板葺の社あり。一間四方。高さ九尺餘。又社の右の脇に。赤土にて。高三尺五六寸程。周り一丈一尺程立あり。俗に此處を眞の嶽と云とも非なり。神代山陵考にもおなじ。據又此所は。河の脇にて。陵のあるへき所ともおぼはれす。又吾平山上陵とあるにもたかへり。今國人は。此處を深く慕き祭れども。六百年以前までは。皆中嶽を尊敬せしよし。彼社の舊記に見えし。土人云り。さもあるへし。因に云。實原の嶽に。給真海の山伏阿某。巖洞に禮經せむと。御前に小壇を備へたりしに。巖洞俄に感動して。二間ばかりくつれしと云。されは其已前までは。巖洞の奥入十一間もありしならむと。土人云。此處も尋常の



第一一書

地に非ずと。河を隔て唐あり。轉戸大明神と云。四十間程隔る。大寶殿。東西三間。南北四間。四向にし。舞殿。拜殿。北の脇に御供所あり。御庭の左右に。隨神王社あり。鳥居二つあり。拜殿より内の鳥居まで。二十七間。外鳥居まで二十町程。委しくは依り圖するへし。とあり。さて記傳云。諸陵式に。已上神代三陵。於三山城國萬野郡田邑陵。南原一祭之。其兆城東西一町。南北一町。とある。此は筑紫は甚く遠き故に。此處にして祭り給ふなり。かまれば。古より此御陵ともへは。御使を奉遣し賜ひし事なども。無かりけむ。故に其地もさかかならず。終に何處とたに知れずなりぬるなりけり。○武郡云。記傳記されたる頃までは。三陵の地未詳ならざりければ。右の如く云れたるなり。されど。今は其御陵ともさかかに知られて。其圖をさへ委しく出されたり。已か此に引る説は。即其書に云るまゝを。引たるなり。

一書曰。先生彦五瀬命。次稻飯命。次三毛入野命。次狹野尊。亦號神日本磐余彦尊。所稱狹野者。是年少時之號也。後撥平天下。奄有八洲。故復加號曰神日本磐余彦尊。

狹野尊は。地名に依れる御名なり。其は上に引る高千穂宮の蹟の事を。陵墓一隅抄に。宮趾霧島山麓。狹野神德院後廣野原とある。狹野は神代よりの地名にて。此天皇未少くまして。高千穂宮に坐々し時に。負せ奉りし御名なるへし。上代の御代々々の王等。居地名を以て。申せる例あまたあり。この事記傳二十に委く云れたり。披き見るへし。○播平天下。この事神武紀に出。

第二一書

一書曰。先生彦五瀬命。次三毛野命。次稻飯命。次磐余彦尊。亦號神日本磐余彦火々出見尊。

彦五瀬命。本に彦字なし。延喜本に據て補ふ。○三毛野命。永享本北野本に毛下入字あり。○神日本磐余彦火々出見尊。丹鶴本火々出見四字なし。

一書曰。先生彦五瀬命。次稻飯命。次神日本磐余彦火々出見尊。次稚三毛野命。

稚三毛野命。稚は稱名。三毛入野命の亦御名なり。記には。若御毛沼命をは。磐余彦尊の亦御名と爲り。此紀と異なり。○神日本磐余彦火々出見尊。延喜本丹鶴本三島本嘉禎本に火々出見の四字なし。

一書曰。先生彦五瀬命。次磐余彦火々出見尊。次彦稻飯命。次三毛入野命。

第四一書



此段の御子等の次第とも。本書は記と。御子等の御名も。次第もよく符り。第一の一書は。異なることなし。第二一書には。三毛野命と稻飯命と相換れり。第三一書は。記に磐余彦尊の亦名とあるを別神として。三毛野命を脱せり。第四一書は。磐余彦尊を第二と爲たり。此は平田翁も云れたる如く。何れ正しからむといふこと。定かたけれど。記また本書第一一書の。よく符へるに従ふへし。

### 日本書紀卷第二終

熱田本嘉禎本秘閣本三島本等。二字下に神代下の三字あり。嘉禎本秘閣本活字本に。終字なし。

## 日本書紀通釋卷之二十二

飯田武郷謹撰

### 日本書紀卷第三

#### 神日本磐余彦天皇 神武天皇

御名義上に出。天皇を須賣良美許登と申す義も既に云り。さて此御世より。天皇の號を負せ奉りしは。先々三御代瓊々杵尊。火々出見尊。葦不合尊。をば。神代とし。此御代よりを皇代と立たるなり。さるは此御時。始て帝都を中州に定め。天日嗣の大御業をも世に恢弘め。王澤ミツツクシヒはた遠く天下に及ほし給ひければ。蠻國ヘラノコノロ所知看天皇と稱奉しも。先々の三御代には。遙に勝らせ給ひて。何事も此御代より。異なる差別のありける故なり。此御代よりを人代となし。葦不合尊以前を。神代とたてたることも。古き世の定なるへければ。天皇の號をも。即て此帝より負せ奉りし物なるへし。通釋にも。玉木正英説とて。神代未レ有レ天皇之號。至レ此始稱レ之。所謂恢弘天業。光宅天下之大號也。とあり。○神武天皇。此卷以下總て御代御代の天皇の御名の下に。如此漢風の諡號を小字に記せり。是又後の書入にはあらず。本よりかくあ



りしなり。さるは此諡號の事。記傳には。釋紀の私記に。師說。神武等諡號者。淡海御船奉勅撰也。とあるに依て。淡海御船か。桓武天皇朝に定められたるものとせられたれど。然らず。此諡號の事は。淡海公の意に發りて。延暦より前に既に有し事は。天平勝寶三年に撰へる懷風藻に。已に文武天皇又神后などの諡號みえ。續紀天應元年六月。土師宿禰道長の奏言に。垂仁天皇の諡號見えたり。此ら桓武天皇朝より前に。既に諡號のありし證なり。且懷風藻は右の御船の撰なるをや。抑律令の書は。文武天皇大寶元年に定玉ひ。元正天皇養老二年に修り更められたるか。今行ると律令是也。其公式令に天皇の諡とある。養老に加給へりとしても。延暦よりは六十年も前なれば。私記の説は通し難し。是は猶大寶の時に。既に定玉へる物とすへきなり。又不比等公は。養老四年に薨して。文忠公と諡を給たる事。尊卑分服又公卿補任にみゆ。これ文武の御諡に准へて。臣下にも給ひし事。既に天皇の諡の御定有し事灼然し。斯て後。天平實字二年八月豊櫻天皇に。勝實感神聖武皇帝と。御諡奉られたるも同例也。されは上代の天皇の御諡は。必文武天皇朝に。淡海公の奉勅て製りしこと明らかし。故此紀の卷々の首に。諡號の見えたるは。當時既に御諡を以申奉しか故也。甘露寺親長卿の文明三年別記に。神武以來至文武四十二代者。是淡海公所製事已幽合也云々。と見えたるも。當時さる傳説のありし也けり。然れば神武以來文武迄の諡號は。淡海公の撰。文武より光仁迄の御を。淡海真人の撰と定むへきにや。其はともあれ。諡號の文武天皇より始れる。儘なる證あるからには。私記の説に拘泥む

へきにはあらずかし。右は伴信友。黒川春村が考へおける説もあれど。いつれも盡したりとはおもはず。故今兩氏の云る説ともをも取合せて。かく考へ定めたるなり。

神日本磐余彦天皇。諱彦火火出見彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子也。

諱彦火々出見。按するに。此六字後人の攙入なり。削去へし。さるは永享本には。彦火々出見の五字小字とせり。此五字小字ならは。諱彦波瀲武云々とつゞくへければ。諱字かけて攙入なること明けし。黒羽本備考に。諱以下六字或作細字。とあるを見れば。さる本も既に有しなり。また按に。私記に此の如くにも作れり。かく種々に書るも。もとより本文ならねばなり。さらば今本の文は。私記の文より攙入せしものと見えたり。さるはまづ。諱と云こと。上代にはあらずしこと。記傳に委くいはれたる。其説に。諱といふこと。漢國の史にも。漢帝諱は某と云例に倣てなれども。蓋くこと違へり。皇國の上代名は其人を美稱ていふものにて。上代には稱名にも。多く名てふことをつけたり。大名持などの如し。されば後世萬事漢國の制に。因たまふ代に至てころ。天皇の御名を。諱と申すへきなれ。上代のは何れの御名も。諱と申すへきにあらず。其確論なるか上に。仁賢紀に。諱大脚と書して。注に。自餘諸天皇不言諱字。而至此天皇。獨書者。據舊本耳。と撰者のことわり言れたるか如く。自餘諸天皇に。不言諱字とあるを。ましてこの天皇に。諱字を記すへきよしなきこと。論をまたずして明かなり。其は神代上卷に。神日本磐余彦火々出見天皇。下



卷に磐余彦尊。亦號神日本磐余彦火々出見尊。また磐余彦火々出見尊。と見え。此卷元年の下にも。號曰神日本磐余彦火々出見天皇。と見えたるに因て。ここに彦火々出見の五字を諱として。後人の書入しか。終に本文となれりしものなり。右に見えたる。何れも磐余彦火々出見と。一續の御名にして。彦火々出見のみを離して。亦號とせること見えぬは。殊に其を諱を必云まじきこと押して知へし。又此字をタノノミナと別るも。右書にあらす。是は稱名。雖などに對へて。唯何となき常の名と云意にて。設けたる訓なりと。記傳に云れたり。さるはまつ彦火々出見と申す御名義。既に云るか如く。天津日嗣によしある稻穗を以て。稱へ奉れる御號なる故に。また傳へ負たまへりしは。此は後々の天皇の御名に。倭根子と申奉る御號の。何れの天皇の御名にも。傳へ負たまふか如き美稱なり。されどたゞに。倭根子とのみ申さず。必御名は別ありて。倭根子はつけいふ辭なること。今もおなし。考あはずへし。論をけれど。たゞに彦火々出見と申し奉りては。御祖父の御名。火折彦火々出見とも。はふきてに混へければなり。總て上代は。神また人名に。同じきさまなるもあまた見えたる。近き御祖父の御名を。さながら負給はむこと。あるまじきことなり。單に離しては。此天皇の御名ならさること知るへし。

母曰玉依姫。海童之少女也。天皇生而明達。意確如也。年十五立爲皇太子。長而娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃。生手研耳命。

海童。倭名抄に。文選海賦。海童即海神也。和名和多豆美乃加美。とあり。神代上卷には。少童命とあ

り。ここにも命字脱たるにやあらむ。○明達を。サカシと訓めるは當らず。私記に左止師とよめる宜し。○確如。通證に。字書確堅也剛也。西域記確字皆作確とあり。さてこの明達確如の類は。記傳にも云れたるか如く。古傳のありしを。漢字にうつして書れたるにはあらず。上代のは其御代の御所行によりて。多くはかさりに加へられたる物と見ゆ。紀中を考るに。此天皇の明達くましますことは。忍坂大室の遺事と亡し玉ひし後に。天皇の服時而無。賜者。其將之行也。今疑既に滅。而同意者何々十數群。其情不可知。如何久居。一處。無以制。變。と謂ひて。贊を別處に徙し給ひし御しわざ。また御意の確如ますことは。海中平過。暴風。皇舟漂着へる時に。稻飯命は歌て海に入まし。三毛入野命は。恨みて常世郷に往まされるに。天皇御意たゆみたまはず。皇子手研耳命と。帥。軍而す。みませるなどを申すへし。 ○立爲皇太子。本に皇字なし。信友校本に。異本皇字あるよしあり。必補ふへし。次々の例みち皇太子とあり。さて皇太子となり坐ること。記に神倭伊波禮毘古命與其伊呂兄五瀨命。二柱。坐高千穗宮而議云々。とある下の傳云。此時の有状を思ふに。五瀨命は葺不合命の第一の御子に坐せは。父命崩坐てよりは。此命を天津日嗣は所知看たりけん。然れば伊波禮毘古命も。此時は稻氷命御毛沼命と共に。此五瀨命に奉仕て坐けむを。五瀨命は未中州を言向終たまはぬ間に。早く崩坐て御業を終給はさりし故に。其事は儘に傳らされとも。今此處に取分て。此命一柱をしも擧たるを以て。君に坐し事を知へし。斯れば。此處は當時の有けむ隨に記さは。五瀨命與其伊呂弟若御毛沼命二柱云々。とあるへきことなれども。若御毛沼命。伊波禮毘古命なり御業を成終て。遂に天下を知看しける後を以て。其御世の初を記す言なる故に。彼命を主として首に標て。五瀨命をは客に爲て。次には云るなり。さて若五瀨命崩坐なは。第二の御子なる稻氷命そ。天日嗣は所知食へきに。末の御子に坐。



伊波禮昆古命しも嗣玉へるは。如何といふに。凡て上代には。諸皇子の中に取分て。日嗣御子と定まり坐も。必しも一柱には限らざりしこと。日代宮段に其證あり。此こと委くは彼處に云へし然れば。此御兄弟四柱の中にても。五瀬命と伊波禮昆古命と。二柱を由ありて。元來日嗣御子にては坐々けむ。とあるにつきて。按るに。こゝに爲<sub>ニ</sub>皇太子とあるも。これはた。此天皇を主として。書したるものにして。五瀬命の皇太子に立給ひしことをは。略かれたるものなり。さる意。なほ次々に見えたり。○日向國吾田邑。吾田は薩摩國阿多郡阿多郷あり。既出。○吾平津媛。記に阿多之小椅君妹。名阿比良比賣とあり。記傳云。和名抄に。大隅國郡名始羅阿比羅。同國大隅郡始羅熊毛郡阿枚。これら皆本は一地なるへしと云れたれど。一地に因れる名なり。と云れたり。今何れによられたりとも知難し。○手研耳命。記傳云。名義詳ならず。記傳に本は一地なるへしと云れたれど。一地に因れる名なり。と云れたり。今何れによられたりとも知難し。○手研耳命。記傳云。名義詳ならず。記傳に本は一地なるへしと云れたれど。一地に因れる名なり。と云れたり。今何れによられたりとも知難し。

及<sub>ニ</sub>年四十五歲<sub>ニ</sub>謂<sub>ニ</sub>諸兄及子等<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>昔我天神高皇產靈尊大日靈尊舉<sub>ニ</sub>

此豐葦原瑞穗國<sub>ニ</sub>而授<sub>ニ</sub>我天祖彥火瓊々杵尊<sub>ニ</sub>於是彥火瓊々杵尊闢<sub>ニ</sub>天關<sub>ニ</sub>披<sub>ニ</sub>雲路<sub>ニ</sub>駟仙蹕<sub>ニ</sub>以戻止<sub>ニ</sub>是時運屬<sub>ニ</sub>鴻荒<sub>ニ</sub>時鍾<sub>ニ</sub>草昧<sub>ニ</sub>故蒙<sub>ニ</sub>以養<sub>ニ</sub>正<sub>ニ</sub>治<sub>ニ</sub>此西偏<sub>ニ</sub>皇祖皇考<sub>ニ</sub>乃神乃聖<sub>ニ</sub>積<sub>ニ</sub>慶重暉<sub>ニ</sub>多歷<sub>ニ</sub>年所<sub>ニ</sub>  
自<sub>ニ</sub>天祖降跡<sub>ニ</sub>以逮<sub>ニ</sub>于今<sub>ニ</sub>一百七十九萬二千四百七十餘歲。

及年四十五歲云々。此時高千穗宮に在ましけるよし。記に見えたり。○諸皇兄及子等。兄を本にイロ子と訓り。欽明紀孝德紀などにも然訓り。和名抄に。兄日本紀云伊呂禰。とあり。那泥と云稱の。男女にわたる稱なるも同じ。伊呂泥も男女に云り。安寧天皇の御子に。常津彥某兄記に伊呂泥とありと申すなど。慥かなる證なり。信友云。下文の例によるに。子字の上に皇字脱たるへしと云り。さて諸兄は。彥五瀬命。稻飯命。三毛入野命。皇子は。手研耳命をまをす。記には。與<sub>ニ</sub>其伊呂兄五瀬命<sub>ニ</sub>二柱<sub>ニ</sub>云々。議云。とあり。○天祖。古語拾遺には。天照大神。吾勝尊。彥火尊。彥激尊を天祖と稱せり。○舉。ノタマヒアケテは。言舉と云に同じ。事のあるへき狀を。舉て言ひ立るを云なり。神功紀に。既而舉<sub>ニ</sub>皇后之命<sub>ニ</sub>の舉字を。ノタマヒアケテとある。こゝと同じく。事を云立るにて同意なり。○於是彥火瓊々杵尊。本に彥字脱したり。集解には熱田本に依て補へり。從ふへし。○開天關。關字本に開に誤れり。



古寫本ともいづれも關とあり。永享本には關とあり。されど猶關也。天關は。天上より地へ往反する。關門の義に書るを  
 るへし。漢籍にも此。彼見たり。さて舊訓アマノイハクラヲヒキヒラキ。とあるは理なし。アマノイハトラ云々と  
 訓へし。萬葉二十に。比左加多能安麻能刀比良伎。多可保乃多氣爾阿毛理之。須賣呂伎能云々。○仙驒。仙字本に山に誤れり。古寫本ともにみな仙とあり。卓氏藻林に。仙驒天子行導也とあり。舊訓  
 にミサキハラヒオヒハ。拂追御前なり。天武紀に警驒ウツカサヒとあり。○戻止。神代紀に。天降於日向襲之  
 高千穗峰タカチホ矣。既而到於吾田長屋笠狹之崎タカチホ矣。とある時のことなり。○是時運屬鴻荒云々。この一  
 章全く漢文の潤色なり。古意にあらず。かつ古語にも訓かたし。大方の文意をどくへし。鴻荒草味。い  
 つれも上古の世のさまなり。蒙以養正とは。通證に。隨屯蒙之世淳素之俗。養其正直之道。而不取  
 傷害也。とあり。○治此西偏は。西洲の偏なる日向國にましまして。高千穗宮に御政治めす間をまを  
 す。伊勢國風土記に。神德樂余登天皇。自彼西宮。征此東州之時云々。西宮は高千穗宮を云なるへし。天皇本紀にも。自西宮。船師東征とあり。さて天祖の西偏に降り玉ひしには。よし  
 あることにて。草味なるか故にはあらぬよし。神代紀に云り。皇祖皇考は。瓊々杵尊。火々出見尊。  
 葺不合尊を。大凡に申し奉るなり。○自天祖降跡云々。の二十三字。本に大字に書たれど。いまは信  
 友か説に従て細注とせり。其説云。此二十三字。印本そのほかの本ともにも。多く本文に書連ねたる  
 を。契沖荷田東麻呂等の校本に細字とあり。故意をつけてよく讀考ふるに。まつ通本の如くにてよみ  
 連ぬれば。多歷年所。自天祖降跡の九字。其意重りていたつらに聞ゆ。然れば其二十三字を。細字

に書て本文とせざる本は。正しきながら。猶それも訛にて。もとは後人の傍書なりけむを。注の如く  
 書入たる本なるへく。通本は其傍書をみて。脱文を書加へたるものなりと。心得誤りて。即て本文に  
 書換へたるものなるへき事。相照して知へきなり。紀中このほか然る類の混ひ。彼此見えたり。校本  
 ともを見て思ひ合すへし。然れば其二十三字をは。換入文として。削りて正すへし。さて其天祖降跡  
 より云々といへる。年數のことを論はむに。そのかみ皇孫尊の天降坐し年より。いくとせといふは  
 かり。されかに傳はるへき世のさまにあらず。故天皇の御言にも。是時運屬鴻荒。時鍾草味云々。  
 多歷年所。と詔へるに。立かへりてさらに。自天祖降跡云々と。年歷を詔ふへきにはあらざるもの  
 をや。かへすくもおもひまどふへからず。釋紀には。此歷年の事を。注されざるは。もとより其事の換入する本なりしに。や。さて正しき古典に。御世の年數を記せることは。をさく見えず。記に日。子。手。見。命。の。御。事。を。坐。高。千。穗。宮。伍。百。御。給。論。と。た。一。く。たり。記。され。たる。のみ。なる。を。さ。へ。に。書。紀。に。は。載。れ。ざ。り。つ。は。た。お。も。ひ。合。す。へ。し。○武。野。云。記。に。伍。百。御。給。論。と。し。る。し。て。は。あ。れ。と。こ。れ。も。ま。ま。こ。の。御。年。數。に。は。あ。ら。ぬ。よし。既。に。云。り。さて。其。年。數。を。記。せる。もの。く。この。ほ。か。に。書。に。見。え。たる。は。延。喜。式。の。首。に。添。たる。歷。運。記。の。首。章。に。按。本。紀。等。諸。書。昔。者。天。津。彦。火。瓊。々。杵。尊。始。從。降。始。王。西。土。次。彦。火。々。出。見。尊。次。彦。波。瀲。武。鸕。鷲。草。葺。不。合。尊。惣。三。代。經。一。百。七。十。九。萬。二。千。四。百。七。十。餘。歲。并。時。世。邈。遠。事。迹。神。異。具。于。舊。記。更。不。煩。述。云。々。といひて。帝。世。に。漢。地。の。年。代。を。引。合。せ。記。して。至。今。上。弘。仁。二。年。辛。卯。云。々。といへり。中。書。紀。に。傍。書。し。たり。けん。か。の。年。數。は。此。歷。運。記。の。説。を。と。れる。に。か。然。ら。ず。は。同。説。記。せる。他。書。に。よ。り。て。も。の。せる。なる。へ。し。そ。も。く。然。は。かり。邈。に。遠。き。神。世。の。年。數。を。も。の。せる。事。は。漢。國。に。て。三。皇。五。帝。な。い。へ。る。世。の。年。紀。を。さ。



かしらこととして。とりくくに定めたる。荒唐説ともあるにあはせては。皇國の神代の異なる趣をわすれて。たと國初のかれよりは。いたく後れて。あとりさまなるを。あかぬ事に競ひあもひて。彼國のあるか中の。一説に合へたるにか。又たと其説に競ひたるにてもあるへし。神武紀にはしめて見えたる干支をよすかに。いはゆる一百七十九萬云々の年歴を作りて。かの歴運記の如き説も。いできたりしものなるへし。略中さて歴運記の説の。年數一百七十九萬云々。七十餘歳といへる。その本つける書に。七十の下の字。減損ねなどして。明ちらさりしによりて。餘と書るなるへし。さばかりの許多の數の知られたらむに。わつかに十年にもたらぬばかりの間の。小數の傳説の。缺へきにあらざるへければ。またかに數を書へきわさなるへくおほゆ。されともより偽造の説なれば。其作れる人の心にて。わざとおほめかしたる心しらひして。作りたりしにてもあるへし。略中かへすかへすも。かの天祖降跡の年歴に。ゆめまよふまじき事なりかし。と云れたるはさる言にて。決く後人の撰入なるへければ。今は其説に従て細注せり。

而遼遼之地。猶未霑於王澤。遂使邑有君。村有長。各自分疆。用相凌轢。

王澤。本に玉澤とある誤なり。諸本に王とあり。○村。重胤云。村字を阿禮と訓るは。在處の意なりと云り。景行紀神功紀に。村をフレと有は。アとフと。片假字の狀似たる故に誤れるにて。其なるも右の訓に同じかるへし。然れとも名義抄に。邑に牟良とも。佐登とも云訓有て。村字にも右の二訓の外なければ。上の邑は牟良とよみ。下なる村は。佐登と訓へきか如しと雖も。處々に村を阿禮と訓かちは。容易く改むへからざるなり。故思ふに。景行紀に。天皇問其火光處。曰。何謂邑也。國人對曰。是八代縣豐村。と云事あり。天皇の何謂邑と問せ玉へるは。其土地を指て宣へる故に邑なり。國人の豐村と對奉れるは。其在處を以て申せるか故に。村とは云なり。其村を佐登と訓るは。郷と村とは一なる者にて。出雲風土記に。仁多郡三津郷云々。今産婦彼村。稻不食云々。とあるか如し。其郷は。戸令に。凡戸以五十戸爲一里。每里置長一人。と見えられたは。土地の寛狭に拘はらず。戸數を以て定むる法なれば。佐登は住處の義にて。村を阿禮と云に異ならず。字書に。人所聚居。謂之村落。と見え。豐を村也。又田廬也。とも見えられたは。土地には邑と云ひ。人戸には村と云。古の格と見えたり。と云り。○君長。景行紀には。村之無長。邑之無首云々。とあり。邑有君村有長の反なるか。其君に當て首とあり。成務紀に。國郡之首長とあるも。長と首と相並へるを見るへし。さて長をヒトコノカミと云は。人子の長なり。子とは一人二人に限らざるを云詞なり。氏上を。紀中ウチコノカミと訓るも同じ。今も氏子或は寺子と云ひ。人の事を人子と云るは。まゝ聞けり。なほ下に云。借神代



紀天邑君の下にも云る如く。神代より邑里もあり。又其百姓を治る邑長を。定め玉ひし事もありしなれども。此はそれとは替りて。天皇の定置玉ふにはあらず。私に立て農長たちたりしものを云ふなり。されはこそ。各自に疆を分て。凌轢ひなとはすなれ。○各自分疆云々。こゝにかくあるを以て考るに。まつ神代紀。豊葦原中國云々。有殘賊強暴橫惡之神者。など見えて。武甕槌神經津主神に命せて。驅除しめたまひき。さて二神復命而告之曰。葦原中國皆已平竟。また逆命者即加新戰。歸順者仍加褒美云々。とありて。諸の惡神どもを拂ひ平けて。復命せしからに。皇孫尊を此國には天降し給へるなり。然るにいま各自分疆用相凌轢とあるは。なほ當時もみな悉く。歸順しにはあらしかといふに。然らず。葦原中國皆已平竟とあれは。其時はみな平伏ひしものなること論なし。さて今こゝに邑有君云々とあるは。始皇孫尊の天降まじよほとよりは。多歷三年所とありて。あまたの年月をふるまに。漸天下にまた背きまつるもの出來しなり。其は西偏の國に。天下の政聞食しからに。遠く遼き大倭國あたりまでは。王澤のなほ及びかたかりしことなともありし。上代の状態遺り奉るへく。故御政に便よき。六合の中心へと幸行せるも。此よしに因てなりけり。後に大倭國に都を定め給ひし。景行仲哀御世のころ。かの熊襲か反き奉りしなど。同じことなり。故此は其趣を詔へるものなりかし。○凌轢。の轢字本に轢と作り。集解本に。舊事紀に據て改められたるによるへし。さて此時。村邑に君長ありて。各自凌轢へるさまを一二いは。倭姫命世紀に引る裏書勘注曰。風土記曰。夫所以號三度會郡一者。祇傍榊原宮御宇。神倭磐余彦天皇。詔三。天日別命。覓國之時。度會賀利佐嶺。火氣發起。天日別命親云曰。此

小佐居歎。禮使遣命見。使者還來申曰。有大國玉神云々。又釋紀及仙覺か萬葉注に引る。伊勢國風土記に。天日別命奉勅東入數百里。其邑有神曰伊勢津彦。天日別命問曰。獻於天孫一哉。答曰。吾覓此國一居住日久。不敢聞命。天日別命發兵欲戮。其神于時長伏。啓曰。吾國悉獻於天孫。吾敢不居矣。などにて。諸國にもさるさまの者とも。數多ありけん事。おもひやられたり。

抑又聞於鹽土老翁曰。東有美地。青山四周。其中亦有乘天磐船。飛降者。余謂彼地必當足以恢弘天業。光宅天下。蓋六合之中心乎。厥飛降者。謂是饒速日歟。何不就而都之乎。

鹽土老翁は。住吉大神の現人神と。世に現れ坐る神にますこと。神代紀に既に云り。永享本の此處の傍書に。鹽土此云住吉大神のありしこと知られたり。○東有美地。通證に。自日向國指大和地方爲東。と云るか如し。此は大倭國をさしていふ。○天磐船は。大空を乗て飛行する船なり。さて磐とは。その物實に磐にて造れる故にしか云か。また其堅固を稱てしか云か。今定めては云かたしと。平田翁云り。萬葉集に。皇孫尊の天降ますことを。磐船に乗まじよよしよめり。さて舊事紀に。船長率領梶取等。天降供奉。とある。即此時の事なり。延喜六年日本紀竟宴。得饒速日命。藤原忠紀。空みつに。あまの磐船くたしよは。聖



のみよをわたすてなり。また得<sub>二</sub>磐余彦天皇<sub>一</sub>。三統宿禰理平。飛かけるあまのいはふねたつねてそ。あきつしまには宮はしめける。○飛降。天降りますを云。下文三十一年。下にも出づ。舊事紀云。饒速日命乘<sub>二</sub>天磐船<sub>一</sub>。天<sub>二</sub>降坐於河内國河上<sub>一</sub>。峰<sub>一</sub>。則遷<sub>二</sub>坐於大倭國鳥見白庭山<sub>一</sub>。所謂乘<sub>二</sub>天磐船<sub>一</sub>。而翔<sub>二</sub>行於大虛空<sub>一</sub>。巡<sub>二</sub>睨是鄉<sub>一</sub>。而天降坐矣云々。とあり。鳥見は。大和國添下郡今鳥見庄の地なり。峰は。大和志添下郡巖船神社在<sub>二</sub>南田原村<sub>一</sub>。河内國河上峰即是とあり。右の河上峰峯なる天磐船は。具原篤信が諸州廻に。河内國天川を。東に上ること三十町許り。左方なる山際の坂を少行て。岩船に至る。南山の間狭し。岩舟とは。大磐方十間も有べし。長くして舟の形に似たり。谷によこたはれり。其外家の如く。橋の如く。或は横たはり。側たてる大石多し云々。岩舟石の下を。天川流れ通る奇境なり。凡大石は何方も多けれとも。如此く大石の多く一處に集れるところを。いまた見すとあり。また重胤云。五十鈴川にて。太神宮よりは一里許も上方に。巖石と云かあり。巖には非ず。磐船の状なり。又神名帳。越後國磐船郡石船神社と云舊社あり。古老の傳に。石船に乗て天降給ふなりと云り。社の傍に石舟あり。さて鳥見白庭山は。添下郡なるを。予はしめ大和志また記傳の説によりて。城上郡なる外山の地なりと定めて。しかしるしと云。後にたしかなる證を得て改めたり。其説附録に載せたり。○天業。伴部安崇が考本に大業とあり。されと景行紀にも經<sub>二</sub>綸天業<sub>一</sub>とあれば。本の方然るへし。○六合之中心は。天下の中央と云か如し。記傳云。日向國は西の邊なる故に。天下所知看に不便。中央なる國に坐むと

なるへし。とあり。世運の漸く東方に開け行へき時にあたりては。中央なる國に向ひ坐さずては。便あしきか故に。かくのたまひしなり。○饒速日命のこと。下に委く云。○何不就而都之乎。これ上に東有<sub>二</sub>美地<sub>一</sub>と詔へる處。即大倭國に都を奠めむとおもほせるなり。此事は信友云。天皇東征の事をおもほしたとせ給へる始より。此地の事も。饒速日命の天降て。留住坐ませる事をも知食して。然詔へるに依ておもひ奉るに。最前に瓊々杵尊を。先西偏の國に天降し玉ひ。漸々東方を治めて。遂に中州倭の地に都を奠めて。無窮に天下を知食せと言依し玉ひ。後に又饒速日命に。其倭地を言向て。皇孫尊を迎へ奉るへく依して。倭に天降し玉へるなるへし。と云り。記云。神倭伊波禮毘古命云々。議云。坐<sub>二</sub>何地<sub>一</sub>者。平聞<sub>二</sub>看天下之政<sub>一</sub>。猶思<sub>二</sub>東行<sub>一</sub>云々。とあり。記傳云。書紀の趣は。日向にして議り玉ふ時より。既に大倭國へと。定めて發向せるなり。此記の趣は。未何國と定め玉へることはなくて。只東方にと幸行て。行々美地を求め玉ふと通えたり。邇々藝命の國覓玉ひしと。同じさまなるへし。故阿岐國にも七年。吉備國にも八年坐せり。若始めより。大倭國と定て幸行むには。半途にかくまで。久しく留り給ふへくもあらずかし。と云るはさることなり。さて此紀には。寅卯辰巳と。四年か間半途にましましと云り。

諸皇子對曰。理實灼然。我亦恒以爲念。宜早行之。是年也太歲甲寅。



諸皇の間に。兄字脱たるかど。或人云り。○灼然。景行紀に。灼然此云<sup>イヤチコト</sup>以耶知舉<sup>コト</sup>とあり。此訓注ことば  
あらまほし。通證に。逾<sup>イナチ</sup>近之訓義とあり。いかゞあらむ。○宜早行之。本の訓はあやまりなり。通證に。一本訓<sup>ニ</sup>伊豆末之多麻邊<sup>ニ</sup>とあるによるへし。○太歳甲寅。太歳のこと。皇國にはさらに要なきさたなから。此紀には。御世々々のはしめに。必記したれば。なほこゝにときおくへし。平田翁云。太歳は。淮南子天文訓。史記天官書などに依るに。太陰と云る星なり。又天一と  
もいへり。この太陰星。歳星は五行の一つに  
て。東方木徳の本星也。と反對して。歳行三十度十六分度之七。十二歳而周。とあり。太陰星は左行し。歳星は右行す  
るよしなること。下にいへり。また太陰は。陰徳とも云る星是なるか。名義は常に陰れて見れざるを。徳とする星なる故に。太陰ともいふ。さて太陰星は。元より經星なれば。その天の旋るまに<sup>ニ</sup>左行して。始めて甲寅の方に建せる時に。五緯みな右轉し始れるか。中にも歳星由ありて。其先進をなし。終古に太陰と<sup>ニ</sup>もに歳次を司る故を以て。此を太陰之始といふときこえたり。但し今の文に。甲寅の方と云るを。異み思ふ人もあらむんか。此は天地の周圍に。  
干支を配せる方位をみて知るへし。東北に相並ひて。甲寅と在る則ちこれなり。さて又太陰之雄爲<sup>ニ</sup>歳星。太陰左行在<sup>レ</sup>寅。歳星右轉居<sup>レ</sup>丑。とありて。太陰星は歳星の雌星たるよしなり。經文に太陰小歳星とあるも是故にて。此を小歳星といふは。其雄歳星に對せる稱なり。然るに古くこれを太歳と稱せることあり。其は易緯乾鑿度に。常以<sup>ニ</sup>太歳一紀<sup>一</sup>歳。とあるこれなり云々。と云れたるにて。大凡をしるへし。この書の說の中には。疑はしきことあれども。其大概を  
知しめむとてなり。かゝること深くかゝるに足らず。こゝに甲寅。また次文に十月丁巳朔辛酉など。歳次月次日次に干支を充たることは。己れ委く考へ記して。上古曆日考一卷あり。此

紀の附録とせり。

其年冬十月丁巳朔辛酉。天皇親帥<sup>ニ</sup>諸皇子。舟師東征。至<sup>ニ</sup>速吸之門。時有一漁人。乘<sup>レ</sup>艇。而至。天皇招之。因問曰。汝誰也。對曰。臣是國神。名曰<sup>ニ</sup>珍彦。釣<sup>ニ</sup>魚於曲浦。聞<sup>ニ</sup>天神子來。故即奉<sup>レ</sup>迎。

辛酉は。五日なり。○舟師。また東征。など云る文字の事に就ては。黒川真頼の説あり。下に出。○速吸之門。この地神代紀に出て。そこにも云る如く。豊後國海部郡なり。式に早吸日女神社あり。神名帳考に。國人云。今佐賀關の早吸六柱神。又六柱大神宮と云は。早吸神社には非ず。海部郡佐伯庄入津浦に當社あり。入津と宮浦とは雙ひたる浦也。さて其早吸神社の坐す地より。下瀧江浦と云沖より。佐賀關までをすへて。早吸灘と。昔より里人も舟人も云傳へたりし。かゝれば。早吸神社は。入津神社なること明けし。と云れたり。この段記には。天皇まつ日向よりたゞして。筑紫へと幸行す道。豊國宇沙に到りまし。そこより筑紫の岡田宮に一年まし。またこゝより阿岐國之多那理宮に七年坐し。さてそこより上幸す時。速吸門にて宇豆毘古に逢玉ひしよしみえて。この紀と路次の序異なるか如し。かれ記傳には。記を次第の  
亂たるものと定められたり。○海人は。名義。安藤野雁が。網部なりと云れしは。さる言なるへし。







准て。稱へ玉へるなるへし。と云れたる如く。事もなきを。こゝに推とあるは。いかゞなるやうに。記傳にも云れたれど。なほ姓氏錄にも。神知津彦。一名推根津彦とあれば。推を訛りとも云かたし。なほ撰者の御心も。授漁人推橋末記の如く。只に橋。事のみに非ず。と。其橋の推の木なるをあらはして。さて特賜名爲推根津彦とあるにても。その推材より負へる名なることを。しらせたるものなり。故なほこの方を正しとすへきなり。さて考るに知津彦の知も。海路を知る由にはあらて。海路を知るのみを。只に知といはむも。少しいかい。推の意なるへし。理と比とば。横に通。音にて。さる例あり。○倭直部始祖。下文に以推根津彦爲倭國造とあり。故記には倭國造等之祖とあり。そは國造にてありし程の語を以て云ると。直の姓の語を以て云るとの異なり。さて記傳云。師木水垣朝御世七年に。夢の諭ありしに依て。倭直祖市磯長尾市を以て。倭大國魂神を祭主とし給へり。又此事一傳には。師木玉垣朝御世廿六年の事とす。共に書紀に見えたり。此長尾市。推根津日子の末にて。大倭國造の先祖なるを。此人より始て。大倭大神を以祭く神主となりて。後まて此氏人相傳て以祭り。次に仁德紀に。倭直祖麻呂。又倭直吾子籠みゆ。雄略紀二年段にも。大倭國造吾子籠宿禰。と云人見え。欽明紀に。倭國造手彦。と云見えたり。借天武天皇十年四月。倭直龍麻呂賜姓曰連。これまては直。姓なり。其は欽明紀まては。國造とのみありて。直とはなきを。此にかくあるは。何れの御世より。直。姓にばなれりけん。此記に。倭國造等之祖。とある等字によれば。始は此氏人みな國造と云姓なりしなるへし。書紀に倭直姓とあるは。直の姓にて有し程の語を以云るなり。さて直。同十二年九月。倭直賜姓曰連。同十四年六月。姓になりてよりは。其中に殊に一人を。國造には稱されしなるへし。○武知云。大倭と書きても。唱へにはヤマトとのみ云しこと。かく大字を撰大倭連賜姓曰忌寸。是まては。或はた。倭と見え。或は大倭と見え。大てふ言の有。無。定まらず。此程まてはさもありけむ。後には必定される事なり。

ても。又省きても云るにて知られたり。この姓も。又畿内の大和をも。オホヤマトと訓は非なり。但し大倭。大神をば。オホヤマトと申せりしこと。城下郡なる地名にて知られたり。さて續紀。天平九年十一月。大倭忌寸小東人。同水守二人。賜姓宿禰。自餘族人連姓。爲有神宣也。神護景雲二年十月。大和國造正四位下大倭宿禰長岡卒。五百足之子也云々。勝實年中改忌寸賜宿禰云々。とあり。此に至て倭字を書すして。和と作るは。天平勝實のころ。國名の大倭字を改て。大和とせられしかは。姓にも其より此字を用るなり。後世の如く。意に任せて。妄に書るにはあらず。姓氏錄。大和國神別。大和宿禰。出自神知津彦命也。神日本磐余彦天皇。從日向地向大倭國。到速吸門。時有漁人乘艇而至。天皇問曰。汝誰也。對曰。臣是國神名字豆彦。聞天神子來。故以奉迎也。即牽納皇船。以爲海導。仍號神知津彦。一名推根津彦。能宣軍機之策。天皇嘉之任大和國造。是大倭宿禰始祖也。とみえ。また攝津國神別。大和連。神知津彦命十一世孫。御物足尼之後也。さて續後紀に。承和七年八月。大和國人戶主從八位上大和宿禰吉繼云々等賜姓朝臣とあり。さて直部の部を。集解本には等に作れり。次の吉野直部をも。集解には首等とあり。

行至筑紫國菟狹。時有菟狹國造祖。號曰菟狹津彦菟狹津媛。乃於菟狹川上造一柱騰宮。而奉饗焉。是時勅以菟狹津媛賜妻之於侍臣天種子命。天種子命是中臣氏之遠祖也。







は。成務紀に委く云るを見よ。○天種子命。尊卑分脉藤原系圖云。居々登魂命長男。天兒屋命子。天押雲命子。天多禰伎命一説天多子。天多子。宇佐津臣命とあり。釋紀九にも。天種子命。天兒屋命之孫天押雲命之子也。とあり。通證に。延佳曰。大中臣氏系譜に。天種子命子宇佐津臣命。疑菟狹津媛命之所生也。と云り。さて名義は未詳。此を釋紀に。合三種子二字。當訓多禰。と云れたれと誤なり。右に引る系圖に。多禰伎命また多禰伎命。ともあるにて。多禰古と訓へきこと明らかし。古と伎は音通へり。なほこの氏人には。○賜妻。栗田寛云。按ふに此は彼神代に。大己貴命の順服まつりし時。高皇產靈尊の御女を。妻せ玉へると同じ趣なり。さて菟狹津彦も。此土人にて。永く其國を領たるへければ。如此しも大御饗奉りて。恭しく仕奉るは。なほ後にいかゝあらんと。天皇の大御心にもおもほしけん。故國造と云るにはあらねと。其國の主として。妹を侍臣に妻せ玉ひしは。一には。天皇の大御恵を知らしめ。一には。自ら叛き奉りかたきやうにとの。御慮なるへく。當昔の形勢思ひやらるゝなり。と云れたさることなり。

十有一月丙戌朔甲午。天皇至筑紫國崗水門。十有二月丙辰朔壬午。至安藝國居于埃宮。

甲午は。九日なり。○崗水門。和名抄筑前國遠賀郡あり。その水門なり。仲哀紀に。自山鹿岬廻

之。入崗浦。到水門。御船不得進。とあり。山鹿は。遠賀郡にあり。崗水門は。萬葉に。天霧相日方吹羅之水莖之。岡水門爾。波立渡。筑前國風土記云。塙桐縣之東側。近有大江口。名曰塙桐水門。堪容大船。とあり。行囊抄に。今産屋湊にて。里人もしか云ひ傳ふと云り。類聚解云。山鹿岬は。鹿島の中に有。遠賀川北に流れて海に人所を。岡水門と云。山鹿より南一里。産屋浦とも。水空岡とも云。神武紀に。岡田宮とあるも是地なり。今の岡田宮の所は。少異なりとあり。さて記には。筑紫之岡田宮。一年坐とある。傳に岡田とは一にや。別に岡田てふ地名は。古書に見えずとあり。今按に。岡田は岡田縣の略か。○壬午は。十七日なり。○安藝。記には。阿岐とあり。藝岐は清濁に通用せられ。國名は清音なり。○居于埃宮。記には。阿岐國之多禰理宮七年坐とあり。記傳云。多禰理宮とある。此埃宮と。名は異なれども。一にや。埃宮とある埃字こゝ疑はしけれ。可愛山陵の下の訓注に。可愛此云埃。とある。然るに今はこの訓注の假字の音を用ひて。傳れたる。さらし例なき事なり。思ふに若くは埃字にて。多禰と訓へきか。又埃も岐と同じければ。此字ならむか。多禰は多加と通ひて。儼なとも高の意なり。萬葉十三に吉野之高など書り。又本より傳の異にして。異處にや。何れにまれ。多禰理てふ地名は。高宮郡高宮郷あれば。是ならむか。郡も郷も。和名抄には多加美也とあれども。上代には多禰美也と云しか。左まれ右まれ。祁と加とは。近く通音なり。とあり。通證に。或曰。安藝郡府中總社所祭。素戔鳴尊大己貴命神武天皇三坐。傳言是埃宮之舊趾也。社邊有川曰埃湊。矢野玄道云。國華萬葉記に。埃之宮安藝郡にあり。神武天皇御征伐の御時の。皇居の所と云。泰山集にも。同郡有神武舊郡。自一條至八條。以分配八縣。凡物八而備。此神世之法也。秋長夜話には。或曰府中多家神社の跡と云。さもあるへし。と記せり。とあるは。或説に。神代紀に所謂可愛之川にて。今は三好川とも云ふ。同郡に可愛淵と云もあり。又廣島より西に川合川と云あり。川合は可愛の字音の詛れるにて。是可愛之川なりとも云り。また或説に。埃宮は。神代紀なる可愛之川にて。今可部川といへり。此は和名抄安藝郡廣濟とある處なり。さて廣島より出雲石見へ通



ふ道。この可部川に副て上る。上にては根谷川といへり。川上には八岐大蛇の居住地ありと云り。これらよく國人に聞正すへし。

乙卯年春三月甲寅朔己未。徙入吉備國。起行宮以居之。是日高島宮。積二年間備舟楫蓄兵食將欲以一舉而平天下也。

己未は。六日なり。○行宮は。假宮なり。通證。李善注。天子行所立。名曰行宮。とあり。○高島宮。此宮の事。小寺清之備中式内神名考云。小田郡神島神社(小)所祭神武天皇。島人語傳云。昔は高島の王泊におはせしか。王泊は高島の南にあり。神島につける島に近し。靈驗有て。此島にうつし祭りて。興世明神と申すなりと云。建久九年の大嘗會の歌にも見ゆ。さきに著しつる備中名勝考に出せり。ちなみにいふ。此神島の南に高島ありて。此神島につけり。神武天皇の八年屯坐し處なり。行宮の御跡を。今王泊といへり。小高き處に柳を植て。井垣をめぐらしてあり。人家七八軒ありて。此浦東に向へり。すこし西に黒土といふ所あり。人家二十餘あり。大御舟つきて。天皇御舟よりあり玉ひて云々。かたへに稻積と云小島あり。兵食を積玉ひし所なりといふ云々。高島は。小島なれと。神島に近ければ。皇軍を屯し。軍用を調玉ふに。事かくる事なし云々。或人高島は備前の竹島なりといへとも。其島はいと小くて。人も住ず田畑もなく云々。此神島につける高島。昔より正しくよひ來りて。其島の租税帳にも人別帳にも。高

島と記して。昔なり年々公に奉れり。是にて高島といふ名明らかにして。動くまじきなり。とあり。○積三年。記には。筑紫岡田宮に一年まじ。阿岐多祁理宮に七年まじ。吉備高島宮に八年まじまじきとあり。此間凡十六年なり。この紀と異なり。黒川真頼云。日本紀に。天皇帥諸皇子一舟師東征とある。東征の文は適はず。天皇日向國を發し玉ふ時は。其意遷都にあり。何ぞ東征といはむ。此東征の文は。後に長髓彦等と。戦はせ玉ふことあるを以て。下したる字なり。然れば。其意にて見るべきなり。さて天皇吉備國に三年を経たまへり。其年序を経玉ふことは。大和國に天神の子と稱ふる者ありて。人民これを尊敬して。大八島國の君主とおもへり。故に天皇行幸したまはる。必之を拒かむといふ事を。聞給ふ故なり。是に於て。天皇舟楫を備へ。兵食を蓄へ給はむとして。此年月を閑したまへり。と云れたるは。まことにさることなるへし。○備舟楫。備永享本に脩とあり。何れにてもあるへし。○兵食。字鏡類加禮比。和名抄。四聲字苑云。餉以食遺人也。訓加禮比於久留。俗云加禮比。又考聲切韻云。糧字亦作糧。所費米也。又備食也。和名加豆とあり。加豆は加利豆の略れるものなり。萬葉五に。可利豆波奈斯爾。一云。可例比波奈之爾。とあり。本居翁云。可利豆は加禮比豆の約りたるなり。加禮比豆とは。加禮比の料と云意也。加禮比する料の米と云ことなり。加禮比の價といふ意にあらず。加禮比は乾飯にて。旅には。飯を乾て賣ゆくなり。其より轉りて。必しも乾たるならされとも。旅にて食ふ飯をは。加禮比と云なり。と云り。



戊午年春二月丁酉朔丁未。皇師遂東。舳舻相接。方到難波之碕。會  
 有奔潮太急。因以名爲浪速國。亦曰浪華。今謂難波訛也。訛。此云與許奈磨慮。  
 三月丁卯朔丙子。溯流而上。徑至河內國草香邑。青雲白肩之津。

丁未は。十一日なり。○遂東。遂にと云るは。上文の意をうけたるなり。何不就而都之乎。と詔へ  
 る方へ。遂に幸行るなり。○難波之碕。難波は古は難波國とも云て。攝津國西生郡。又東生郡の西邊  
 まてかけての大名なり。碕の事は既に云り。○亦曰浪華云々訛也。これはもと浪速なりしを。浪華と  
 いひかめ。それを又難波といひかめたるなり。波夜と波那通音。那美と那爾と又通音なり。訛は。  
 通謚に。音横轉訛之謂。奈磨流。生也。不熱之意。とあり。さて本に訛字下に。也字なし。今は熱田本  
 永享本に因る。集解本に○丙子は。十日なり。○溯流而上。難波海より。淀川の流に逆上りて。さて  
 大和川の方へをれて。なほ流に遡つ。河内國までいたれるなり。古昔の大和川は。今大阪城東北を流れて。淀川  
 しか見。この事次に云。記に。經浪速之波。而云々。とあり。經。は通り過るなり。記傳の訛とは異なり。○河内國草香邑は。和名抄河内國河内郡日下と  
 ある處にて。今も日下村あり。伊。駒山の西方なり。古書に多く見えて。名高き處なり。さて按ふに。まつ古昔の大和川は。攝  
 津國西生郡今の大阪城の東北を流れたることは。古圖に見えられたれども。それより川上の方は。いかに流れ出たり

けん。地理をよく考るに。今も古大和川と云るあり。この水上は。大和國平群郡を出て。河内國古市郡石川と一つに  
 なり。大縣高安二郡を経て。河内郡日下あり若江郡を過て。さて攝津國東成郡西成郡をへて。難波の海へ  
 出たり。さてその日下のあたりは。あるか中にも。川幅いと濶く。津といふ所もありしなり。古歌に  
 日下江の入江とあまたよめるなど。志か推量られたり。或抄に。今大阪より蟹橋玉水木津へ越る道に。  
 草香江草香村あり。俗に中垣内越といふといへる。よく叶へり。されといはし。日下と云地は。いと廣かりけん  
 郡かけて云へる名なりけらし。かくて後に。和州五郡神社名帳大路注解と云ものを見故にその近郡に。若江郡。村名に  
 且に。昔凡河内國日下縣。可爲今大縣高安河内國西成郡也。とあり。予か考と合へり。また攝津國東生郡に。今深江と  
 と云名もあり。姓氏錄。河内國神別。津夫江連。と云あり。これも江によしあり。また攝津國東生郡に。今深江と  
 のありなり。彼は併せ考ふるに。此邊古昔はいと濶き入江なりけんことしられたり。今皇舟の幸行せる方  
 へ。かの淀川大和川を逆上りて。河内郡草香江の津に。泊たまへる趣なり。さるを記傳に。河内郡なる日下に  
 日部(久佐信)の郷とある處なり。といへるはさらし叶ひかたし。其は記に。經浪速之波。而泊青雲之白肩津。とある。經とは  
 て。幸行ることなり。これを記傳に。難波海をば過て。なほ海路を幸行て。泊賜へる津なれば。必難波より南方にて。海邊なるへければなり  
 といへる。難波海を過るとは。よりに見て通り給ふ意と見られたるなり。本文にはさる義見えず。其處を打通り給ふよしなれば。又南方な  
 る海邊へ。いかにか幸行すいはれのあらむ。なほいは。此紀に。溯流而上とあるは。論するまでもあらす。さるをかの和泉國大島郡日部な  
 りと。推て定められしより。この紀の趣をも。妾のやうに論れたる。みな信かたし。其説に。まつ溯流而上と云ること。いと心得ず。草香は  
 たとひ河内の草香にして。難波より溯流して至る處にあらず。甚く地理たかへり。況や和泉なるをや。こは地理をもおもはて。たとゝ案に瀧  
 色に。書添られたる文にやあらむといへる。河内の日下は。右の日下江にて。大和川より通して流たりけんこと。上に辨へいへるか如くな  
 れは。溯流而上とあるに妨なし。また地理のたかへる事なし。和泉はもとより。海邊の國なれば。流と云へき所あらす。地理をもおもはて  
 云々。と云れたるは。却りて非事なり。さて又河内の日下は。海邊にあらずれば。船の泊る所ならず。川にも津といふことばあるれども。かの日  
 下は。船通ふばかりの川たになき地なる物をや。白肩津。草香津など云むは。必海邊と聞えられたれば。和泉の日部なること疑ひなし。といへる



もいかも。川にも津と云ふことありと云ふから。白肩津草香津を。必津邊とせられしはいかにう。○青雲は。記傳云。白の枕詞や。かの日下江の津とせむに。なてふ事かはらむ。後に筑紫津など云るも。川なるを思へし。  
なり。青雲と云る例は。祈年祭祝詞に。青雲 靄 極。萬葉に向南山 陣 雲之青雲之。また青雲之向伏國。また安乎久毛乃伊氏來和伎母兒。などあり。そもく青色の雲は無物なれども。たゞ大虚空の蒼く見ゆるを然云なり。さて白とは。凡て物の鮮明なるを云。伊知志漏志。登保志漏志などの。志漏も是なり。かくて晴たる虚空の蒼き色は。鮮明なるものなる故に。青雲之白とは續け云なるへし。と云り。○白肩津。今も其名存れりや。よく土人などに。尋ねまほしき事なりかし。

夏四月丙申朔甲辰。皇師勒兵。步越龍田。而其路狹嶮。人不得並行。乃還更欲東。踰膽駒山而入中洲。

甲辰は。九日なり。○步越龍田。かの草香津に御舟泊たまひて。そこより歩兵にて龍田越へと。かの大和川に傍つゝ幸行るなり。踏次の次第。まことにさ。もありぬへきことなり。さて龍田は。大和國平群郡にて。その山越は。今立野越とも。龜背越とも。國分越ともいひて。大和川に傍て行路なり。今云ふ龍田越は。十三越とも云。て別なり。思ひ混ふへからず。○東踰膽駒山。膽駒山は。大和國平群郡河内國高安郡に亘れる山なり。立田山を。川に添て幸行むと爲給ひしか。その路のいたく狭く嶮きに。御軍人とも行難なれば。またもとの草香津へ引還し。さて今後は膽駒山

の方より。大和へものせむとはしたまへるなり。この山越は。古は日下之直越道ともいひて。大和國平群郡より。河内國高安郡伊駒山の内を越て。かの日下を過き。難波に下る道にして。この道近き故に直越といふなり。さて其はかの草香津より。真東にむかひて上れば。東踰ニ云々といへる方位よく叶へり。記傳に。東字は赴龍田の上にあるへきことなり。其故は。龍田より行も。伊駒山より行も。共に東なれば。上の龍田の處にこう。此字は置へきことなるに。伊駒の處に。わきて此字を置るは。是又地理まさらはしく聞ゆめり。といへるは非なり。かの草香津のあたりよりは。膽駒山こう東にあたり。龍田は南の方にも寄たれば。東踰龍田とは云ひかたし。遠くより打向へは。一連きにみゆる山なれども。麓近く至れば。また方位わかるものなり。この差別をおもふへし。いかてか地理のまさらはしき事あらむ。なほかの和泉の日部を。草香津なりとせられたるより。かくは云れしなり。まことにかのあたりにては。やと遠く隔てちうちむかへば。いつれを東といひても。難なくおもはるれば。此説さること。のやうにきこゆれども。なほ河内國日下あたりにては。龍田を東と云かたき事。かの地に到りて試へし。○中洲。信友本に。洲字當。作文に中洲とあるを。永享本集解本に州字に作れり。これ然るへし。中は中央の義。上文六合之中。心乎とあり。洲は國の義なり。宇知都玖邇の宇知は。中央の義にあらず。内の字の意なり。さて内國は。天子の都敷坐す國を。親みて云る稱なり。内物部内兵なと云る内に同じ。これ後世の畿内の始にて。後に御世々々此大和國に。都定めたまへるよりの稱なるへし。下に中洲之地無復風塵。とあるも同じ事なり。信友云。此は上文に鹽土老翁か。東有美地。青山四周云々。と奏せる倭の地に當りて。青垣山隠れる内國なり。大己貴命の。玉牆の内國と目けたまへる玉牆も。青垣山を美稱玉へるに。其玉牆の内國と目玉へるを。徒に内國とも云り。其は釋日本紀に引たる。大同元年大神宮本紀に。御間城入彦五十瓊殖天皇于時。天照大神乞給國伊豆久曾止。隨大神致命。求坐奉止詔。皇女豐次入比賣命。奉戴而從倭内國。始覓給。と見えたる内國これにて。古語拾



遣に。天照大神を倭の笠縫邑に。遷し齋ひ奉れる由いへるに當れり。と云れたり。されとをほ畿内の意なるへし。釋紀に引る大神本記なるも。倭を畿内の國と定められたるより。倭内國とは云るものなるへし。

時長髓彦者聞之曰。夫天神子等所以來者。必將奪我國。則盡起屬兵。徵之於孔舍衙坂。與之會戰。有流矢中五瀨命。肱脛。皇師不能進戰。

長髓彦者。本に者字なし。永享本にあるに據る。下にも名草戸畔者。弟猾者。など例あり。長髓彦は。記には。登美能那賀須泥毗古とあり。下に皇師遂擊長髓彦云々。長髓是邑之本號焉。因亦以爲人名。及三皇軍之得三瑞也。時人仍號三瑞也。今云鳥見。是說也。とあり。さて此地は。神名帳に大和國添下郡登彌神社とある地なり。下に委く云。城上郡等彌神社。今世に外山村といふ。此名の遺れる地なり。長髓は。右の文に邑の本號と見えたるか如し。名義。或説に須彌は會彌にて。谷の事なりと云り。さらば地形に因れる號なるへし。さて長髓の文字のこと。記傳云。和名抄に。野王云。髓骨中髓也。和名須彌。と見えたり。然るに世俗言には。足を須彌と云ふに就て。長髓とは。髓の長き由の如く聞ゆめれと。髓字に。足又髓などの義は見えす。但骨中髓にては。長といへる似つかはしからず。若は。○孔舍衙坂。本に衙を衙に作れり。古寫本にも衙とあるに依れり。改めて云く。髓は髓字にやらむと云り。

傍訓曰。久佐加。之則衙衙。とあり。河内志云。即是草香嶺。在生駒山内。今云暗嶺。山跡有日下里。屬河内郡とあり。但し今云暗嶺と云るはわろし。記の雄略天皇の御歌に。この山を久佐加弁能許知能夜麻とよませたまへり。記傳に。孔舍衙坂とあるをわろし。クサカと云はもと。クサエサカの略かりたる。さて長髓彦が本居は。即右の添下郡登見なるを以。其近きあたりなる。平群郡孔舍衙坂まで出向ひて。防戦なり。記の趣も同じ。なほ思ふに。伊勢風土記に。神駒。長髓と。天皇の御玉へる事もあるは。この神駒も。○流矢。記に五瀨命於御手。負登美毘占之痛矢申とある。この流矢をしも。伊多夜具志と訓るは。記に依る訓なれともあたらす。痛矢申とは。身に中りたる上にてこそはいふへけれと。記傳に云れたるか如し。○肱脛。釋紀に二字引合可讀。比知とあり。さらば脛はたゞ字面の潤色なり。脛は脚脛なれとも。脛名に。脛也。直而長似。物也。とあるに據れば。比知も云ることあるか。尋ねし。信友校本に。一古本無とあるに依らば。脛に據て刪れり。

天皇憂之。乃運神策於冲。矜曰。今我是日神子孫。而向日征。虜。此逆天道也。不若退還示弱。禮祭神。祇背負日神之威。隨影壓躡。如此則曾不血刃。虜必自敗。僉曰。於是令軍中曰。且停。勿復進。乃引軍還。虜亦不敢逼。却至草香津。植盾而爲雄詰焉。



今我日神云々。此御言。記には五瀬命御言とあり。これ上にも云へりし如く。この命も此時天津日嗣は知看て坐々つればなり。さるを今は此天皇の御詔と語傳へたるは。五瀬命は早く崩坐して。御業を終玉はさりし故に。此時の君主を天皇に負せ奉りて記せしものなり。まことは記の旨を正しかりける。○逆天道。記には向日而戦不良とあり。此紀は漢文の潤色にて。古意にあらず。○示弱。このことは記にみえず。此御言實に神策と申すへきなり。○禮祭神祇。此時の事ものに見えず。重胤云。但し河内國河内郡枚岡神社四坐。並名神大月次相嘗新嘗。とありて。谷川士清か通證に。神社啓蒙所引當社古記云とて。神武天皇の孔舍衙坂の御軍に利無くして。退還示弱。記に神祇者即此矣。社有國平祭とあるは然る可らむ。其は其供奉に。天兒屋命の孫。天種子命の仕奉られしかは。南へ幸行るにも。其御靈形を留奉置けんと思ふ。尙其裔の人等に。大御食津臣命。臣狹山命など。河内國に由有るか多在ればなり。大御食津臣命は。式高安郡恩地神社二坐並名神大月次相嘗新嘗とあるを。三代實錄に。大御食津彦大御食津姫命とあり。臣狹山命と云も。式に丹比郡狹山神社大月次新嘗と見え。又式若江郡仲村神社ある。姓氏錄。左京天神。中村連。己々都牟須比命子。天乃古矢根命之後也。と見えたるなど。傍ら由あれば。其氏族の多く其國に住へれば。其人々の氏神と。齋祀れりけんかとおもふに然らず。公より祭ら

せ玉へりと思はれは。必神武天皇の御世の事なるへし。と云り。○背負日神之威は。日神の大御光の威稜を借給ふなり。たゞに日を後方にして背く意にはあらず。大御身を背に負持ち奉る意なり。背負は世澄比豆と訓へし。此の背をソビテ負は覆なり。背に日神の御光を覆なり。凡て負追などみなこの意なり。人を追なとも。先立て行人を。跡より覆ふ意なり。記傳の解は末の義なり○隨影壓躡。こゝに影とあるにて。大御光を借給ふ義みえたり。重胤云。和名抄神靈類に。靈日本紀云美太萬。一云美加介。とありて。名義抄にも。靈をミタマ。一云ミカケ云々。とあり。字鏡集新韻集共に。此を美加宜と訓るのみありて。却りて。美多麻の訓なきを以思互すに。此に云る影是にて。日神の御光を負ひ。其御靈を戴玉ふ由にて。下に我皇祖之靈也。自天降靈。光助朕躬云々。とあるは。即其結と成る所也。壓躡は。下に天。壓神とある所にいふへし。○却至草香津。記には。始めこの津に泊給へる時。那賀須泥毘古與軍待向以戰云々。とありて。龍田膽駒など幸行ること見えす。○植盾云々。記には上文に次て。爾取所入御舟之楯而下立。故號其地謂楯津。とあり。此又紀と異なり。記傳云。記の趣は。御舟の泊たる所に。敵の軍待向て防戦ふ故に。楯を執れるなれば。事もなく聞えたるを。此紀の趣は。勝亦不致逼と云るに。草香津へ却て盾を立て雄詰せるは。何の故にか聞えかたし。若くは上代の軍陣の祝事などにもやありけむ。と云れたり。こゝに江上榮三郎云。此は戦ひ利あらずして。軍を却すに至りては。もとより負日て壓躡むの神策はあるにもせよ。兵士爲に力を失ひ。人心沮喪せん事

日本書紀通釋卷之二十一



の恐あるのみならず。敵軍より襲ひ來らんも計り難し。此故にかく盾を植て。猶雄詰して。軍士の氣勢を振起したるものならん云り。此説さもあるへし。○爲雄詰。注本に鳥多難慮とある慮は心得かたし。若くは眉の誤にはあらざるか。神代紀に。雄詰此云鳥多稽眉とあるに同じければなりと思ひしに。三島本熱田本を見しかは。慮を廢に作れり。されは眉に同じ。又私記には靡字に作れる本もあり。○それも叶へり。とにかくに慮は誤字なり。但し神代紀に注の重なるはいかも。また集解に。爲字爲行刪去れり。されとある方まされり。○膠津。此地名。かの日下あたりにて尋ねへし。

初孔舍衙之戰。有人隱於大樹而得免難。仍指其樹曰。恩如母。時人因號其地曰母木邑。今云飢悶廼奇訛也。

母は。乳母なり。於毛は子をひたすことをする婦人を。凡て云稱なり。親母を於毛と云もこの意なり。この事神代紀に既に云へり。さて如母とは。縁子は乳母の恩をうけて生長するものなれば。譬へ云るなり。○母木邑は。河内國なり。通證云。繼體紀河内國母樹馬飼首御狩。玉祖神社舊記曰。高安郡恩智邑也。枚岡神主水走氏舊記曰。母木寺。在枚岡下豊浦邑田地。或云。今恩地邑者非也。とあり。件部安雲云。母木村は河内國にあり。今云飢悶廼奇。母木を今オモノキといふとありてはきこえず。故按ふに。母木はもとば於毛伎と云し

にやあらむ。古本にはオモキムラと訓り。按に講述抄に。和泉河内と。に大木村あり。後に邑を分て名づくるかと云り。尋ねへし。さて後に於毛乃伎と云は説なり。と云しなるへし。かの難波の母例も。オモノキと訓へき。されとこゝに疑しき事あり。かゝる地名轉説れるを云る例。今謂難波説也。今云膠津説也。今云鳥見是説なり。とありて。此の如く假名書に爲たる例見えす。然るに信友校本に。荷田大人所校古本に。此八字なくて。母木此云飢悶廼奇と八字訓注にて細字とせるよしあり。本はかく有しか。混れて今本の如くはなりしと見えたり。然する時は訓注なれば。假名書の例にもかなひて。いと宜しく聞えたり。なほよく考へし。

五月丙寅朔癸酉。軍至茅渟山城水門。亦名山井水門。時五瀨命矢瘡痛甚。乃撫劍而雄詰之曰。撫劍。此云都慮者能。慨哉大夫丈。黎多葉。備夜。被傷於虜手。將不報而死耶。時人因號其處曰雄水門。

癸酉は。八日なり。○茅渟山城水門。亦名山井水門。茅渟は和泉國和泉郡なるよしは。欽明紀に。河内國言泉郡茅渟海中云々。と見えたり。いにしへは甚大地名にて。和泉大鳥日根三郡にわたれる名なり。なほ國津海までを云りしと。高麗集に見え。和漢今は陶器莊と云て。大鳥郡なれば。和泉大鳥二郡にかゝれる名なること。既に記傳にも云れたるかとし。さてまた日根郡にかゝれる地名なること



は。垂仁紀に。茅渟菟砥川上宮とあるは。和泉志に。川上宮在日根郡自然田村。式字度陵五十瓊敷入彦命。在和泉國日根郡とあるを以てみれば。日根郡菟砥あたりをも。茅渟といへりしこと知へし。又記に鳥取河上宮とあるも。かの菟砥川上と同處なるに。倭名抄に日根郡とあるをもおもふへし。されは今こゝに日根郡なる雄水門を。茅渟山城水門。亦名山井水門とも云へりしなり。なほ通證に。山城水門は。日根郡呼喚郷垂井邑に在といひ。又山井水門も。畿内志に同處なるよし見えたれば。そのあたりまでかけて。上古は茅渟といへりしこと。知るべきなり。記傳に。茅渟は古はいと廣き地名にありしかとも。かの菟の里のあたりは遠に隔れり。と云れたるは。考へ洩されたるなり。またこの山井水門を。式に大鳥郡山井神社と一つ地なりと。定められたるも非なり。さてはいたく雄水門の地遠たかへり。此はとも日に根郡なることし。○矢字。こゝにては伊多夜具志とよみてかへり。記に痛矢串とあり。記傳云。痛とは事の甚しく切なるをいふ。甚字をも書けり。痛手の痛なり。串は物を貫く物を。凡て云る名なり。玉串なども云るを思へ。されは矢の體を穿て。徹りたるをも云るなり。とあり。○撫劍。神代卷に急握劍柄。また下文に按劍とあるなど。みな同訓なり。既に神代卷に云り。○慨哉。この詞。記萬葉の歌。また中昔の物語文にも。多くある詞なり。守部云。秋與賦李善注云。説文曰慨大息也。字林曰壯士不得志也。檀弓疏云中心悲慨然。などあれば。なげかはしき意なれとも。ねたく口をしき意にいへり。神武紀に爲慨憤時。履中紀に慷慨。又クチヲシとも訓たり。神樂歌に。きりくすのねたさうれたさ。とあるも其意なり。○被傷於虜手。記云。負三賤奴之手乎死云々。記傳云。抑刀劍また矢なとに傷られたるを。手を負と云故は。凡て人の爲る事を指て。手といふ類多くして。刀劍にて撃も射も手なれば。其刀劍

矢なとに傷らるゝを。手を負とは云なり。人に傷れたる疵を。手負といふもこれなり。負は。敏達紀に。如中三獵箭之雀とあり。凡て負は身に受持を云り。とあり。○雄水門。これ則ち上に云る山城水門なり。倭名抄和泉國日根郡呼喚郷是なり。記傳云。抑男建に依れる名なれば。建水門とこそ謂へきを。たゞ男としもいふは如何と云に。此男はたゞ男子と云意にはあらず。猛く雄々しき意なり。記には紀國男之水門とあり。古は紀伊國の堺まで男郷にて。猶古は此郷紀伊國に屬りしものとみえたり。そは玉勝間に。岩橋秀榮か説に。雄水門は。今若山の内に。湊といふ處に。小野町といふありて。蛭子社ある。そこに雄之芝と云あり。また通證に。或説に。雄山と云處あり。昔は日根郡なりしを。今は紀國に屬りといふとあり。これらにて知へし。さて通證に。式日根郡男神社二坐。今在男里村。一座神武天皇。今稱男森明神。一座彦五瀬命。今稱濱天神とあり。

進到于紀伊國竈山。而五瀬命薨于軍。因葬竈山。

進到云々。記には男之水門にて崩坐るよしなり。此地に到坐る事。次に辨あり。○竈山。名草郡なり。次に出。○葬竈山。續風土記云。和田村竈山神社境内。東四一町中 餘南北二町本社祀神。彦五瀬命。式神名帳名草郡竈山神社。本國神名帳同郡從四位上竈山神。竈山墓。諸寮式竈山墓。彦五瀬命在紀伊國名草郡。兆域東西一



町南北二町。武郷云。陵墓一隅抄云。京貞享二本。作南北三町。本作南北二町。按刻本似是とあり。守戸二烟。末社五社云々。南和田の西二町許にあり。自然の岩山にて。樹木鬱蒼たり。記紀に載する所。彦五瀬命を葬奉りし地にて。直に其所に御社を建て齋祭れり。故に竈山墓といひ。又竈山神社といふ。其實は一所なり。寛文九年區域を定め。殺生を禁せらる。古の兆域は式に見えたり。今の兆域周二百間餘。平坦なる處は。いつとなく鋸て田畠となりて。區域狭りしなり云々。然れども天正の頃まで。神田猶八町八段有しに。國造家真永記に。社領八町八段。當家より寄進すとあり。又五所工田といへる田あり。國造家真永記に。五所供田と書す。古竈山神社を五所供に祭る料の田なるへし。或説に。陵墓の上に直に御社を建て。其神を齋奉ること他に見及はず。陵墓或は近き邊にあるならんと云り。按ずるに。上古此地入海なりし故。神武天皇雄水門より。御船にて。直に此所に至りたまふ。今の如く平野の出来しは。いと後の事なれば。近き邊りに外に求むべき地なし。今陵墓と。神社と同所に混したる様なるは。やゝ後に神社を同地へうつしなとして。かくの如くなれるにて。陵墓は則元來の所なるへくおほゆ。竈山は國造家真永記釜山と書す。古は毎年正月初午。竈山より天霧山へ神輿渡御あり。今は絶えたり。後其神幸所に。静火神を遷す。村中七瀬所あり。なと見えたり。猶本書に詳なり。

六月乙未朔丁巳。軍至名草邑。則誅名草戸畔者。遂越狹野。而

到熊野神邑。且登天磐盾。仍引軍漸進海中。卒遇暴風。皇舟漂蕩。

丁巳。二十三日なり。○軍至名草邑。こゝに皇軍の幸行し路次のさまを。具にいはく。草香津より還して。南方に廻り幸行るは。陸路にはあらて。皇軍は盡く御舟にて。引率玉へるなり。さて茅渚山城水門に至て。五瀬命の御手の血を洗玉ひしも。記に皇舟にての事也。さて此命。痛矢串の瘡に甚く難み玉ひしかは。暫らく竈山に上陸して。御病を治ろひ給ひしなるへけれど。遂に寤坐ければ。即て其處に葬奉れるなり。然るを上に。進到于紀伊國竈山とありては。其あたりより陸路を進み給へりしさまに通ゆれと。なほ然らず。此は一時の御事なり。さて名草紀伊國名草郡なり。○名草戸畔は。名草邑によれる名なり。戸畔は。重胤云。處部の義にて。其地に長たるものを云り。と云り。こゝに或人云。今も名草戸畔の墓あり。さて此もの事は。紀伊國造系譜に。第五世大名草姫大名草彦とありて。名草彦は國造の祖先なること灼然けれど。名草姫のこと外に傳なし。仍て思ふに。此名草戸畔は。必名草姫なるへし。と云り。さらば此戸畔は女の稱なり。なほよく考へし。借續風土記竈山の次に云。毛見浦。内原村の西南十町許にあり。名草郡にて。西海岸に突出るは唯此一村なり。此地の開けし事最古し。國造家舊記に。神武天皇東征之時。以神鏡及日矛。託天道根命。而齋祭焉。到名草郡毛見郷。則奉安處于琴浦之岩上。也。とあり。此御時の事也。さて毛見は。倭姫命



世紀に見えたる。吉備名方と云ところなり。本書に委し。○狹野。牟漏郡なり。萬葉三に。苦毛。零來雨可。神之埼。狹野乃渡爾。家裳不有國。また神前荒石毛不所見浪立奴とあり。通證に。三輪崎。鈴島。狹野。相隣屬牟婁郡とあり。岩橋秀榮が説に。三輪か崎は。新宮より那智へゆく道の海邊也。新宮より一里半はかりありて。けしきよき所なり。佐野は佐野村といふありて。三輪か崎のつゞきなり。佐野岡は。村より七八町北にあり。と云り。さて遂越狹野云々。とありては。名草郡より牟婁郡まで。陸路を進幸行しか如くなれど。なほ然らず。名草戸畔を誅してより。又しも皇舟に乘坐して。狹野の地方を海上より過りて。さて熊野神邑に至り坐る也。よくせずはまかひぬへし。さて本狹野の下に而字なし。今永享本集解本。據熱田本及舊事記本また信友校本に。長寛勘文にありといへるに據る。○熊野神邑。熊野は。新宮に上熊野中熊野下熊野とて三村あれど。こゝにては此邊の大名なり。此地のことは。神代紀に既出。神邑は。通證に。俗名神藏。處疑是也。距狹野二里許。在新宮地方とあり。神邑はまことに神藏なるへくおほゆ。神藏山の事は次に委く云さらは神はカミと訓て。上に云る三輪か崎とは異處なり。されど猶處の様を委く聞正すへし。○天磐盾は。舊は永享本に作る右に云る神藏山是なり。名義はこれも通證に。磐盾謂磐石自成。盾。神藏山今見然。續古今集云。三熊野の神倉山の石疊登り果ても猶祈るかな。とあり。今も現に磐盾と云り。按に磐盾は磐疊か。(タ、ミ)はタテと切る。萬葉七。皆山磐疊恐山常知管毛吾者恐吾同不有爾さて天皇の此磐盾に登坐るは。いかなる事にかと考るに。始めより皇舟にて。此熊野の浦まで幸行しかとも。をりくは陸に

も上り給ひし事は。上にも云るか如し。今此新宮の浦に至坐て。神藏山の奇しき磐石の。景色の尋常ならぬを見そなはして。其上に登りて。國見をも爲玉ひ。且はさる神々しき磐盾ならむからには。其處に坐す國神などを。祭り玉ふへき事などありて。登り給ひしものなるへし。かの秀榮が説に。神藏山は新宮より二町はかり東南一書に西南にあり。社説に。天照大神と高倉下と二神を祭る。石階を六間はかりのほりて。上に堂ありて地藏の像を置く。それを神倉權現と云て。其外には社なし。かの高倉下命の神劔を得たりし處はこゝなりと云り。と云るによりても。當時由ありて。故に登り玉ひしなるへし。此山の古くものに見えたるは。熊野權現御垂跡縁記に。熊野神の事を。庚午年三月二十三日。紀伊國無漏郡切部山乃西乃海乃。北乃岸乃玉那木乃淵農上乃。松木本渡給。次五十七年過。庚午年三月二十三日。熊野新宮乃南農神藏峰。降給云々。とあり。五十七年前は甲戌なれば。こゝに年紀誤あり。甲戌は崇神天皇五十二年なり。さて次の庚午年は。垂仁天皇九十九年なり。この書は何人のつくれるにか詳ならぬと。天曆後のものなるへしと。本居内遠云り。神倉の名義は次に云○仍引軍漸進。これよりまた。皇舟にての事なり。次に海中云々とあるを以て知るへし。○暴風。倭名抄に。史記暴風漢語抄八夜知又乃和木乃加世。などあれど。こゝは舊訓によるへし。アカラシマカセはあからさま風なり。下文に倏忽之間。皇極紀に急字を。アカラサマと訓り。志と佐と通音なり。其意なり。

時稻飯命乃歎曰。嗟乎吾祖則天神。母則海神。如何厄我於陸。復厄我。



於海乎。言訖乃拔劍入海。化為鏹持神。三毛入野命亦恨之曰。我母及姨並是海神。何爲起波瀾。以灌溺乎。則蹈浪秀而往乎常世郷矣。

嗟乎。本に二字を引合せて。阿と訓みたるは。阿の一言にて。本より嘆辭なるものなり。名義抄に。嗟をも嗟乎をも。共に阿と訓り。萬葉一に嗚呼兒乃浦。靈異記に噫。なほ其外にも例いと多かり。なほ此は。阿々時夜禰の下に云へし。さて阿波禮と云る。波禮も歎辭なる事。催馬樂に多く。阿波禮と波禮と。互みに通はし云るにて著明し。波の言の嘆辭なるに。禮のそはれりしなり。○吾祖則天神。此は皇祖天神を。ひろく白し給ひしものにて。葺不合尊を申せるにはあらず。○母則海神。玉依姫を申す。次に姨とあるは。豊玉姫を申す。○厄我於陸は。上に見えたる孔含衝坂にて。皇軍の負給しことを指て詔ふなり。通證に。陸承天神而言。有五瀬命之厄也。とあり。○厄我於海。又云。海承海神而言。此暴風之厄也。とあり。○拔劍入海。記に。稻飯命者。爲此國一而入坐海原也。とある。今海に入ませるは。いかなる所以そとおし慮るに。記傳に。母命海神の女なれば。己れ其宮にまかり入坐て。海神によきさまに申して。浪風を止しめむと所念す御心にてと云る。けにさることなるへし。姓氏錄右京皇別に。新良貴。彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男。稻飯命之後也。是於新良國一即爲國主。稻飯命者新羅國王之祖也。日本紀不見。とある。今海に入座る神の。新羅國王之祖と成坐る事不審。此は姓氏錄の傳の誤れるに

て。三毛入野命の御事のまかひて。此命と傳はりたるものなるへきよし。記傳等にも既に論れたり。さて又新羅の天日槍は。稻飯命の御末ならんと云る説あれ。さにはあらず。日槍の妻來れるは。崇仁紀に出たるは誤りにて。神代の事なれば。稻飯命よりは前なり。○化為鏹持神。鏹と云義は。神代紀に云り。さて記にはこのこと。火々出見尊の。海宮より上國に返りましむ時のこととして。即載其和邇之頸。送出。故如一期一日之内送奉也。其和邇將返之時。解所佩之紐小刀。著其頸而返。故其一尋和邇者。於今謂之佐比持神也。と見えて異なる傳なり。記傳にもいはれし如く。この神の二なるにはあらず。記なるは。名義かの賜はれる紐小刀を持つるよしなり。と云れたるにつきて考るに。こゝなるは。上に拔劍入海とあれば。海中に入ましつゝも。なほ劍を持つ給ふよしの御名ときこえたり。暹羅に。嗚呼新天是無。入水而喪去。與弟相違事。同意。といひ。一説。此謂。さて如何なる故にて。今海中に入に。劍を拔持頭。流海外也。與火々出見尊入海同義。なほはとるにたらず。給ふそといふに。此時暴風のはけしきのみ非ず。惡魚海獸など。さま／＼のものとも現れ出て。皇舟を覆へさむとせしなるへし。故其妖物等を斬拂ひつゝ。容易く海宮に幸坐むと。勇み健ひて海に入坐しさまを。云傳へしなるへし。○灌溺の訓。オホホスは。オホラスに同じ。神代紀にもあり。古今集長歌。波のしわにやおほれむとあり。古くかくも云しなりけり。この事次に云。○往乎常世郷。記に御毛沼命者。跳浪穗。坐于常世國。と有て。常世國に渡りましむ所以は記さねと。此時のさまに因て。記傳に考へられたるは。此時此命の御舟は。何路ともなく。遙にたゞよひて。終に破れ若は覆りなどそしたりけん。灌溺とあるも此意とあもはる。さてしか御舟を失ひ給ひし故に。直に海上を歩み



わたりて。遙なる國に若坐りしなるへし。されは二記ともに。浪秀を踏てとあるは。舟なき故にしかし給ふなるへし。といへる。まことにしか聞えたり。さてかの新良貴へは渡りまして。かの國王となりましうにそあらむ。されとこに常世郷とあるは。たゞ海外の國と云る義にして。當時いまた新羅貴へ渡り坐しこと知れたるにはあらず。常世郷を新良貴と思ひまかふへからず。このことは聖紀にも委く云。

天皇獨與皇子手研耳命。帥軍而進至熊野荒坂津。因誅丹敷戸畔者。亦名丹敷浦。

荒坂津。こゝに津とあるを以て思ふに。この浦に皇舟泊給ひしなるへし。上に皇舟漂蕩とはあれど。稻飯命の海に入まして。祈き給ひしかは。天皇皇子の御舟は。恙なく此浦まで至りましうこと。帥軍而進とあるにてまらる。さてこの次に。高倉下かことのみえたるは。熊野の山にてのよし見えたるは。必この津に御舟泊給ひけんともはる。さて此地のことは次に出。○丹敷浦と云處は。上に云る三輪之崎。狭野など云るあたりの海灣を。今も錦の浦と云と。國人云り。此説實に然るへし。既に通證に。後拾遺集。錦浦と云處にて。道命法師。名に高き錦の浦を來てみれば。潜かぬあまはすくなくかりけり。又錦宮と云。又渚宮といふ。西行法師歌にも。夜もすから沖の鈴かも羽ふりして。渚の宮に杵鼓うつ。今濱宮といふ處是なり。新宮を距ること三里許。とあるは即是なり。これかの秀榮か説に。錦浦は長島村の一里に

かり東なり。此地は昔は志摩國なりしと云る説。記傳にもうへなひて。今も熊野の東北の極。伊勢國渡會郡の堺に近き地へに錦浦といふ處あり。是後丹敷浦なるへく。また天皇の大御歌に。伊勢之海之云々。とよませ給へる。是らを思ふに。此時熊野の地を。東北。行廻り盡て。かの丹敷浦まで幸行なるへしと云れしは。甚しき誤なり。また本居内遠か巡幸路次第と云るものに云れし説も。たしかなる證なし。いかに上古の事なればとて。さる迂迴なる路を取給ふへきよしもなく。またうれより何の故もなきに。もとの方に立歸りて。熊野の村に入坐るよしもなきをや。○丹敷戸畔。名義名草戸畔に同じ。通證に。今濱宮有二小祠。傳言祭三丹敷戸畔とあり。此説によらば。此丹敷戸畔は。濱宮の邊に住居れりけむを。今かく誅ひ玉ふは。はしめ熊野神邑あたりまで進み給ひけんか。暴風のために皇舟漂蕩ひて。遙かなる沖中へ放れ出たりけんを。今また吹戻されて。本來し丹敷浦濱宮のあたりへ。着給ひしなるへし。故そこにて此者を誅ひ給ひ。此より熊野邑にと。いよく定めて。入坐しものと思やり奉らる。よく地理を考へて。平かに思ふへし。

時神吐毒氣。人物咸瘁。由是皇軍不能復振。時彼處有人。號曰熊野高倉下。忽夜夢。天照大神謂武甕雷神曰。夫葦原中國猶聞喧擾之響焉。宜汝更往而征之。武甕雷神對曰。雖予不行。而下予平國之劍。則國將自平矣。天照大神曰諾。此云三字。每那利。

神吐毒氣。記に。到熊野村之時。大熊勢出入即失。また熊野山之荒神とあり。されは此神は。荒振神の假に熊と化れるなり。記の序に化熊とある。即此義なり。重風は。丹敷戸畔の化れるながら。其熊を神と化るなりと云り。されとこれに丹敷浦にての事



紀にはあらた。其より熊野山に轉か入まじし時のことなるへし。吐毒氣は。景行紀に得神氣。仁德紀に被蛇毒。欽明

紀に毒害なとあり。○瘁。記に。神倭伊波禮毗古命。倭忽爲遠延。及御軍皆遠延而伏。とあり。瘁

字書に病也とあり。景行紀に瘵臥。是を引て和名抄に。瘵臥和名字江不世利とあり。○

高倉下。下なる兄倉下弟倉下の訓注に。倉下此云衛羅餌とあるに倣て。此を訓へし。○

名義さたかならず。栗田寛就に。倉は倉庫の倉にあらずして。關雎などの久其に同じく。其地のさま岩窟などありて。久

いかに。又東風は。丹波風土記に。伽佐郡高橋郷。本名高橋。所に以高橋。高橋者。天香語山命。於倉部山尾上。創神廟。以收

神。以爲到其庫之料。故云高橋。とある。此に依て高倉下命の名ありと云へり。されどこの丹波風土記と云もの。豈しき書なれ

ば。證に引出へくもあらず。但し高庫の名義は。さる言にさこゆれと。兄倉下弟。なほ紀中吉士倉下といふ人もあり。野之口

倉下と書て久遠自訓めるは。下の本語志なる故なり。志毛の毛を略きたるにはあらず。うの體は。志へ毛を添ふれば志毛となり。多を添

ふれば志多となり。都を添ふれば志都となる。志毛は加敷に向ふ訓。志多は字附に對ふ訓。志都は本都に對ふ訓なり。足も阿へ志を添へ。節

も布へ志を添へたるなり。マて天孫本紀に。此高倉下を。饒速日命の子宇麻志摩治命の兄とし。天香語山命

天降名手栗查命。亦名高倉下命。御祖に隨ひて。自天降坐於紀伊國熊野邑。とあり。天香語山命のことは。神代紀にみゆ。

通證に。熊野社記曰。地主社祭高倉下命穗屋姫命。舊事紀曰。天香語山命異妹穗屋姫命爲妻。今在本

宮後。神名式山城國綴喜郡棚倉孫神社。傳云祭高倉下命。萬葉集所謂多奈久良能野是也。とあり。○

紀伊國神社錄にも。右の文ありて。地主神社を新宮の下に據たり。然るに通證には。在本宮後とあり。また記傳に。或説に熊野の

神藏大明神は。此高倉下なりといふは。然も有むか。なほよく尋ぬへし。とあり。神社錄にも。神藏

大明神。相傳高倉下命得天劍之處也。とあり。借神名式に。越後國蒲原郡伊夜比古神社。大神一宮

記に。天香山命といひ。社説に。上古紀伊國新宮神倉大明神。此國へ臨幸なり。伊夜比古大明神の御  
前名なり。と云るも由ある事なり。又神社錄に。高倉大明神。在高橋所祭高倉下命。饒速日命子也。母  
天道日女命。熊野神主祖神也。掠井赤木長井大山諸村。同神社存焉。と見えたり。かく處々に祀はれさ  
せ給ふ事は。實に其地主神に渡らせ給ふか故なるへく。また饒速日命の子と云事も。強かたきか如し。  
なほよく考へし。神主祖神と云事も。備能く正して注すへし。また此神を。常陸國鹿島神宮攝社に祭らる事もよしあり。其は同  
國二十八社鎮坐記に。板神社祀高倉下命は。天香山命の亦名。此神宮に由緒ある事は。神武天皇御世  
に。布都之御靈を降し給はりつるに依れり。とあり。此神を見目神と申すとそ。板は庫。底板の義。見目は祀  
をとりし。さて序に云。重胤云。神名式に。牟婁郡海神社三坐。或説に。本宮庄本宮村の東八町許に。七  
越峰と云有る。其東面六七町許山腰に在り。と云り。然る山中に海神を祭れる事。似つかはしからさ  
ることは。此稻飯命三毛入野命の。御事なとありしか如く。此御時なとそ祀はせ給へりけむ。海神は  
此天皇には。殊に二なく親しき神に坐ければなり。と云り。さることなり。○聞喧擾之響は。記に葦  
原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理祁理。我之御子等不平坐良志云々。とあり。佐夜具といふこと。神代紀  
に既に云り。此は悪神の荒ひて。如此天皇を惱め奉るを詔ふなり。借此訓注。奈離二字。恐くは行なる  
へし。○更往而征之。通證に。熙近日。因神代之先蹤。以命之。故曰更。とあり。記云。其葦原中國者。  
專汝所言向之國。故建御雷神可降。○平國之劍。記傳云。平國の段には。記に此刀のことは見えす。



されど。其時主と佩持て。功を成たまへりし刀は。必ありぬへし。况やこの建御雷神は。伊邪那岐大神の。迦具土神を斬給へる御刀より生坐て。元來劔に縁れる神なるをや。とあり。上野三神考に云。武甕槌に。披十掛劔。逆三刺立于波瀾。跋三坐劔前。間其大國主神。云々。古事記に見え。神代紀に。披十掛劔。倒植於地。其鋒端云々。など見えたる劔。即石上神宮に坐す主神布都御魂なるへし。と云れたるはさもあるへし。但し常陸風土記信太郡下に。昔都大神化道功舉て。兵仗を悉く殺し置て。天上に還昇り玉ひし也。布都魂の御刀は。○諾。難字記にもウメナリと注せり。萬葉集には字倍此時發しおき玉ひたりしなるへし。といはれたるはうけられず。

とあり。詞の沿革なり。藤正云。ことばは世々をふるまことに。うつり改まりゆくものにて。雅改むるともなく改まり行なり。萬葉集以上の書に。まみむめもにていへることばを。古今集にびびぶばにていへること多かり。萬葉にすめ神とあるを。神樂歌古本にすべ神。日本紀にみすまるとあるを。萬葉歌集にすばるとしるし。萬葉になつてあるを。古今集になつていへる類なり。これらをたゞ通音とのみとみて。沿革をしらぬはおろうかななり。と云れたるか如し。即ちことに字米とあるを。萬葉に字倍といへるも同じ沿革なり。また古今集には。こ。○諾の訓注。永享本には云。字每那一とありて。利字なし。其もあしからず。

時武甕雷神登謂高倉下曰予劔號曰師靈師靈。此云赴。屠能彌多磨。今當置汝庫裏。宜取而獻之天孫。高倉下曰唯々而寤之。明旦依夢中教。開庫視之。果有落劔。倒立於庫底板。即取以進之。于時天皇適寐。忽然而寤之。曰予何長眠若此乎。尋而中毒。士卒悉復醒起。

高倉下。本に下字を脱せり。信友校本に異本にありと云り。舊事紀。補ふへし。次なるも同じくあり。

○師靈。記云。此刀名云。佐士布都神。亦名云。鏡布都神。亦名布都御魂。此刀者坐石上神宮也。とあり。天孫本紀云。宇摩志麻治命誅長晴彦。帥軍歸順。天皇嘉忠節。授以師靈劔。天皇及即皇位。宇麻志麻治命獻天瑞寶。又豎神楯。以齋矣。謂五十楯。亦云今木。刺繞於布都主劔大神。奉齋殿內。五世孫伊香色雄命。遷建布都主劔大神於大倭國山邊郡石上邑。又自天受來天璽瑞寶。同共齋祭。號曰石上大神。とあり。さて三代實錄に。河内國彌加布都命神。比古佐自布都命神。式に阿波國阿波郡建布都神社。壹岐島壹岐郡佐肆布都神社。とあるなどは。此劔の靈を祭れるにや。また武甕槌神を祭れる御社にや。師の義は。神代紀の釋に云り。

○倒は。劔の身を上にして立るなり。この事神代紀に云り。○庫は。座と同じ義なり。師の義は。神代紀の釋に云り。

○倒は。劔の身を上にして立るなり。この事神代紀に云り。○庫は。座と同じ義なり。師の義は。神代紀の釋に云り。

○獻之天孫。記云。故阿佐米余玖。汝取持獻天神御子。物を置より出たる名なり。上に引る通釋に。熊野。此其遠遊とあり。

○獻之天孫。記云。故阿佐米余玖。汝取持獻天神御子。云々。○唯々の應。聲なるよしも。假名の於々なるよしも。既神代紀に云り。忠見集。櫛の木の下にて鹿の弓射ると云訓書にて。心にも

○適寢。記によるに。これ毒に中り坐るなり。○長眠。記傳云。こは悪神の氣に遠延坐ることは。御自所思賜はて。唯何となく長眠しつと所思看て。如此は詔へるなり。とあり。さて那賀伊の伊は。寢る事なり。分ていへは。伊は目を閉るを云。禰は靡き臥せるを云詞なり。○士卒悉復醒起。天皇忽然に寢給ふも。御軍人どもの悉く醒るも。みな此神劔の奇異を靈にそありける。記に故受取其横刀之時。其熊野山之荒神皆爲切仆。其感伏御軍悉寢起。とあり。記傳云。自とあるに心を著







るを。全體の大きを其頭にて知らせて。頭字を加へて書りしものと見えたり。頭の八咫ありなんには。其體はけに尋常の鳥とは。甚く異なるへし。和名抄に。歷天記云。日中有三足鳥。赤色。今按。文選。謂之陽鳥。日本紀謂之頭八咫鳥。とあるは心得す。 姓氏錄山城神

別。鴨縣主。賀茂縣主同祖。神日本磐余彥天皇。武。欲レ向ニ中洲ニ之時。山中峻絶。跋涉失レ路。於是神魂

命孫鴨建津之身命。化如大鳥。翔飛奉導。遂達中洲。時天皇嘉其有功。特厚褒賞。八咫鳥之號從是始

也。と見え。山城風土記に。可茂大神。御社稱可茂者。日向會之峯。天降坐神。賀茂建角身命也。神倭石

余比古天皇之御前立坐而。年中行事抄所引。系本。宿坐大倭葛木山之峯。自彼漸遷至山代國岡田之賀茂。云々。

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。記傳云。風土記に依れば。此八咫鳥神は。愛宕郡の賀茂上社別當神の御外祖父。下社御祖神の

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。御父なりけり。さて此神此度天より。先日向會峰に降着たまひて。其より東方に來坐て。此期

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。導をなし給ひ。天皇中州に入竟賜ひて後。葛城峯に行坐し。其より山代へ遷坐るなり。式に山城國相樂郡岡田縣神。大月次新嘗。和名抄

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。に。岡田賀茂郷。と云れたり。されど聖田實説に。御祖神二座と式にあり。其一は御祖にます多。須玉依姫。其一は建角身命にませば。即

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。入咫鳥神の御本神は。此にも祭らるなり。然るを其御父。古語拾遺にも。賀茂縣主遠祖八咫鳥者。奉導宸駕。顯瑞

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。神なりと云ては。疑しきやうなり。と云り。とるなり。然るに記紀とも。賀茂縣主の遠祖と云。續紀に。慶雲二年九月置八咫鳥社。于大倭國宇太郡。

賀茂縣主等遠祖也。と見えたり。菟田徑。といへり。然るに記紀とも。賀茂縣主の遠祖と云。續紀に。慶雲二年九月置八咫鳥社。于大倭國宇太郡。

是時大伴氏之遠祖日臣命。帥大來目。督將元戎。蹈山啓行。乃尋鳥

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。此社今はおとろすの社と云て。實家村に

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。在と云り。又釋紀に。賀茂建角身命。大和國

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。宇陀郡八咫鳥神社。山城國愛宕郡久我神社。同國同郡三井神社以上鎮坐三箇所。と

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。所。と

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

祭之。とあるは。帳に大和國宇陀郡八咫鳥神社ある。これなるへし。あり。久我三井二社も式に載て。三井社は殊に名神大にて。月次新嘗に預りたまふ。

所向。仰視而追之。遂達于菟田下縣。因號其所至之處。曰菟田穿邑。穿邑。此云于介知能務羅。 于時勅譽日臣命。曰。汝忠而且勇。加能有導之功。是以改汝名爲道臣。

日臣命。姓氏錄左京神別大伴宿禰條に。高皇產靈尊五世孫天押日命とあると。右京高志連條に。高魂命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。また右京大伴大田宿禰條には。高魂

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。命六世孫天押日命とあり。これによ

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。らば押日命の曾孫なり。されどこれも五世孫とある本あれば。うれ正しかるへし。さて。記に大久米命とあるも。此神の亦名なること。神代紀天忍日命

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。の下に注へるか如し。○帥大來目。督將元戎。拾遺には帥督將元戎。とのみありて。大來目といふ事

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。なけれと。其は畧けるにて。大來目部の元戎なり。拾遺古本に帥字なし。さらば帥大來目。督將元戎。とよむへし。大來目の事は神代紀に

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。云り。元戎は大戎謂兵車。○菟田下縣。伊勢風土記に。天日別命。神倭磐余彥天皇。自彼西宮。征此東州

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。之時。隨天皇。到紀伊國熊野村。于時隨金鳥之導。入中州。而到於菟田下縣。云々。和名抄に。大和

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。國宇陀郡これなり。此郡内に今宇陀といふ邑もあるなり。萬葉に宇陀の大野。宇陀の眞赤土などよめ

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。り。さて舊訓。縣をコホリとよめれと。こゝにては。阿賀多と訓へし。コホリの事は。阿賀多の事は。下の

命九世孫日臣命。とあるとを合せて考れば。此命は天押日命の玄孫なり。猛田縣主の下に委く云へし。さてこゝは。拾遺に顯瑞菟田之徑。姓氏錄に遂達中洲。とあるみな此地



なり。かれこゝに入咫鳥の社あり。上に引り。○下縣とは。此郡廣ければ。上代には上下に分れけむ。されど其境界は今詳ならず。○曰菟田穿邑。記に自其地フウカチコエ踏穿ヌ越幸字陀。故曰宇陀之穿トとあり。肥傳云。踏穿越とは。八咫鳥の翔りゆく導のまに。道もなき荒山中を。行通り坐るをいふ。穿とは。常に物に穴を鑿て。面より背へ貫通すをいふ如く。此方より彼方へ。路なき地を行通り貫け坐る意なり。穿字。通也貫也。と字書にあり。此紀に。踏穿と云ことなくていかとなり。因號三其所至之處。曰菟田穿邑とあるにて。もとはありしか略かりたりしこと知られたり。さて上にも云る如く。吉野川上なる國權あたりより。菟田下縣に達り坐る。其路次を考ふるに。國權は今も國栖庄とも云ひて。吉野川の川上なり。此地の事なほ下に詳に云今の心を以て思へは。其處まで至らずとも。上市など云渡を歴れば。大和國中なる。十市郡高市郡などの方に出る路あれど。今は其をはよそにみて。國栖よりかの龍門庄など云る地の。なほ奥深き山中なる。樵夫の通路たにあらぬ險路を。直まさまに踏通りて。國人にきくに。此間山脈つゞきいと峻しけれと。今は通路もあり。凡て二三里もあらんと云り。宇陀郡なる穿村へと幸行るなり。さるは既く十市高市の郡などの方に向ひて。中州に入坐へきなれとも。虜ろとも滿塞りて。居れるよし聞食て。この事は次々に見えたり。其方へは幸まさず。なほ東の方へと向む幸ませるは。一にはかの背負日ツ云々。と云事をおもほしめし。一には虜ろとも強き方を避給ふにもあるへし。さて穿と云は。右の路もなき山路を。押分踏通り坐るより云るなり。この穿といふ事を。熊野より大和へ入坐ほざの途とおもふは非なり。もししかあらば。この宇陀郡の地名となれるよしなきを思へし。さて記傳云。今世にも宇陀郡に宇賀志村と云あり。日張山のものと云り。これ此兄弟宇賀斯の住し地なるへし。然れば曰宇陀之穿とあるも。實は宇賀斯なるを。宇賀知と云こと。音の近きにつきて。かの踏穿ち越ま

せる故事によりて。穿と名けたりと。語り傳へたるものなるへし。されは穿邑と云は。世間にこの故事を。語り傳へたるのみの地名にて。實は其處にては。初より宇迦志邑とそ云けむ。とあり。○能有導之功を。水戸本永享本集解舊事本紀ともには。有能導之功とあり。本は寫し誤りて。轉したるものなるへし。○爲道臣は。名義明らか也。繼體紀の詔に。道臣陳チ讓リ。而神日本以盛云々。延喜六年。天皇欲に。此命を。伊佐良之。久多陀斯岐。關知乃於半道所佐。斗且曾我那毛。岐波多末比所。二三の句の際に。道臣とたち入たり。意美を。意中とよめるは音假なり。



## 附録

## 神武天皇熊野より大和國に入坐し御順路の事

神武天皇東征の御時。熊野より大和國に入坐し御順路の事。おのれは先に通釋を記しし時。古事記に因て。今の熊野新宮本宮等を経玉ひて。大和國十津川に浜り。吉野川の川尻に至りまししものと。定めて記したるは。記傳を始め。本居内遠氏の御巡路と云もの。みないつれも其證なく。たゞ推測の考なるを以て取らざりしなり。然るにこゝに熊野の人山田正か。年頃此御事に附て。深く地理を考へ。自らも其地を跋渉して。其證あるを見出て。熊野荒坂津史蹟考證書と云もの。一卷を編し。携へ來りて己に見せたるに。げにもと思へる事ともあれは。其書中にあることの大略を抜出て。左に云なり。

天皇熊野神邑(今の新宮町)に到。又海に航して東進せられ。海上遭難の際。二皇兄と別れ。僅に難を逃れて上陸し玉ひし荒坂津は。今三重縣紀伊國南牟婁郡荒坂村を。實蹟とすへし。此の荒坂村の海岸を。

二木島港とも云。まづ此地古來の沿革。及地形等を略叙し。次に各種の事實を擧て。上古の史蹟を證明せんとするに。荒坂村は舊四村にして。二木島浦。浦母浦。里浦。須野村と云。以上の四村みな。荒坂山の麓に沿へるを以て。其名を取り。四村を合せて今荒坂村と云ふ。かく合せたるは。明治二十年町村制度時也。荒坂村の東南に。

牟婁崎。英虞崎と云ふ兩岬あり。正に相對して一海口を作し。海水深く一大灣をなせり。此港口を。二木島と稱。(其海口に稻飯命御毛入野命二社あり。此事は別に云)古來此灣を以。日本紀に載する所の。

熊野荒坂津なりと稱するもの。實に其憑證の較著なるものとすへし。この二木島港は。今の新宮熊野神邑の東北約十里を距る。加ふるに同港の地に。當時鬪戰の舊蹟。及び二皇兄の神蹟。また高倉下命の舊蹟等あり。また各種の事蹟。大に當時の事態と相關聯するもの。其實地に存在する事ともを。次々に云はる。二木島港の海口。海に面して秀拔なる巨巖あり。橋崎と名く。古來傳へて云。天皇沿海にして。暴風に遇ひ。御舟漂蕩す。其載する所の橋。この所に漂着す。故に名く云々。又言ふ。大古此所にして。神明の鬪戰あり云々。紀に。天皇與三皇子手研耳命。帥軍進至熊野荒坂津。亦名丹敷浦因誅三丹敷戸畔者。とある。其荒坂即今云會根坂にて。其津即二木島港なるべければ。こゝにて丹敷戸畔を誅し玉ひし事を。神の闘ひ給ひしと云傳へしなるべし。會根坂は。荒坂村の東北會根浦に起る坂路なり。其頂上は即ち古昔。紀伊志摩兩國の境界なり。此坂古に所謂荒坂也。土人言。上古此山中にして誅に伏す。山中にその塚ありと云々。會根坂村より丑の方に當りて。會根浦に越る。往還の山路あり。會根の方よりの登りを。會根太郎といひ。北方より登るを。會根次郎といふ。峠を以て村境とす。當村より頂まで四十町。坂路甚だ峻なり。紀の荒坂は即此なる可し。二木島港の北方山間より流出て。同港に入る溪流あり。これを逢川。また逢初川といふ。古傳に。上古天皇上陸し玉ひし時。土人等みな此溪頭に出て奉迎し。また高倉下命此に出て奉迎し。劍を奉れり。故に逢川とも逢初川とも言ふ。此川を遡ること約六十町の山上に。高倉下命鎮座の舊跡あり。天倉山と云ふ。此山は地勢峻絶。荆棘を披きて僅に頂上に達するこ



とを得べし。頂上稍平坦なる處。老樹叢生危巖屹立し。境域頗る秀靈なり。下瞰すれば。二木島の港灣。曾根坂の嶮路。眼下にあり。頂上老樹の枝上に。一條の注連繩を懸け。其下に神酒の小瓶を供す。古來毎歲十二月。山麗曾根浦より献供するを例とすと言ふ。かく各種の事實今に存在するからには。これを以て實の御舊蹟を定むべし。と云り。右の説に據て。此御巡幸の路次を。今二木島港即荒坂津なりと定むる時は。それより大和へ入坐し路次は。何處にかゝり玉ふとかせんと云に。彼の荒坂村の西北にあたり。陸路大神坂と云る嶮岨の地あり。土人の傳に。天皇の通御ありしか故に。大神坂と傳稱すと云り。さらはそこを越えて。大和に通御ありしとすべし。但し此より前途の事は。更に確信すべき徴とはなけれど。現今の地理によりて考察すれば。右の大神坂より。凡一里半にして。新鹿村に至る街道あり。それより山に入れば。大和國吉野郡の入口なり。そこまで大凡七里半餘あり。其より大臺原の麓を経て。伯母嶺ハハナに出れば。吉野川の川上なりと。是も山田氏の説なり。されは皇軍の跋涉り玉へるは此ならん。今はいとよく開けたる路にて。誰も知る所なりと云り。此考まことに然る可くおほゆ。又同氏考證には。陸路大和に通ずるには。其路程近しといへとも。山中殊に嶮絶。行路極めて難し。之に反して沿海には。大小の港灣遠近に散在し。舟行頗る便なり。加ふるに古事紀傳の説の如く。伊勢能宇美能云々の御製を併せ考ふれば。當時嶮を捨て易に就き。舟行して伊勢の近海までも廻幸あり。それより大和に通御ありたるには非るか。と云り。しか見る時は。古事記の説の如く。この熊野荒坂津よ

り。再び海路を廻幸し。伊勢の大杉谷へかゝりて。吉野へは越坐るものとすへけれど。なほ海路の御巡幸は。聊か押當の説に近かるべし。

さて今右の説に因て云時は。路次よく通たるか如くなれど。又立かへりおもへば。さきに到熊野神邑。且登天磐盾とあるは。即今の東牟婁郡新宮村なる神倉山一名天磐盾なり。神倉山の麓に一小祠あり。渡御前と稱す。神武天皇を祠る。古來此祠は。帝の頓宮の遺跡なりと傳稱す。さて進み坐るか。其次に熊野荒坂津に至りますとある順次は。少したかへるか如くなれど。其荒坂は。三輪崎に荒坂山あり。然れば三輪崎は。本名荒坂津に疑ひなし。熊野巡幸記。紀伊國名所圖繪。またそこに荒津山と云もあり。又おな神の森と云もありて。丹敷戸畔の塚なりと云傳ふ。又そこに錦浦と云あり。そこを濱宮村一名渚宮村とも云り。錦浦後拾遺集歌にも見えたり。渚の宮の北方に小き葦祠あり。丹敷戸畔社と云。又錦浦明神と呼ふ。熊野巡幸記。紀伊國權風土記。又渚宮村若宮森と稱する所。古來是を神武天皇頓宮の遺跡なりと傳稱す。然るに又西牟婁郡蹟あるからには。これらも又たしかなる傳説なり。さきに通釋に引るも即これなり。然るに又西牟婁郡富士橋村大字二色中古の沙岬。庄二色浦。の海灣を以て。古の丹敷浦となし。又其地に丹敷戸畔の舊蹟を存せりとも云へり。こゝにも天皇上陸ありて。今も其處を旗立の岬と云。と云るも亦一説なり。かく各處の舊蹟あるを置て。上に云るか如く。南牟婁郡なる荒坂村二木島港を。まことの熊野荒坂津と定め云ふは。いかにもおほつかなきか如くなれど。よくよく其地形を考ふれば。この二木島港たしかなるか如し。されど



これまた古事記に從其八咫鳥之後到吉野河之河尻よる時は。其路次たかへるか如し。また高倉下命の舊蹟を。この荒坂山なる天倉山と定むる時は。今の熊野本宮新宮にて。この命を地主神と云るにもたかへれば。これまたうけはりても定めかたからん。なれども今此港口に。稻飯命御毛入野命の御社現に存在し。また天倉山の靈地なるなどをおもへは。なほ此二木島港の方に。心引れても閉ゆ。是はなほよく他日の考證を待て定むべし。

附錄

稻飯命御毛入野命の御社につきて

神武天皇の皇兄稻飯命。御毛入野命は。東征の御時。紀伊國熊野浦にて。甚しき暴風に逢。御舟漂蕩ひて。天皇の御舟とは離れまし。何處ともなく流離ひ坐しか。御毛入野命は。波穗を跳て絶域國に渡坐し。稻飯命は。御妃國なるを以。海宮に渡らんと。海原に入坐し事。古事記日本紀に見えて疑ひなきを。今同國牟婁郡熊野浦。二木島の港(即ち熊野荒坂津。今荒坂村と云)の港口なる牟婁崎に。室古神社あり。英虞崎に阿古師神社ありて。(港を隔て對立玉へり。共に村社なり)土人の傳説によれば。室古神社は。祭神稻飯命を奉祀す。社殿所在の地名を取りて。室古神社と申し。阿古師神社は。祭神三毛入野命を奉祀す。これ又社殿所在の地名を取て。阿古師神社と申す。古來兩社に傳ふる所の傳記によるに。神武天

皇東征の御時。此海上にして風浪の難に遇ひ。皇兄稻飯命三毛入野命。共に海中に入て薨す。風波收りし後。土人二皇兄の御屍を覓めて歸り。之を奉葬す。爾後其陵を崇敬して。産土神と爲し。毎歲五月五日。十一月二日。祭典を執行す。其式法は都て當時の狀景を模するものなり。中世より。居民漸く増殖するに及びて。別に社殿を建て。神體を奉安し。祭式は都て古傳に遵ふ。爾來今日に至るまで。二十一年毎に兩社式年造營をなすと云り。按に二神の御事は。正史に慥なる本文あれば。動かす能はず。土人も天皇の御舟のみ荒坂津に着て。二皇兄の御舟の着玉はぬか餘りに。覆没し玉ひしものとなし。哀悼の至誠より御陵を作りて。御衣冠又御劔の類。何にまれ。其所に埋葬し奉し事などのありしを。嗣々に言ひ傳へて。誠の御屍を葬り奉りしさまに。語傳へけん事。これ又さもありぬへき事狀なり。かゝる傳説の齟齬は。堂々たる神代紀。皇代紀中にも多かり。かれこれ論すべき事にあらず。

右の如く土人の傳説と齟齬せる。二皇兄の御事は。今更論するに及はず。二皇兄の御社に於ては。皇國中に一處も坐まます。人王第一代の天皇の皇兄たる上に。東征にも勞し給ひし御方にして。後世御祭典に預り玉はさるは。一大缺典と申す可きを。處もこそあれ。其漂蕩坐し熊野浦に。二千有餘年の當昔より。土人に祭られ玉ふ御社あること。おほろげの事にあらず。今の天倉山に當りて。かく世上に知られ玉ひし事。實以て時機到れるものと思ひやり奉らる。されは今にして。並々の郷社村社などの列に。備り玉ふべきものにあらず。御歴代の皇族等は。みな其由緒に付て。土地に厚く祭られ玉ふに。獨り神



武天皇の皇兄等の御社の。祭典に與り玉ふましきよしをければ。急々御治定ありて。官幣國幣の例に入玉ふへき御事なり。なほ申さば。第一の皇子五瀬の命は。已に同國瀧山神社と。古來より式典にも與り玉ひ。當御代には殊に崇敬を加へ玉ひて。社殿御陵殿しく改造ありしとなれば。其皇弟たる稻飯命御毛入野命の。御社殿御改造のうへ。古式に依て祭典をも。それく御執行ありたき御事なり。さもあらんには。二皇兄の御魂は申すに及はず。皇考とます鷓鴣草葺不合尊。皇弟とます神武天皇の御靈。はた。いかに天翔りつよよろこび玉はまし。是昭代の太しく貴き御舉をらんと。思遺奉らるゝに附て。かしこみくも言舉し奉るになん。

日本書紀通釋卷之二十三

飯田武郷謹撰

秋八月甲午朔乙未。天皇使登誤題伽彌徵魁帥。此云三比兄猾及弟猾者。猾。此云二。字介志。是兩人菟田縣之魁帥者也。魁帥。此云三比。登誤題伽彌。時兄猾不來。弟猾即詣至。因拜軍門而告之曰。臣兄兄猾之爲逆狀也。聞天孫且到。即起兵將襲。望見皇師之威。懼不敢敵。乃潛伏其兵。權作新宮而殿。內施機。欲因請饗以作難。願知此詐。善爲之備。天皇即遣道臣命察其逆狀。時道臣命審知有賊害之心。而大怒詰噴之曰。虜爾所造屋爾自居之。爾。此云二。飲例。因案劍彎弓。逼令催入。兄猾獲罪於天。事無所辭。乃自蹈機而壓死。時陳其屍而斬之。流血沒踝。故號其地曰菟田血原。



乙未は。二日なり。○使微兄猾云々。記云。爾於三宇陀<sup>ウツタ</sup>有<sup>レ</sup>兄宇迦斯弟宇迦斯二人。故遣<sup>ス</sup>八咫鳥<sup>ヤマトトリ</sup>。問<sup>フ</sup>二人曰。今天神御子幸行。汝等仕奉乎<sup>ウツマフ</sup>。於是兄宇迦斯以<sup>テ</sup>鳴<sup>コト</sup>。待<sup>テ</sup>射返其使<sup>ヲ</sup>。故其鳴<sup>コト</sup>。所<sup>レ</sup>落<sup>ル</sup>之地。謂<sup>フ</sup>詞夫<sup>コトウ</sup>。羅前<sup>ラマキ</sup>也。とあり。宇迦斯は地名に依れる名なるべきこと。上に記傳の説を擧て云り。さて國人云。今高見山と云山あり。今は吉野郡に屬せれども。古は宇陀郡なり。此山のふもと即穿<sup>ウツチ</sup>村なり。此高見山に。いにしへ兄猾の住し跡なりとて。石窟残り。この山は最も高き山にて。大和の國內にては。何方にても見ゆる山なり。其嶺を堺にて。うしろは伊勢國なり。と云り。記傳云。上文の穿てふ地名とぞ思ふ。今の現にも宇賀志村あれはなり。又今の宇賀志村は。此兄弟宇迦斯の住しに因て。後に地名とはなれるにて。彼穿に由あるには非しかとも思ひ。また穿を説て宇賀志となれるにて。人名とは別なるかとも。種々に思へとも。猶此人名も今の村名も。彼穿も別事とは聞かずなむ。此人名。書紀に猾字を寫るに依て。師は地名に非すみだりなる意なりと言れつれと。然には非す。彼猾字は。兄宇迦斯か不服る爲<sup>レ</sup>人に就て。書れたるものにて。必しも宇迦斯てふ言の意に依る字には非す。兄こそ猾なりとも云へけれ。弟は天皇へ忠に仕奉りしものを。争かは猾なりと云む。八十建をも。書紀には八十梟帥と書れたり。是も此人不服る爲<sup>レ</sup>人に就て當られたる字なり。多祁流とはたゞ勇猛きことにこそあれ。梟字の意はなし。天智天皇の御子に。建皇子と申す坐り。皇子に梟帥の御名を付奉むも

のかは。此等の例を以ても。猾字は必しも言の意に非ることとさるへし。とあり。○魁帥。上に首字をもよめり。人子之長の義なること既に云り。注の彌を本に編とあるは誤なり。今は永享本に據る。○施機。記には押機と作り。記傳云。此物は下文に踏<sup>フミ</sup>機而壓死。とある如く。人を欺て殺む爲に。然りげなく見せて。踏は覆り墮入て。壓れ死<sup>ス</sup>へく搦たる物なり。和名抄敗獵具に。漢語抄云。鼠弩一云<sup>ス</sup>鼠弓。於之。とある。是は鼠を取む料の押機なり。又天武紀施<sup>シ</sup>機槍<sup>ウツ</sup>とある。機をばフムハナチと訓れども。踏<sup>フミ</sup>機の此も於志と訓へし。獸を取る押機なり。今世には於志と云。又踏<sup>フミ</sup>機によりて許夫知とも云り。○將<sup>シ</sup>待取<sup>マツ</sup>とあるに依れるなり。○詰噴。本に詰を詰に作るは誤なり。今改む。○爾。記傳云。意禮は。人を賤しめ言る稱なり。宇治拾遺物語に。やうれおれらよ。○彎弓。弓引<sup>マカヒ</sup>擬<sup>ナ</sup>なり。麻迦那布は。記に令<sup>シ</sup>占<sup>シ</sup>合<sup>シ</sup>麻迦那波<sup>マカナハ</sup>とあり。字鏡。擬設也度也。萬加奈不。字書。擬<sup>ナ</sup>揣<sup>チ</sup>度<sup>ト</sup>以待也。と注せり。今も此意なり。○催入。記には追入とあり。彼機を設置る殿内へ。兄猾を追入るなり。○兄猾獲罪於天事無所辭。こは記者の辭なり。中書<sup>ナカノミ</sup>の物語書に。草子<sup>クサコ</sup>然るを水戸本には。兄猾曰云々とありて。猾か詞とせるは誤なり。また本に罪字の下に。兄字あるも衍なり。諸本に无<sup>ク</sup>宜<sup>ハ</sup>しき。さて本に天をキミと訓るは。記傳にも云れたる如く。古の道をよく辨へ知れるものなり。漢籍に。臣以<sup>テ</sup>君爲<sup>レ</sup>天と云事あり。また下文に天<sup>ノ</sup>流血沒踝。景行紀にも。血流至<sup>ル</sup>踝<sup>カ</sup>云々。血流之處曰<sup>ク</sup>血田<sup>ケ</sup>也。とあり。倭名抄。踝和名豆不奈岐。







る人の我にて。己が待鳴はと云むか如し。とあり。○辭藝破佐夜羅孺。記傳云。契沖云鳴者不障なり。波と夜と同韻にて通ふ故に。障を佐夜留と云り。萬葉五に。何か佐夜禮留とよめり。さて此の障は罹るなり。俗に物に觸るゝを。佐波留と云と同じ。と云り。此説の如し。又萬葉五に。許良爾佐夜利奴ともあり。○伊殊區波斯は。磯魚細にて。鯨を呼出ん枕詞なり。伊會奈とは。磯に依來る魚を本にて。漁を爲し。釣をする業は。いつこもあれども。まつは磯なるか便利よきまゝに。其魚取を磯魚取といひ。其業するを磯をするに云けるなり。萬葉三に磯廻とも書り。今昔物語廿九に。貝拾ふことを。漁に出で磯をしける。とあるなり。又紀中。及萬葉歌に。異舎離等利字彌とも。鯨魚取淡海之海ともつづけたるも。磯魚取なり。またすなとりも。いすなとりのいを略けるなり。されは伊會奈とは。たゞ漁とれる魚の名なるを。鯨に連れそめたるは。守部も云れたる如く。鯨は海王と云如く。諸魚の中に最名細き大魚なればなり。細字に心つくへし。さて萬葉に勇魚と書たる勇字は。たゞ異舎と云言に訓を借たるのみなり。又鯨魚と書たるは。恒に伊殊區波辭鯨と連れ習へる枕詞より。轉りたるにて。波流比能春日。登夫等利の飛鳥の類なり。鯨を勇魚といひしにはあらず。○區鹿羅佐夜離。記傳云。鯨障にて。鳴網へ鯨の罹れりと云なり。如是譬たる意は。思ひかけぬ大軍の來て。小謀の違へるとなり。和名抄に。唐韻云。大魚雄曰鯨。雌曰鯢。淮南子云。鯢鯢魚之王也。和名久知良。と見ゆ。さて鳴の小さき對へて云むには。大に猛き物は。鳥にも獸にもあるへきに。網に似つかはしからぬ。海物の鯨をしも。作賜へるは徒に

大なる物を擇出賜へるのみに非ず。此は此大饗の御饗物の中に。鳴と鯢との有しに就て。即其物に寄て詔へるなり。然らざれば。調に。さて此句。紀に流を。流の方を優れる。とあり。○固奈彌餼。守部云。婿之なり。名義は着馴女。伎と調と通音。米と彌と通音。の意なり。そは神樂歌。和禮乎支天。不多川萬止留也。とよめりしやうに。古妻妾となく。二妻持りし世には。萬葉七に。おほよそにわれしおもはと下に服て。なれにし衣をとりて將着やも。また。くれなぬのこそめの衣下に着て。上取着はことなきむかも。十一に。紅のこそめの衣を下に着は。人の見まくにほひ出むかも。又歌衣しもおほくありなんとりかへて。きなはや君かおもわすれ而有。などやうに。其二妻を衣に比へて。多くよみ習へりし故に。此名はあるなり。さて新撰字鏡に。婿。古奈彌。嫌。宇波奈利とあるも。本よりの妻は。家戸主なれば。君に従ひ。後に持副たるは。兼用の義以て。兼に従へるなり。倭名抄。前妻和名毛止豆女。一名古奈美。とあり。○那居波佐麼。記傳云。魚乞者なり。乞者を乞佐者と云は。古言の格そ。立を多々頭。行を由加須なといふ。同じ云ふ。守部云。此は世に夫の獵漁に出つれば。家なる妻子は。其獲物を待乞るならひに就て。如此詔ふなり。さて魚を那と詔ふも。御饗に就ての御詞なり。其は恒には字乎と云を。釣時は。魚釣といひ。猪も常は章と云を。獵の時は斯々と云て。鹿をも兼たり。春草も恒は和加久佐と云を。食料の時は和迦那と云。筍も常には多那能古と云を。食料の時は多加米那。後世多加米那。又多加守那と云は音假なり。と云ふ例のことしとあり。○多智曾麼能。守部云。立楓棧之にて。實と云む枕詞なり。多知は。木立立



木と云立にて。植りて立有を云。會歴は。和名抄に。唐韻云。楓棧木名也。又四方木也。和名曾波乃木とある是なり。但説文に。楓棧也。徐鍇字解云。字書二棧爲楓。音姑。唐韻云。棧四方木也。と注して。本木の楞のことなれば。其木の名にはあらざれと。此木漢名鬼箭と書字の如くに。箭に似たる皮の。幹にも枝にも付て。稜のある木なるからに。姑く楓棧字は當たるなり。仁徳紀に。柳素磨能紀とあるも。箭楓棧の意と聞るは。此同木なるへし。沈子。木は云る中に。その木。はしたなき心ちすれと。花の木ともちりやめきて。思ひかけね青葉の中より。さし出たるめつらし。と云り。かくうるはしき木な。かくて此木。甚小細なる赤き實成れりければ。今の俗には銘木と云り。又矢筈とも云るは。かの箭羽に似たるより云名なり。 次、の 棧 に対して。實の少き序に取出たまひしにこそ。○未通那鷄句鳩。上よりの連きは實と受て。言の意は肉の 少 乎 なり。此句記に。微能須那那久袁。とある本ありといへは。武備云。縣居官校本古事記に。此御歌。 須奈伊は。須奈伎也の音便なるを以て知るへし。さて鷄句は句と約り。鷄伎は伎と約るを。古言には通はしいへり。○居氣辭被惠禰。記には許紀志斐惠泥とあり。記傳云。紀には紀を氣と書り。氣はケの假字にて。紀にもケにのみ用たれば。ケと訓へきかとも思へと。凡て紀の假字は。吳音をも漢音をも用ぬ。一字を三音四音にも通はし用たれば。此字も漢音を取て。此はキと訓へし。とあり。一句の意は。守部云。扱之押ねにて。かの肉の少き骨からの處を。扱て取れと云なり。居氣は萬葉八に。

袖に古寸入つ。十八に。多麻古伎之伎豆。など多くよめる扱なり。稻などをこくと云も同じ。辭は助辭。被惠は字鏡に。扱押難等を字を訓て。肉をそき取ことなり。即今の言に閉具と云るも。比惠具の約り。比惠は閉と約れり。 又惠具留と云も。押難の上略なるへし。竹刀を今閉良と云も。比惠良の約れる事は。上の比惠具の例の如し。私記に。竹刀を阿平比衣と訓たるは。衣の假字連へり。 言の意は。斐は屠る減すなど云ふ波閉に通ひ。惠は割る折る等の。和袁に通へる以て准へし。泥は云々爲よと令する辭なり。と云り。○字破奈利鏡。又云。嫌之なり。名義は着馴女の條に引し。萬葉歌等に據るに。彼下に着し衣衣本の上に。今一重かさお着る心にて。上なはり妻の略かりたるにそあらむ。和名抄。前夫之太乎。後夫字波乎とある。此上夫下夫の稱に准ふへし。かくて此こなみ。うはなりか事。檜垣集又大和物語等に。一人の男か。こなみとうはなりとを率て來し事。出たるを以て。現在なる妻等の稱なることを表るへし。倭名抄。後妻字波奈利。とあり。○那居波佐麼。上なると同じ。○伊智佐介幾。守部云。最榮樹なり。其木は。和名抄に。杵漢語抄比佐加木。とある是なり。比佐加木は。實榮木の轉にて。赤くろく紫はみたる實の。多く成ゆゑに云。即今俗に毘者加紀と呼なるも。實榮木を説れるにて。世にしか呼はかり。實の多き木なるから。次の御句の連けはあるなり。かくて其を最榮木としも詔ひたるは。此木隠りに圓かに繁りて。其形さへえもいはずよき木なりければ。賢木の種類多きか中に。最てふ名は負りしなるへし。最は最前などの伊夜と云に通ひて。最一の意なり。伊知察夜岐は。最速の義。伊知志呂岐は。最白の義なり。 次々の御歌に合せて思ふに。此等の木とも。設けてにはあ







午撤去悠紀主基兩帳。天皇御豐樂殿廣廂。宴三百官。多治氏奏田舞。伴佐伯兩氏久米舞。安倍氏吉志舞。また大嘗會儀式に。巳日奏田舞。午日伴佐伯兩氏率舞人。入自儀鸞門。就中庭床子。奏久米舞。退出。次。安倍氏奏吉志舞。有手量大小及音聲巨細。とあるに據れば。久目舞を奏する時。手量大小音聲巨細ある事は。大嘗會午日豊明節會の時の事なるか如し。古人もしか見られたるか故に。此樂府を古くトヨノアカリと謂て。通證にも。樂府所謂豊明節會也。と説れたり。されと上古の久目舞。必大嘗會にのみ限るへくもおもはれぬは。なほ上に云るか如くなるへし。既に天平勝寶年中には。佛事の庭に舞せられたりしことあり。

是後天皇欲省吉野之地。乃從菟田。穿邑。親率輕兵。巡幸焉。至吉野時。有人出自井中。光而有尾。天皇問之曰。汝何人。對曰。臣是磐排別之子。此則吉野國是國神。名爲井光。此則吉野首部祖也。更少進。亦有尾而披磐石。而出者。天皇問之曰。汝何人。對曰。臣是磐排別之子。此則吉野國樞部始祖也。及緣水西行。亦有作梁取魚者。此則吉野國日。臣是苞苴擔之子。此則阿太養鷓部始祖也。苞苴擔。此云。此則阿太養鷓部始祖也。珥倍毛菟。

吉野は。記傳云。延斯怒と訓へし。記朝倉宮段大御歌。此紀天智卷の童謡に。余伎を曳岐と云へれば。吉をも延斯とも云て。古は此地名をも然そ呼けむ。萬葉十八には。與之野とよめり。和名抄に。大和國吉野郡吉野。與之乃。とあり。さて記には。熊野の奥にて道に迷ひ玉へる時。高木大神の御教覺によりて。從天八咫鳥を遣せ給へる。其八咫鳥の後より幸行しかは。到吉野河之河尻。とありて。此紀と異なり。又事の次第も。記は先贊持。次に井氷鹿。次に石押分とありて。此と異なり。○欲省。永享本三島本に。省を看に作れる其よろし。○光而有尾。記には井有光と云て。此人に光のあることは見えぬを。人に光ありといへる聊異なり。永享本には尾而有光とあり。大にも尾而披磐石と云々あり。○井光は。名義字の如し。記には井氷鹿と作り。記傳云。光を比加とのみいへる例は。和名抄に。伊勢國朝明郡田光。多比加てふ郷名あり。さて此井氷鹿に遇たまへる地は。今の飯貝なるへきか。井光りを説りて伊比加比といへるから。飯貝と書き。また後に伊賀比とは説れるなるへし。此村は吉野川の南づらに在て。上市の向ひなりとあり。さて爲井光の爲を。永享本に日字に作れり。○吉野首部。七に伊勢大鹿首部波云々と云る例あり。天武紀十二年十月。吉野首賜姓曰連。姓氏錄大和國神別。吉野連。加彌比加尼之後也。諡神武天皇行幸吉野。到神瀨。遣人汲水。使者還曰。有井光女。天皇召問之。汝誰人。答曰。臣是自天降來白雲別神之女也。名曰豐御富。天皇即名水光姬。今吉野連所祭水光神是也。とある。加彌比加尼と。水光姫と。同しきか異なるか。まさらばし。此水光姫即井氷鹿と聞ゆるを。水と井と義も近く。音も横に通へり。女と云るは異なる傳なり。と記傳に云り。○更少進。記云。即入其山之。と



あり。記傳云。此道は。飯貝の地より。河に傍ては上坐すて。吉野山に入て。國巢へ越坐るなるへし。故入<sup>ニ</sup>其山<sup>一</sup>とはいふなり。とあり。○鷲押別之子。此名別を和氣と訓すして。和句と訓るよしは。次なる苞直擔の下に云へし。さて記傳云。某之子といふ名は。浦島之子などの例なり。書紀仁德卷に。杉子此云<sup>ニ</sup>葛呂母能古<sup>一</sup>といへる人も見えたり。なほ此外もこれかれあり。とあり。○吉野國權部。記傳云。昔より久受と呼來れども。此記の例。若久受ならむには。國字は書くまじきを。此にも又他の古書にも。皆國字を作るを思ふに。上代には久爾須といひけんを。やゝ後に。音便にて久受とはなれるなるへし。凡て音の中間にある音は略かりて。其下の音に。音にされる例多し。是のつからの音便なり。されど正しく久爾須といへること。物に見えぬは。姑舊のまゝに。今も久受と訓り。武輝云。夫木集卷部に。とほつ人よしの久爾須いつしかと。つかへそまつるとしのは本の訓によりて。よま。さて今も吉野川に添て。南國栖村といふありて。南と云は。昔は北國。其あたり七村を總れたるにや。知かたし。さて今も吉野川に添て。南國栖村といふありて。南と云は。昔は北國。其あたり七村を總て。國栖莊といふなり。萬葉十に。國栖等之春榮將探司馬乃野之云々。とよめり。此歌の初句を。今本にかなへるか。又久受と云ことを知らずて。妄に訓るか。袖中抄に引るには。クズビトノとあり。姓氏錄。大和國神別。國栖出自<sup>ニ</sup>石穗押別神<sup>一</sup>也。神武天皇行<sup>ニ</sup>幸吉野<sup>一</sup>。時川上有<sup>ニ</sup>遊人<sup>一</sup>。于時天皇御覽。即入<sup>ニ</sup>穴<sup>一</sup>。須臾又出遊。竊窺<sup>レ</sup>之喚問。答曰。石穗押別神子也。爾時詔賜<sup>ニ</sup>國栖名<sup>一</sup>云々。とあり。是に石穗押別神子といへるは。眞なる傳なり。若神字新か。または之子。と云り。○緑水西行。川上の國栖の方より。河にそひて。還り下りませるなり。記云。到<sup>ニ</sup>吉野河之河尻<sup>一</sup>。時作<sup>レ</sup>筥<sup>一</sup>。有<sup>ニ</sup>取魚人<sup>一</sup>。とあり。○作梁。和名抄。毛詩注云。梁魚梁也。和名夜奈。唐韻云。籍取<sup>レ</sup>魚宿也。漢語抄云。夜奈須。記には

筥とあり。筥は和名抄に字倍と訓り。萬葉集抄に。竹にて編たる筥を。口廣く末をゆひすゑて。山川の瀬に伏置き。字倍の左右を塞き。字倍の中より水を流して。魚の流れ入るを取なり。とみゆ。これも梁の一部なり。さて夜奈は屋魚なり。天武紀に比滿沙伎理の梁あり。新撰六帖にのほりやをあり。和訓栞に。梁は木をよせて魚を捕るものなり。とあり。孔雀樓筆記に。世に梁といひ傳ふるは。魚を養ひおくいけす。北地にて梁と云は。魚を捕るの具にて。彼イケスとは。形全くかはれりと云へども。共に木を以作りて。魚を容る屋なるに依て。同名を負へるか。作を字知と訓るは。萬葉三に。梁者不<sup>レ</sup>打而。又梁打人乃。十一に八名打渡。などあり。○苞直擔之子。記には贊持之子と作り。此の名の訓。記傳云。師は持を毛知と訓れたり。凡て之と受る上は。必躰言なる例なり。書紀に毛菴と注せられたるは。此記にも上卷の必多那備と訓へき建字を。多那夫と注したる例にて。言の居りたる處を以て。注せる物とすへければ。毛知と訓むこと諾なるか如し。然れども猶熱思ふに。たゞ擔一字ならむにこそ。言の居りたる所を以て。毛菴とも注すへけれ。是は苞直擔とつゞきたる上に。人名にさへあれは。毛知ならむには。決して毛菴とは注すましく思はる。故今は彼訓注のまゝに訓つ。石押分の分字の訓も。此と同格なり。とあり。但し永享本には。菴字習に作れり。名義は。此時に魚を取て。大御贊を献しに因て。賜へるものなるへし。子孫も輪飼なるをや。と云れたり。菴直は。倭名抄に菴魚也。私記於保備傳。俗云阿真菴直とあり。記傳云。菴魚肉といへれども。菴直は魚肉に限らざる也。ふより出たり。苞直また蟹字などは未なり。菴直の本義にはうとし。といはれたり。○阿太養鷓部。記傳云。和名抄に。大



和國宇智郡阿陀郷あり。是なり。萬葉十一に。安太人乃八名打度瀬速。十に。阿太乃大野之芽子花散。などよめるも。此處なるへく。今西阿田村東阿田村は。吉野川の北に在て。伊勢より紀國へ通ふ大道なり。南阿田村は。河の南にあり。また此あたり十二村を總て。阿陀郷といへり。又阿田村に今も贊持の宅址とてありと。大和志にいへり。また今贊持の魚取居たるも。即此地なるへし。記に吉野河尻とあるに合へり。と云り。養

九月甲子朔戊辰。天皇陟<sup>ノボリ</sup>彼菟田高倉山之嶺<sup>イタノケニ</sup>。瞻望<sup>オモヒノミ</sup>域中。時國見岳上<sup>クニミタケノ上</sup>。則有<sup>ナラバ</sup>八十梟帥<sup>ヤサカサ</sup>。又於<sup>ナラバ</sup>女坂置<sup>メノサカニ</sup>女軍<sup>メノイクサ</sup>。男坂置<sup>オノサカニ</sup>男軍<sup>オノイクサ</sup>。墨坂置<sup>スミサカニ</sup>熒炭<sup>ヒョウタン</sup>。其女坂男坂墨坂之號由<sup>ナラバ</sup>此而起也。

戊辰は。五日なり。○高倉山。通證に。今守道村西に在とあり。されど此山は。さはかり高き山にあらず。これを高倉山と云も。近き頃の事なりと。國人云り。をほよくたつぬへし。かの上に云る高見山には。あらしか。此は試に云の。○域中。域を本に城に誤れり。信友校本及舊事紀に。域とあるに依る。○國見岳。通證に。在伊賀見村上方。跨伊勢二州。山勢尤高聳。また集解に。鴨祐之曰とて。國見岳宇太郡有二三所。一在伊賀見村。一在伊勢之境。其今云國見山也。とあれと。甚く地理異なり。下に擊八十梟帥於國見丘。破斬之とありて。餘黨を忍坂邑に擊給ひし事見えたるは。忍坂の近き傍ならては叶はず。今其邊に國見

岳と云ふへき山はあらぬか。よく尋ねし。ある説に。今女坂男坂の間の山のつゞきに。音羽山と云るがあり。いと高き山にて。國中のよくみゆる處なり。そのあたりならん。と云り。をほよくきく正すへし。○八十梟帥は。記に到忍坂大室之時。生尾土雲八十建。在其室云々。下文に。磯城八十梟帥。赤銅八十梟帥。また聚八十梟帥云々。景行紀に熊襲八十梟帥。などあり。記傳云。八十建は一人の名に非ず。右の中に八十梟帥を聚ともあるを以見れば。八十と數多の建ともをいふなり。記に宛八十建。設八十膳夫とあるにても知へし。さて右の如く。此御世に八十梟帥と云る。此彼ありし中に。記の忍坂の大室なりし八十建は。紀の國見岳上に有。とある八十梟帥なり。武部云。既に云るか如く。記にては。忍坂の方は。國見岳の餘黨にて。傳の總稱異なり。さて建とは。定まれる名にはあらず。威勢あり猛勇き者をいふ稱なり。梟帥と書れしも此字に泥むへからず。日代宮段に。熊竹建。紀には川上梟帥出雲建など云もあり。とあり。○女坂は。通證に。在宇陀郡宮奥村西。界三十市郡とあり。○女軍は。女子の軍立せるを云。この事下に委くいふ。○男坂は。通證に。在宇陀郡半坂村西。界城上郡とあり。○男軍は。男子の軍立せるを云。さて軍に出立は。男子の常なれば。こゝに男軍と云るはいかゝなるやうなれと。此は女子の軍立せる女軍に對へての名なり。男房といふことはなけれど。女房に對へて。さる稱のあるか如し。このこと中昔の書にもに見えたり。○墨坂。通證に。在宇陀郡萩原村。崇神紀祠墨坂神。雄畧紀菟田墨坂神。萬葉集云。君家爾吾住坂乃家道乎毛云々。とあり。○置熒炭。熒炭は。うつほ藏開中に。おこしすみ云々。清水濱臣云。今云けしすみなり。又



たごんの類なりといへり。されど此は下に炭火とあれば。姉したる炭火を云へれば異なり。さて置姉炭は。通証に断敵路一也とあり。このこと下にみえたり。そこにいふへし。○其女坂男坂云々。由此而起也。本に其を具に誤れり。さて又於女坂云々と云より。これまでは。下に見えたる所。磯城八十島帥が兵なり。さるを次に復有兄磯城軍云々。とあるいかとなり。またここに見えたる趣にては。女軍男軍は八十島帥が兵なり。下にこの稱見えたるは。天皇の御軍なり。敵御方ともに同じ稱あるへくもあらず。故按に。この三十一字は。誤りて入じものぢらんか。なほ次に云ふを見るへし。

復有兄磯城軍。布滿於磐余邑。磯。此云志。賊虜所據。皆是要害之地。故道路絕塞。無處可通。天皇惡之。是夜自祈而寢。夢有天神訓之曰。宜取天香山社中土。介遇夜。以造天平瓮八十枚。平瓮。此云。并造嚴瓮。而敬祭天神地祇。嚴瓮。此云。怡途背。亦爲嚴咒詛。如此則虜自平伏矣。嚴咒詛。此云。怡途能加辭離。

兄磯城。磯城は大和國の地名にて城上下郡是なり。此地名を名に負へるなり。下文に磯城産とある

は。登美尾古也。兄弟を合せて云り。又弟指が奏して。倭國磯城邑有磯城八十島帥とあるも。此磯城産が黨を云なるへし。○布滿。伊波美は。下文に屯聚の字をよめり。其義なり。○磐余邑。大和國十市郡なり。名義下にみゆ。○要害。紀中此二字多くヌマと訓り。新撰字鏡にも。阪障也坂也險也。奴真とあり。(要害とは。我に要にして敵に害なるよし。漢書西南夷傳の注にあり)沼の義なるへし。沼は極て越かたきものゆゑ。要害の地をしか云とみえたり。されど要害之地を。ヌマノトコロとはよむへくもあらず。またこの如くヌミと訓る處もあり。かにかくに疑はしき詞なり。○祈而寢。宇氣比と云る言意は。神代紀に云り。○天神。いつれの神ともなし。通証に。玉木翁曰。疑是高皇產靈尊也。とあり。さもあるへし。○天香山社は。式に大和國十市郡天香山坐。楠真智命神社。大月大新嘗元。名大庭等乃知神。あり。是なり。按本注印本。大庭呂井天和神とあるは。さて此社。今香山の北の麓にあれども。上古は必山の嶺にありしものなるへし。和州五郡神社名帳大略注釋云。十市郡天香山坐。楠真智命神社一坐。在神戶郡香山村山頂。其は(但東向)とあり。されば其嶺までも山の頂にありしなり。此書は文安三年に書るよし記せり。ここに香山社中土とあるを。次の文には。取其嶺土とあるにて知へし。さて此香山の土をしも。取らしめ給ふ事は。天神の詔なれば。いかなるよしとも。うかひ奉るへきにあらねど。思ふに此香山は。天上にても天神等の祭神の時には。此山のものをとらしめ給ふ。尊く深き由縁のありける山なりければ。天石宮の事を見へし。此國土にても。香山の降着しなり。此山の土以て作れるものもて祭らんには。神等の祈禱事聞し召入給ふへき。深きことわりのありける事とは知られたり。崇神紀に武埴安彦が謀叛せ



し時も。此山の土を取て。領巾の頭に裏み祈て。倭國の物質也と云ること見えたるも。即この謂を知て。埴安彦かおほけなくも。はからひしものなるへし。なほ此山には。種々の深き故由ありける事等は。神代紀の注に云るを。考合せて知るべきなり。さて注の磨字。本に磨とあるは誤なり。今は三島本に據る。磨に作る本もあ。○天平瓮八十枚。通説に。按據し釋則瓮當作磨。下文には。八十平瓮とあり。記傳云。和名抄瓦器類に。盆。唐韻云。盆瓦器也。爾雅云。瓮謂之缶。兼名苑云。瓮一名孟。弁色立成云。盆比良加。俗云保止伎。盆と瓮とは同字にて。今云皿鉢の類。字鏡には。甃又鏤を比良加とあり。甃は字書に見えず。又鏤比良加に。さてこの器は。今の皿又土器などの如くなるものと聞えたり。但儀式に。比良加。徑一尺三寸。深一尺四寸とみえ。大嘗祭式に。比良加一百口。各受二一斗。などもあれば。大なるも有なるへし。名義は。比良は平瓮と書る如く。深からず平なる形を云。式には多加須伎と云器も見え。また今世の膳具に比良あり。淺らの意なるへし。書紀に淺盤とあり。俗言に器の淺きを佐良伎と云。迦は。此類の惣名と聞えて。由加。大嘗祭式に。凡爾供三神御一輪器者神語曰。由加物。多志良加。式に。甃などあり。又甃。土器などの氣も通音なれば。本一名なるへし。とあり。八十は數の多きを云。枚はこれも迦また氣に通ひて。器の惣名なるへし。保止伎。多加須伎。など。また按ふに。熱田本に枚をデとよめり。また倭國世記古寫本に。これによらは。手の意なるへし。崇神紀に。物部八十手所作祭神之物。とあるも。八十平瓮の類なるへし。平瓮の類は。すへて手して造れるものなれば。大文に手扶八十枚。其數を幾手と數へても云へきなり。○嚴瓮。伊豆は皆神を祭る時の事にして。齋ひ

清めつる意もて云なり。瓮は記傳云。仁賢紀に。瓮此云倍。と見え。貞觀儀式。大嘗用度に。淡路國御原郡瓮十口。各受一斗五升。など見ゆ。古用に用たる字。瓮か瓮か定まらず。必一なるべきを。形も義も似たる故に。後にまかひて。り。瓮は歩奔反。盆と同し。和名抄には。瓮字亦作甃。和名毛太非。盆字亦作甃。比良加。俗云保止伎。とありて。倍と云名は見えず。大抵瓮は大きにして。體大なる物。甃は小き物と見えたり。されど漢國にして。古く用ゐたるさま。二字まさらはしく聞ゆ。今思ふに。甃には甃字より。瓮の方今少しよく當れば。古書に用たる。曾此字なるへし。○武都云。倭名抄に。爾雅曰。瓮謂之缶。とありて。主計式に。伊受斗盛。酒陶器。推古紀に。出雲國神戶郡有瓜。大如。瓜とあれば。瓮を小き物とも定めかたし。されど類案名義抄にも。甃瓮(並正)甃瓮方をへと定めむに難なるへし。塙も魚を養る瓮と云名なり。とあり。さて此嚴瓮は。次文に。天手扶八十枚嚴瓮と云るもの。即これなり。○天神地祇。倭名抄に。周易。天神曰神。地神曰祇。和名阿萬豆夜之呂。久邇豆夜之呂。○嚴呪祖は。古へはかゝる術ありて。神に祈り人を呪詛しこと。をりを見えたり。さて伽辭離といふ言意は詳ならず。按に。佛家に加持と云事あり。この咒詛祈禱のさまと相同し。其加持と云るは。此の伽辭離を。彼か道に轉して。用ゐしものならんとうおもはる。○虜自平伏矣。矣字舊事紀に依て補へり。

天皇祇承夢訓。依以將行。時弟狛又奏曰。倭國磯城邑有磯城八十梟帥。又高尾張邑。或本云。葛城邑。有赤銅八十梟帥。此類皆欲與天皇距戰。臣竊爲天皇憂之。宜今當取天香山埴。以造天平瓮。而祭天社國社之神。然後擊虜則易除也。天皇既以夢辭爲吉兆。及聞



弟猾之言。益喜。於懷。乃使椎根津彦著弊衣服及蓑笠。爲老父貌。又使弟猾被箕爲老嫗貌。而勅之曰。宜汝二人到天香山。潛取其巔土。而可來旋矣。基業成否。當以汝爲占。努力慎焉。

磯城八十島帥は。兄磯城弟磯城。又長髓彦の類を總て云り。○高尾張邑。或本云葛城邑。高尾張邑を。葛城邑と改めたるよしは。下文に見えたり。葛城は今葛上葛下二郡となれり。記傳云。國名の尾張は。此高尾張より出て。其は尾張氏人の葛城より出て。彼國に下住居し故に。其本居の名を取て。國名とせるかと思へとも。然には非し。かの神武卷の趣は。一の傳へにて。實は天火明命の子孫。葛城に住居けるか。尾張國造になりて。彼國に下り居住し人ありし縁によりて。其國名を取て。本居の葛城を。高尾張邑とも云けむを。誤りて本名の如く傳へ云しなるへし。但しこれらは。今己か思ひよれることにて。たしかには定めかたけれとも。とまれかくまれ。葛城に高尾張てふ名のあるは。此氏の本居なる由縁なる事は違はざるなり。と云り。按に此記傳の説。神武卷の趣を。一の傳なりと。せられし上は論なけれども。高尾張は此地の本よりの名なるを。葛網にて土蜘蛛を掩ひ殺せしより。葛城と改めたるよし。たしかなる傳下文に見えたるは。なほ國號の尾張も。大和より出たりと見る方。お

たやかなるへし。重胤云。高尾張は謂ゆる高天山の山尾の。張出たるに因れる名ときこえたり。天孫本紀に。葛城尾治置姫と云人名もあり。と云れたる説によるへし。なほ今昔物語十二に。大和國葛下郡に。高尾寺と云寺ありけり。と云るも高尾張なるへし。と云るにつきてなほ按に。東大寺正倉院文書に。聖武帝時。尾張中島郡人。勳十二等甚目多希磨と云人ありて。三代實錄九に。尾張國海部郡人甚目連公宗氏。尾張醫師甚目連公多雄等。同族十六人。賜姓高尾張宿禰。天孫火明命之後也。とあるを以て。尾張と高尾張と別ならざる事は明らかし。されど。此氏人の。葛城より始て尾張國に下り住居しは。何れの御世なりけむ。さたかならず。○或本云葛城邑。或本は。一本を以て書入たるが。本文とされるなり。此事は通釋首卷に委く云り。また邑の下。本に也字あり。永享本に无方よろし。○赤銅。いかなる義にて。さる名は負けん。おほつかなし。もしくは地名などにもや。ある人今此郡に赤銅村と云ありと云り。まことなりや關正すへし。信友校合古本。また舊事紀に赤銅とあり。下文に。高尾張邑有土蜘蛛。其爲人也身短而手足長。與侏儒相類。皇軍結葛網。而掩殺之。とあるとは。異なるか。詳ならず。○乃使椎根津彦。本に使字を脱せり。中臣一本にあるに依て補ふ。○弊衣服。熱田本にイヤシキキヌと訓り。○老父貌。本に父を人とあり。今永享本による。○汝を。ナムタチと訓るは。汝等なり。儀式大體儀に。佐渡與里乎知能所乎。奈牟多知疫鬼之住加登定賜比云々。とあり。○巔土。通證云。今按。前日社中土。則古昔封社之法。及社之所在可<sub>レ</sub>以知<sub>レ</sub>矣。とあり。社の在所のことは。前に云り。考へ合すへし。



是時虜兵滿路難以往還。時椎根津彥乃祈之曰。我皇當能定此國者。行路自通。如不能者。賊必防禦。言訖徑去。時群虜見二人。大咲之曰。大醜乎。大醜。此云。映奈瀨備勾。老父老嫗。則相與闢道使行。二人得至其山。取土來歸。於是天皇甚悅。乃以此埴造作八十平瓮。天手抉八十枚。此云。多衛。嚴瓮。而陟于丹生川上用。祭天神地祇。則於彼菟田川之朝原。譬如水沫。而有所咒著也。

時群虜。時上永享本是字あり。○手抉は。土器にて。土を丸めて。中を指にて窪めつくれるなり。和名抄。觸。角錐。和名玖之利。新撰字鏡。剗削也挑也割也。久自利。惠留。久自流と云こと。竹取物語夫木集にみえたり。名義抄に。觸をホル。又ウツルと訓り。通證云。以二手指剔抉也。今所謂手壺小壺之類。手壺俗云殿暮小壺。俗云都暮都暮。手壺之至小者也。とあり。さてこの天手抉八十枚嚴瓮は。上文に見えたる。并造嚴瓮とある。嚴瓮のことなり。其は天平瓮に對へて。形のつほめる器なるか故なり。ことに八十平瓮とあるは。上文の天平瓮なること云々も更なり。○大醜乎。熱田本乎字なし。また注の勾字下。永享本耶字なり。○丹生川上。式に大和國宇陀郡丹生神社とあり

て。其地を帳考に。在雨師村と云。此處より宇陀川まで。凡十町許隔れり。昔は丹生川とも云けん。然るに此丹生を。式吉野郡丹生川上神社の地なり。と説けるは誤にて。彼地は宇陀郡雨師村より。甚遠き山中なれば。此に叶はず。朝原は丹生神社の邊の古き地名か。たつぬへし。また式宇陀郡阿紀神社とある社を。帳考に。在追間村。今稱三神戶明神。域内有中祠九前。隣村三十共預三祭祀。神武紀。陟丹生川上。用祭天神地祇。即此。とある地なり。とも云り。延曆儀式帳に。宇太乃阿貴宮坐。天武紀に。菟田吾城。萬葉一に。阿騎乃大野とよめる。即此なりと云り。國人の説によれば。追間村なるは後に祭れる社にて。いにしへは今春日村上方明山と云處に社ありしを。秋山右近と云もの。此地に城を構へし時に。今の追間村に社を遷せりと云り。されと。其處は丹生川を聊か隔てたれば。丹生川上とあるにはいかうあらむ。式内の社は。まことに明山の方なるへし。をほ次に云。○用祭。用字永享本になし。下に用祭皇祖天神とあれども。水戸本には用を以に作る。されはこゝもなき方よろしかるへし。○則於菟田川之朝原云々。菟田川は。通證に。宇陀川一名萩原川。東西二水會。下井足。曰宇陀川。經萩原。入山邊郡。と見え。東西二水とは。宇陀郡を流る川二筋ありて。一は龍門莊あたりより出。西川と云。一は入谷村と云かの穿村の方より出る川なり。これを東川と云。井足村にて合る。朝原は。式宇陀郡丹生神社とある社を。帳考に。在雨師村。神武紀所謂菟田朝原即此。とあるは據あるか。されと今朝原と云名は。此地にあらずと。國人云り。か。丹生川上と。この朝原と一處なるへし。さて此處の總ての文。此時のさまを録せる記者の詞なるに。譬如水沫云々とあるは。人の言辭の如くにも通えたり。次の天皇の御言に。譬猶波葉之浮。按ふに。



なほ言辭にはあらて。記者の詞として解くべきなり。されといとく心得かたし。重胤云。譬如水沫云々とあるは。水沫の朝原に依着を。呪に依て著と云か如くなれとも。此を加志理着と訓るは。今俗にも。此より行て物と合て。離れざる事を。カジリ着と云は。古言の遺れるなり。と云れたれど。何のこともわきかたし。故つらく考るに。此は彼天神の御訓に。敬祭天神地祇。亦爲嚴呪。と宣へる。其呪詛のわさを云るにて。まつ古の呪詛の態。後の世には傳はらねど。記の天の日矛の段なる春山之霞。壯夫の御祖か。其兄なる子を恨みて。伊豆志河之河島之節竹を取て。八目の荒籠を作り。其河石を取り。鹽に合て。其竹葉に裹て。詛言する處の詞に。如此竹葉青。如此竹葉萎。而青萎。又如此鹽之盈。乾而盈乾。又如此石之沈。而沈臥。如此令詛置於烟。上。是以其兄八年之間。干萎病枯。とあり。上古の詛言は。かく丁寧に諄言して。呪り着けしものと思はるれば。其意を以て此處をも解かば。菟田川に流る水沫の。圓立かことく。つぶく。と。心詞の至るかきり。虜を呪り着くるを云るにて。如水沫。とは。記の猿田彦大神の段なる。海水之都夫多都時。名謂都夫多都御魂。とある都夫は。水の沫の圓立ち鳴音なり。實方集に。ものをたにいほまの水のつぶく。いはくやゆかん思ふ心の。著聞集六。あめふれはのきの玉水つぶく。いはくや物を心ゆくまで。濱松中納言にも。此歌を詞にとりて。云ることあり。なとある歌の如く。岩間もる水をつつふと。一つ一つにおとさす物をいはく。心もゆかんと云歌の意に同じく。虜の爲に凶さまに成ゆかんことを。洩さすおとさす。つぶく。と。呪り着け言竟給へる

さまの記者の詞を見るへし。

天皇又因祈之曰。吾今當以八十平瓮。無水造。飴成則吾必不假鋒刃之威。坐平天下。乃造飴。飴即自成。又祈之曰。吾今當以嚴瓮。沈于丹生之川。如魚無大小。悉醉而流。譬猶被葉之浮流者。吾必能定此國。如其不爾。終無所成。乃沈嚴瓮於川。其口向下。頃之魚皆浮出。隨水險喁。時椎根津彥見而奏之。天皇大喜。乃拔取丹生川上之五百箇眞坂樹。以祭諸神。自此始有嚴瓮之置也。

飴。和名抄。飴阿女。とあり。ことくはタカ子と訓るは。東ねの意にて。飴の形の長きを束ねたるより。出たる名なるへし。飴にはあらねど。和名抄飯餅類に。楊氏漢語抄云。糰餅形如藤葛者也。和名萬加利。字鏡に。餌萬我利餅。又饌飴同。萬加利。大嘗祭式供神雜物中にも。勾餅。筥五合。土佐日記に。まがりのほらの形など云るものあり。其は記傳云。其形曲りめぐりて。土佐日記に云る如く。寶螺貝のさまにそ似たりけむ。故勾とは名にあへるなり。とある類にて。これも形の名なることを知へし。



右に引る餅餠同高加利とあれば。上代よりかゝる類のありしなりけりと。既に考へ置たるに。後に粟田寛の。阿米にも高加利の名ありしなり。姓氏錄なる人名。米餅搗大使主とあるを。鑿着大使主とも書るを。ともにタカ子ツキ大使主と訓へき義を解て。しか訓へき文字の義は。今。要なければは略きていはず。多賀禰とは。常陸の水戸近き邊の村々の風俗にて。秋收の頃ほひ。早稻晚稻。また糯粳などを曝す時。庭中に散り遣りたるをもを。一にかき集め置て。餅に春く事なるか。其種々の稻米を一に春雜へたる餅を。即多賀禰餅とは云なり。或農婦の説に。糯と稷と雜へ春たるをも。タカ子といへり。遠江風土記傳内山真に。敷智郡曾許乃御立神社。吳松村鹿島大神也。祭日九月九日。諸村奉<sub>ニ</sub>御造酒御多賀禰。龍若以<sub>レ</sub>水練<sub>ニ</sub>米粉<sub>一</sub>村民曰<sub>ニ</sub>於多賀禰<sub>一</sub>とあるも。餅にはあらねと同名なり。又多賀禰の餅なる事は。若狭の若狭彦 社に藏る。乾元二年卯月二十一日の祝詞次第に。上和邇賀崎散免賀以之志水爾天。勳賞於行爾。黒鳥白多賀禰を具以天。於千方へ飛渡る。あの鳥は。以賀那留鳥爾天。白き他賀禰を具以天。於千方へ飛渡る曾登問給に。是こそは北六道道口。若狭國若狭彦大明神の。霜月の御神樂を令給ふ。阿散波良惠多賀禰奈李と答申云々。とある。多賀禰を二所ともに。白き多賀禰と云るにても。我郷に所謂多賀禰と。同物なるへくおもはるゝ。と云れたるに附て。本居豊頼が考へ添たる説に。神武紀なる餠を。タカ子と訓めるも。なほ同義なるへくおもはれたり。餠は和名抄には阿米とあれと。多賀禰と云物は。右の若狭彦神社の祝詞次第に。白多賀禰とあるを以て見れば。實に餅の事と思はるれと。ここに餠をも書き。右の遠江風土記傳に。以<sub>レ</sub>水練<sub>ニ</sub>米粉<sub>一</sub>とあるを併考るに。多賀禰と云は。すへて餅にまれ。米

粉にまれ。餠にまれ。水を以練りて。造り固たる物の總稱ならんか。案するに萬葉五に。たつかつあこしに多加禰て云々。とあるは。手束杖於腰束而にて。束をタカヌとも云は。劔の柄を古くはタカミともいふ如く。タとツとは近く通はしいへる例多し。然れば結束の意の語にて。其タカ子を直に體言として。一物の名稱とせるか。餅にても米にても餠にても。水に和して練り交せ。一團物と製する物を云總稱なるへくおもはる。然しておもへは。神武紀なるも。餠字は書たれと。眞にアメの事ともおもはれねは。此時に神祭し給ひし供物にて。餅か米粉餅かの事なりけんを。餠をもタカ子と云より。餠の字を書れたる事ならんか。と云り。此説ともいとよし。故其説に従ふ。○不假錄及之威。通證云。平<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>假<sub>レ</sub>兵。猶<sub>下</sub>造<sub>ニ</sub>餠<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>用水也。とあり。○悉醉而流。又云。沉<sub>下</sub>供<sub>ニ</sub>神酒<sub>一</sub>之瓮。故醉也。仲哀紀曰。皇后以<sub>レ</sub>酒瀧<sub>ニ</sub>鯽魚<sub>一</sub>即醉而浮之。とあり。○按此云磨紀。神代上卷にもかくあり。重出なり。○沈殿瓮於川。本に殿字脱たり。今永享本に依る。○其口向下。通證に。瓮口傾倒向下。而酒自流出也。とあり。○頃之。本に之字脱たり。古寫本にもいつれも之字あり。従ふへし。○喰囁は。通證云。喰囁謂<sub>ニ</sub>魚口上見吹<sub>一</sub>出水沫。故訓<sub>ニ</sub>阿幾登布<sub>一</sub>仲哀紀傾浮。垂仁紀得言同訓。古事垂仁記。作<sub>ニ</sub>阿幾登比<sub>一</sub>蓋開<sub>レ</sub>口將<sub>ニ</sub>言問<sub>一</sub>之義也。女子曰。水濁則魚喰囁。卓氏論。林。魚在水中。群然出口。口。とあり。言意は中島廣足説に。仰問なりと云り。いかゝあらむ。○眞坂樹。永享本に坂字神に作れり。坂は假字なれとも。神は正字なり。此然るへきよし已に神代紀に云おけり。熱田本には。眞坂水とあり。景行紀仲哀紀。などにも眞坂とあれば。それもよろし。○始有嚴瓮之置。此時より始



て神を祭るに。嚴登の置ものありしとなり。崇神紀に。爰以三忌登、鎮三坐於和珙武鑠坂上、則卒、精兵、云々。記に。於三針間水河之前。居三忌登、而。針間爲三道口。以言三向和吉備國、など其他にい多し。さて置とは。居置て神に供まつるをいふ。次に其所置埴登とあり。さて記傳に云れつる如く。古神を祭りて祈る事を。居三忌登、と云けんか。此は神武紀に。自三此始有三嚴登之置、とあれは。此御世に始れる神事なる事云も更なり。

時勅、道臣命。今以三高皇產靈尊、朕親作三顯齋。顯齋。此云三于用、汝爲三齋主。授以三嚴媛之號、而名三其所置埴登、爲三嚴登。又火名爲三嚴香來雷、水名爲三嚴罔象女。罔象女。此云三淵苑破廻迷。 稻魂女。此云三薪名爲三嚴山雷。草名爲三嚴野雷。

今以云々。通證云。玉木翁曰。以字當三其眼、とあり。信に然り。○親作顯齋。又云。照近日。天皇自作三顯齋之齋慎、也。とあり。されと顯齋の齋慎とは。何なる事にかおほつかなし。また重胤説に。天神の御靈を。眼前に令三坐奉りて。齋かせ御在し坐由なり。と云れと。いかにしてか眼前に令坐まつるへき。其由をいはねは詳ならず。故つらく考るに。顯齋とは。顯に神主と爲り給ひて。さて齋主にい

つかれ賜ふなるへし。さるは神明は。顯に坐すか如く。齋き奉るとも。目に顯れては見ゆまされを。今は天皇御親ら高皇產靈尊となり賜へは。神武天皇の御身に歸坐て。現に神と現れ賜ふなり。神功紀なる皇后御自ら神主と爲り賜ふに同じ。即其御時の事を。記に歸三神と云り。太后に神の託着り坐るなり。 倍其神を傍より齋奉るは。武内宿禰に坐す。此紀には。中臣鳥賊津使主爲三神審者、とあるも。即皇后にはまことの神とまし坐せは。其神の御言を請奉らんかために。審神者とはなれるなり。此に齋主とあるも。似たる心はへなり。さてかく現身を以神と成給ふを。いかにと疑ひ思ふもあるへけれど。これ神代よりありし事にて。神祭のみならず。死者のある時は。其親族の者を以て。現に死者と成て。吊に來る人などに調る事あり。其を尸者と云り。即天稚彥か死ける時。以レ鳩爲三尸者、と云る處の注に。着三死衣、調三吊者、と云り。其をモノマサと云るは。既に神代紀に云るか如く。物令坐の意にて。鬼物と令三坐置て。親族または吊者に齋かゝる義なり。これ人も死すれば神となれは。尊卑の差こそあらめ。いひもて行けは同じころはへなり。かくてまた思ふに。神代に經津主神。葦原中國を平定給ふ命を受玉ふ時に。齋主神と成坐る事あり。齋主の號に依て考るに。此時も天神を現に令三坐置て。首途の祭を此神の仕奉り給へるものならむと思はる。さるは此時顯齋の事は見えぬとも。齋主の號のたゝならず聞ゆるに就て。しかおもはるゝなり。其はとまれ。右の尸者の例などを考互して。此時の顯齋の事も。思遺奉へきなり。○齋主は。神代紀に。齋主此云三伊幡毗怒志、とあるによりて。こゝをも調へ



し。齋主の事は既に云り。○嚴媛。女を以て巫としたる事の起りは。平田翁云。和名抄に。説文云。巫祝女也。和名加牟奈岐文字集畧云。觀男祝也。平乃古加牟奈岐とあり。然れば直に巫と云は。神に仕奉る女を云稱也。但し男祝を平乃古加牟奈岐とは有れど。此も常に直に加牟那岐のみ云へり。さて巫の業の。もはら女の仕奉ることは。天宇受賣命の。天照大御神の御前に。仕奉れるより事發りて。其御裔の孫女君等か。世々巫の職に仕奉るより。事起れる事なるへし。御巫の職も是より起れり。と通ゆればなり。と云れたる如くなるへきか。通證に。今按神主以女子者。古之制也。伊勢齋宮賀茂齋女可<sub>レ</sub>以見。と云るもこのころなり。女の神主たりし事。伊勢賀茂に物忌など云てありしこと。みないつれも古風なり。三代格一。太政官符に。應以女子爲<sub>レ</sub>禰宜一事。右撰格所起請備。太政官去天長二年十二月二十六日符備。承前之例。諸國小社。或置<sub>レ</sub>禰無禰宜。或禰宜說並置。舊例紛謬。准據無<sub>レ</sub>定。加以或國置<sub>レ</sub>女祝。永主<sub>レ</sub>其祭。左大臣官旨。自今以後禰宜說並置社者。以女子爲<sub>レ</sub>禰宜。但先置<sub>レ</sub>者令<sub>レ</sub>終<sub>レ</sub>其身。者云々。などにて。古のさまを知るへし。されど又。男の神主とされる事も。いと古く見えて。まつ神代紀に。天穗日命は。大己貴命を祭る神主となりませる事見えたり。また此御代には。神八井耳命忌人と爲て。仕奉り給へりしこと記に見ゆ。此紀には。吾當爲<sub>レ</sub>汝輔<sub>レ</sub>之奉。與神祇<sub>レ</sub>とある。同じことなり。されは上古より男女相副て。重き神祭には仕奉りけん。雄略紀に。遣<sub>レ</sub>凡河内直香賜與<sub>レ</sub>采女<sub>レ</sub>。詞<sub>レ</sub>駒方<sub>レ</sub>。とあるも天皇親<sub>レ</sub>。今も天皇親<sub>レ</sub>神主となり給ふに就て。道臣命を假に女子の齋主となし給ふなりけり。故嚴媛の名は負せたまひけむ。伊勢賀茂の齋主より男神主。女神主と相副給ふ意なるへし。さて今道臣命にしも。嚴媛の號を授けたまひしは。巫は女なるが其根源なれば。其本に據て負せ給へる名なるへし。通證に。軍中女子不在。故以<sub>レ</sub>道臣<sub>レ</sub>准<sub>レ</sub>祭女。と云るは。押當なるへ

し。軍中女子不在といへども。免<sub>レ</sub>狹<sub>レ</sub>津<sub>レ</sub>媛<sub>レ</sub>を。天穗子命の妻と爲たまへる。○所置埴瓮。通證云。所置謂<sub>レ</sub>供祭<sub>レ</sub>也。埴瓮以<sub>レ</sub>埴土<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>瓮。とあり。○火名爲嚴香來雷云々。平田翁云。此時は殊更に火水を清むへき神事を。行ひ給ふ時なる故に。姑くかく名爲たる由にこそあれ。火即て迦具土神。水やかて彌都波能賣神なりと。爲へきことにはあらずなん。其は名爲の字を。用おられたるを以て知へし。と云へり。○根名。信友校本に。根を糧とあり。○嚴稻魂女。神名式。大和國廣瀨郡廣瀨坐。和加宇加賣命神社。名神大。月御食のことは。豐受大神のしらしめず御事なるに依て。其に依れて申せる也。○嚴野雷。本に雷を椎に作る。今考本に依る。○罔象女此云々。この注已に神代に紀出。こゝはなくてもありぬへし。

冬十月癸巳朔。天皇嘗<sub>レ</sub>其嚴菴之糧。勒<sub>レ</sub>兵而出。先擊<sub>レ</sub>八十梟帥於國見丘。破<sub>レ</sub>斬<sub>レ</sub>之。是役也。天皇志<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>必克。乃爲<sub>レ</sub>御謠之曰。伽牟伽篋能。伊齊能于瀾能。於費異之珥夜。異波臂茂等倍屢。之多儂瀾能。之多儂瀾能。阿誤豫阿誤豫。之多太瀾能。異波比茂等倍離。于智互之夜莽務。于智互之夜莽務。謠意以<sub>レ</sub>大石<sub>レ</sub>喻<sub>レ</sub>其國見丘也。



昔其嚴登之類は。通證に所謂直會也と云。和訓栞云。をものは日本紀に根をよめり。食物の義なり。延喜式に御膳を訓し。深山御記薩戒記などに。御飯固給といへる古語みえたり。此御宇は尊て添たるものにて。おほんをものと云意也。物語にも。をものまねるといへり。常にものまねらぬをといふは。畧語なり。と云り。○八十島帥は。次に見えたる。忍坂大室なる島帥なるよし。既に上に云り。○是役也。記傳云。延陀知は役立なり。延は役字の音には非ず。本よりの古言なり。延は充の約りたる言か。詳ならず。陀知は。民の其事に發越くを云。と云り。されど是役也と云るは。漢文のさまなり。古言にていはく。是タヒはなと訓へし。○志存必克。通證云。負神威頼神助。以行神討。何不克之有。と云れたるか如し。○伽牟伽能能。守部云。神風之にて。伊勢と云む枕詞なり。此連に就て左右いへど。此大御歌に如此賦せ給ふからは。神代より由縁ありけらし。仙覺萬葉抄に引る風土記云。伊勢國者云々。有神名曰伊勢津彦云々。天日別命令問曰。汝之去時。何以爲驗。啓曰。吾以今夜一起。八風吹海水。乘彼浪。將東入。此則吾之却由也。天日別命令整兵。窺之。比及中夜。大風四起。扇舉波瀾。光曜如日。陸海與期。遂乘波而東焉。また倭姬命世記に。豊葦原瑞穗國之内仁。伊勢加佐波夜國波云々。なとあるを以て知るへし。又其國に。風神鎮坐て。靈驗新なり。此神いつよりと誰かは知らむ。是に彼天武天皇御時の神風。武部云。萬葉二卷人麻呂朝臣歌に見えたり。又兼古か襲し時の神風等を相合せて。上つ代をも思ひやるへし。と云り。○伊齊能于瀨能。伊勢海之なり。○於費異之珥夜。費を本に富とあり。紀中富字假名に遣ひし例なけれど。神功紀に人名に富母母智あり。於大石やなり。夜はうたふ調に添へたる聲にて意なし。

守部云。一本に。按に。天皇既く紀伊國に幸行せる時。牟婁郡熊野神邑あたりの海中にて。暴風に遇て。御舟漂蕩たりし時。遙かなる澳中に吹放たれまして。伊勢海の浦々をも。まのあたり見そなはし給ひたりけむ。今は紀伊國と伊勢國とは。中間に志摩國をさへ隔たりければ。いと遠くなりぬれど。當時はかの熊野あたりや。さかりて。伊勢國堺なりけんも料かたし。國人湯川深云。今新宮より數里隔りたる地方に。二鬼根本耶と云所あり。またそれに坐ひて北の方に。曾根大耶と云地あり。其間に川あり。古は此の川を境にて。北は志摩國。南は紀伊國ならんとおぼしきよしあり。それは其曾根大耶の方に。室古明神社あるは。牟婁郡なるへく。曾根大耶の方に。阿古明神社あるは。志摩郡英麻郡なるへく。曾根大耶なりぬへくや。と云る此考おもしうし。いかさまにも此考。されはかの漂蕩坐りし時。伊勢海の浦々なる。大磯とも立巖石の状など。所見行ししが。此時まで大御目に付たりしから。所念出て。今かく比喩へ給へるなり。これを記傳に。今の伊勢國度會郡なる。曾浦と云あたりなり。と解れしは。かの丹敷浦を。今の國堺なる錦浦と思ひ混ひけるよりの誤なり。此事既に上に委く云おけり。さて此御句。記には意斐志爾とあり。記傳云。富伊を切むれば斐と成る。○異波臂茂等倍屢。守部云。異は發語にて延回なり。その茂等倍屢は廻繞の古言にて。即米具流の米字茂に轉して。活用したる詞なり。萬葉に。鶉成伊波比廻。また大殿之此回。之。なと多くよみ。今言に舌のほとはらぬと云も。兒なその舌の廻らぬを云か如し。又此茂等倍と云に。多の發語を置て。多茂等倍利といへるも。其處を廻來し意なれば。徘徊字を云り。とあり。記には此御句。波比母登富呂布とあり。記傳云。母登富呂流の流を延て云。古言の常なりとあり。○之多儂瀨能。細螺之なり。和名抄に。崔禹錫食經云。小蘇子貌似甲羸而細小。口有白玉蓋者也。漢語抄云。細螺之太々



美。又玉蓋之太々美乃不太。とあり。守部云。玉蓋は今俗に醋貝と云ものなり。曾榮昆虫攷云。此貝は。榮螺に似て細小なり。扁螺よりやう大なり。紀伊にて鳳皇貝と云り。伊豆八丈島にて。之太々美と云物は。磯貝にて石磯なり。其形は稍異なれども。古名の傳はりたるはめてたし。石に着て玉蓋の間より。舌を横に出すを以て舌曲と云り。とあり。さて記傳云。此二句は。許多の細螺の大石に着るか。結石などの蔓延たるさまに長く連なり。纏ひ繞れるを詔へるにて。大石を細螺あるさまにて。行廻るにはあらず。次の句の譬なり。此下へ如くと云言を加へて意得へし。と云り。○之多優彌能。信友校本に。一本无此句疑衍。とあれども。衍にはあらず。かゝる例は他にもあり。○阿誤豫阿誤豫。通證云。吾子也。親將卒之辭。萬葉集藤原太后賜入唐大使藤原清河御歌云。大舶爾眞梶繁實。此吾子乎。韓國邊遣伊波傲神多智。とあり。○之多優彌能。記には以上三句十六字なし。記傳云。如此同言を幾回も返したるは。樂府にて歌へるまゝを。記されたるものなり。とあり。○異波比茂等倍離。記傳云。此は彼細螺の夥しく。大石に蔓廻れる如くに。虜等か軍の四面を。千萬の皇軍以て。透間もなく繞らし圍給ふを詔ふなり。○于智互之夜莽務。于智互之夜莽務。守部云。擊而將止にて。之は助辭。將止は將果と云はむか如し。とあり。さて記にはこの一句なし。○諸意以大石云々。この十一字疑らくは。後人の私記の。本文に混れ入りしものならむ。かく中間に歌意を解ること例なく。其上大石云々は。たゞ序に儲てよみ給ひしのみこそあらめ。國見丘にたとへたまひしにはあらし。さて記には。此御歌。登美毗

古を擊給はむとせし時の御歌とせり。傳の異なるなり。

既而餘黨猶繁。其情難測。乃顧勅道臣命。汝宜帥大來目部。作大室於忍坂邑。盛設宴饗。誘虜而取之。道臣命於是奉密旨。掘窰於忍坂。而選我猛卒。與虜雜居。陰期之曰。酒酣之後。吾則起歌。汝等聞吾歌聲。則一時刺虜。已而坐定。酒行。虜不知我之有陰謀。任情徑醉。時道臣命乃起而歌之曰。於佐箇廼。於朋務露夜珥。比苔瑳破而。異離烏利苔毛。比苔瑳破而。枳伊離烏利苔毛。瀨都瀨都志。俱梅能固邏餓。勾鷺都都伊。異志都都伊。毛智。于智互之夜莽務。

大來目部は。神代に天忍日命亦名天津久目命の帥從へ給ふより以來。繼々相承繼て。道臣命の率給ふ。益荒武男の部を云ふ。然て其軍士の總名を來目と云は。守部云。組の義なり。又大來目とも云大字は。天皇の御皇字のことし。又其久美てふ言の本は。伊久美竹などの久美にて。許母理の約れるなれば。聚群れる軍卒の部を。久米とも久麻ともいへるなり。久米。久麻。久。萬葉卷三に。皮爲酢寸久米能。若子我とあるも。



薄葉の繁れるよしのつゞけときこゆ。と云れたるか如し。○大室。和名抄。白虎通云。黃帝作室以避寒暑。和名無呂。とあり。此なるは凡ての室にはあらて。次に掘り窰とあれば。記傳にも云れたる如く。土中の室にて。書は字書に地室と注せり。仁徳紀に窰をも平呂と訓り。山腹などを横に掘て。岩窟の如く構へたる物なるへし。平地には非ず。大室といへは。其内は甚廣かりけん。續紀に片丘。大室見たり。○忍坂は。和名抄に。大和國城上郡恩坂於佐加。記傳云。思は忍の誤なるへし。神名帳に。同郡忍坂山口坐神社。又忍坂坐生根神社などあり。諸陵式にも。押坂内陵在大和國城上郡と見ゆ。今も忍坂村と云あり。なほ此地古書。おもに出たり。○宴饗は。紀中宴會肆宴。萬葉十九に。豐宴等の字を訓て。朝廷の大宴を云。言の義は守部云。加茂翁説に。大御燈明の明りより云といひ。又記傳三十二に。御酒を食て。大御顔の赤らみ坐より云といへる。兩説ながら諾ひかたし。此は出雲國造神賀詞に。赤玉乃御阿加良比坐と云る明ひ。又萬葉十八に。見賜明米多麻比酒見附榮流今日之。十九。見明良米情也良半等。などよみたる明らめと同じく。大御宴して。御心を遣給ふを云なり。と云れたり。續紀三十一の詔に。且夕夜日不云。思議奏比仕奉者。歎。美。明。美意太比之美多能母志美。思保之部々大坐。などあるも同じ。○誘虜。袁許豆利は。袁許めきて人を欺き誘ふをいふ。豆利はそのをこめくさまにて。引を引つり。言をいひつり。などいへるに同じ。源氏物語に。をこづりとらむの心にて欺き給ふ。とあり。さて紀中ワカヅリとよめる處もあり。通音なり。○與虜雜居。記云。到忍坂之大室之時。生尾土雲八十建在<sub>二</sub>其室<sub>一</sub>。待伊那流。故爾天神御子之命以。獲賜八十建。於是充八十建。設八十膳夫。毎人佩刀。とあり。此紀と異なり。

○酒酣。酣字は。酒樂也とも。樂酒也とも。飲洽也。とも注せり。かくて是を多氣那波と云は。多氣は長なり。那波は長けゆくそのさまを云辭にて。日のたくる。月のたけゆく。夜のたけなはなど。みを殆半に及ふさまを云なり。酒酣をサケタケナハと訓も。や半に及ひたるにて。俚語もて云は。酒宴の最中と云にあたり。豊栗宮段にも盛樂酒酣とあり。○於佐箇通。忍坂之なり。守部云。今も忍坂村乃山懷に。嘗の跡遺れり。と云り。○於朋務露夜珥。於大室屋なり。○比苔磋破而。人多なり。於朋と磋破とに。差別あること。比に云へり。梟帥等を指り。○異離鳥利苔毛。雖入居なり。○枳伊離鳥利苔毛。雖來入居なり。記には。比登佐波爾。岐伊理袁理。伊理袁理登母。とあり。記傳云。記と紀と趣の異なるに就て。來と云意聊異なるへし。記にては。此大室は元來八十建等の棲なれば。此彼より來聚て住居る意なり。紀にては。此時に此大室を新しく作て。招聚たるなれば。常の棲より來て入居なり。言のさま紀の方にては。いさゝかまさりて聞ゆ。と云り。○瀨都瀨都志。俱梅能固選餓は。稜威稜威しき來目子等之にて。其來目は皇軍衆をいふ故に。稜威稜威志とは置るなり。又志は助辭なり。萬葉に大伴乃美津とある古義の注に。大伴乃は。御津と言む料の枕詞なり。三に見津々々四久米能若子。とある見津も同じ。美津は才德勇威あるを云詞なり。顯宗紀に僕不才。繼體紀に寡人不才。仁德紀に僕之不佞。允恭紀に三才。などある才佞。字書に。佞才也。などの字を。共に美都と訓たると。右のみつゝしとあるとを合せて。其意をささるへし。かくて大伴氏は。世々武勇事もて。皇朝の御守衛とある職なれば。大伴氏の才德勇威



ある意もて。ミツに言かけしものなり。されはみつゝしくめの子と云るも。大伴乃美津と云に同と云り。此も一説なり。記傳云。久米之子とあるは。久米部を指て云るにて。即彼贈天と爲。道臣命。其來目部を帥給へは。大に伴ふ意を以て。大伴と稱へ。又主宰給ふ意を以て。天忍日命以來。大來目主命とも申す御名を。世々負しつるなり。萬葉十八家持脚歌に。大伴能。遠都神祖乃。其名乎婆。大來目主登。於比母知互。都加倍之官云々。とよめるを以ても知へし。○句鶯都々伊。異志都々伊毛智。頭槌石槌以なり。こは何れも上代の劔名なり。今古墓中より掘出る石劔。即石槌ならむとの説はあれども。たしかなる證なし。頭槌の事は既に神代紀にも云あけり。さて記傳に。槌を上代に都々伊と云し歟。又は今歌ふ言の調に任せて。延てかくは云をせるにもあるへし。と云り。さて此は。記に毎人佩刀とはあれど。其刀にはあらず。其首領たる大久米主道臣命が佩る。頭槌石槌の名劔をさして宣へるにて。自ら其部下の人の事にも及へるなり。○于智互之夜葬務。記に此下に。美都々々斯。久米能古良賀。久夫都々伊。伊斯都都伊母知。伊麻宇多婆余良斯。とあり。余良斯は善らしなり。

時我卒聞歌俱拔其頭椎劔一時殺虜虜無復噍類者皇軍大悅仰天而咲因歌之曰伊莽波豫伊莽波豫阿阿時夜塙伊莽儂而毛阿誤豫

伊莽儂而毛阿誤豫今來目部歌而後大晒是其緣也

俱拔其頭椎劔とはあれど。人毎にさる名劔を佩るにはあらず。此は上の御歌よりのつゝきに引れて。自らかく人毎の刀にも亘れるなり。○歌之曰。此は歌とはあれど。一首の歌にはあらず。記の宇陀能多加紀の御歌の次に。亞亞志夜胡志夜。阿阿志夜胡志夜云々。とある噍辭の。傳の異なるにて。軍卒をなくさむる爲に歌ふ詞なり。○伊莽波豫。伊莽波豫。今者與今者與なり。今其時至りて。志を遂ぐるを悦へるなり。○阿阿時夜塙。記傳云。私記に阿阿を咲聲也と注せり。誠に今世の人も。咲聲は阿阿と云り。とあり。記に阿阿志夜胡志夜。とあると同じ。時夜は。記傳に。平家物語に志夜冠打落せ。又志夜頬をむすく。とぞ踏れける。宇治拾遺物語に虫の志夜尻。今昔物語に志夜頬は猿に似て。又志夜足打折てむものを。又志夜衣のくひ取て引立よ。などある。猶此外に志夜と同くて。物を賤しめ嘲る辭なり。今の俗言にも。シヤツ。さて右に引る中昔の語ともなるは。車者などの如く呼しと聞ゆるを。虫の志夜尻にと云る句。必。上代には然る言なければ。志と夜とを槌に讀へし。とあり。此説。虜等を賤しめ嘲る辭と見ての解なれども。然らず。此詞は軍卒を慰むる詞なれば。時夜は嘆く辭と見るへし。咲ふ中に嘆く辭を副たるなり。物を笑ふにも。我心に當りて事の切にして。言語に得云出かたき程の時には。歎息の辭の自らそはるものなり。塙は與の意なり。○伊莽儂而毛阿誤豫。伊莽儂而毛阿誤豫。



今なりとも吾子與なり。總ての意は。今はよ。いつしかと思ひし時至りぬ。阿阿ヨロコブ悦しやな。此年頃  
 慨はしと。心に思ひこめたりし憤りを。思はるけて。今なりとも吾子よ。共々に悦悦ひうらけて。娛  
 しみ遊へや。汝等も大に晒へや。と云る詞なり。故其を承て。來目部も甚しく晒晒ひしを。後世久目舞  
 の時の態と爲ななり。○來目部歌而後大晒。此は後の久目舞の時の態なり。久米舞の事記云。亞亞志  
 夜胡志夜。此者伊基能布曾。阿阿志夜胡志夜。此者嘲笑也。とある詞ともは。此後大晒とあるに當れる  
 事。上に云る如くなるか。序に其文意をも聊とくへし。伊基能布は。字鏡集に。慰をイコノフとも。  
 イコフともよめる。其字の義にて。將卒を勞き慰め給ふ意。嘲アツラフ笑は鮮笑にて。即大に笑なり。嘲。説  
 文讀也。玉篇言相調也。とあれと。其は後の意にて。言の本は鮮かに笑ふなり。記傳にあざけり笑ふ後とせしは。處を説しめ玉ひしと見しものにて。意たかへり。甚く悦びて悦ひのあまりに。大笑ふ處を。人をあざめ笑ふ嘲字を借て書れしもの天皇御自ら將士の勞を  
 慰め給はむか爲に。御饗を給ひ。御歌を詠みまし。記に。かの酒宴を給ひて。將士を慰め給ふ時の御歌を引つゞけたる嘲の詞とせるに據て云ふ。嘲詞を爲し。  
 大く笑ひて。人々と共に娛み給ふなり。此紀にては。次に承承密旨密旨而歌之とあれは。天皇の歌給へる  
 にはあらぬと。承承密旨密旨とあるか。即て御自ら歌はし給へるにも同じ事となるなり。

又歌之曰。愛瀾詩塙毗優利。毛毛那比苔。比苔破易陪廼毛。多牟伽毗毛

勢儒。此皆承密旨而歌之。非敢自專者也。

又歌之曰。これは右の嘲詞とはかはりて。一首の歌のさまなり。○愛瀾詩塙。守部云。蝦夷乎なり。  
 諸抄此蝦夷をたゞ賤めて云とのみ思へるは。本末たがへり。此御時陸奥の蝦夷を知へきに非ず。此名  
 は土雲を云か本なり。其は穴に棲むものは。獸に近かる故に。自然身に毛生鬚長く延て。蝦に似たる  
 より。其名義を蝦賊とは云なりけり。武尊云。詩を讀の義なりと云は。別に意ありげ也。されど未思得す。さて後に。陸奥の蝦夷も穴棲にて。  
 毛多く生てあれは。其をも云そめしにこそはあれ。とあり。なほ土蜘蛛の處に。云る。ことをも見合すへし。○毗優利。毛毛那比苔。  
 又云。一人百之人なり。皇極紀に。軍中之人相謂之曰。一人當千。とある其と同意なり。さて一人を  
 毗優利と云は。二人三人を布多利美多利と云か如し。武尊云。重胤云。體りたる事には。比登と云ひ。其は計ふことには。馬儀利と有と。肥高津宮段に比登とあり。又獨字をホトリと訓れば。多理を登理。あらねども。其用に就て云時には幾多とこそ云けぬ。さて此にとも云なり。記の此天皇條に。千人を知行理。又仁能紀に。八人を夜儀利などあり。毛毛那比苔は。速吸之門の那の類なり。  
 とあり。さて毛毛那比苔の下に。今一つ苔字一本にあるよし。同人説なり。されど有てもな。くてもよろし。○比苔破易  
 陪廼毛。人者雖言なり。○多牟伽比毛勢儒。手向毛不爲なり。紀中報殺をタムカヒコロスと訓り。  
 守部云。一首の意は。土蜘蛛鼻帥か黨は。力猛て。世人其蝦夷一人をは。百人に當るといへとも。今  
 我立向ひて戦に。得手向ひもせず。あへなく撃れけるよとなり。とあり。○此皆承密旨云々は。天皇の  
 御旨を承て。將士を慰め給ふ時の歌なる事を。知らせたるなり。下文に。道臣命帥。大來目部。奉。承密旨。能以。風歌例語。掃。善妖氣。倒語之用。始起。乎此。と







聚八十梟帥具兵甲將與決戰可早圖之

己巳は。七日なり。○磯城産は。兄磯城弟磯城を。一に云るなり。上文に。復有兄磯城軍布滿於  
 盤余邑。とあり。即是なり。○遣頭八咫鳥。記には八咫鳥をは。兄弟弟のものとに。遣はせりとあ  
 り。一事の指と磯城と傳の異なるなり。○怡舛過怡舛過。通證に誘引之辭。萬葉集に。少子等率和出  
 將見とあり。さていさわいさわと。重ね云るは。鳥の鳴聲に象りて云るにや。雄略紀に鳥の努力努力  
 と鳴しと同類なり。記に。鳥の内者富直富直。外者須夫須夫。と云しをも思合す。さて注に過音倭とあるは行なり。過もとより音なれば。  
 それに注あるへきよしなし。信友校合本にもなしといへり。集解本にも。私記摺入として刪り去れり。○天壓神は。アマノオ  
 シカミとか。アメオシカミとか訓へし。本の訓はわろし。記傳云。訓注にオスとあるは。言の居りたる方を以。注せる例なり。さて此は記傳云。  
 其ころ倭國人どもの申せる稱なるへし。志か申せる心は。天神の御子と名告らして。その御軍の向處  
 は。いかなる敵も忽に敗らるること。物を壓ひしくか如なる御勢なりし故なるへし。とあり。又按ふ  
 に。壓は借字。押の字の義にて。天神の御子として。天下を廣く押なべ所知看義の。御名にやあら  
 む。なほよく考へし。○奈何鳥鳥。鳥の下の鳥字。信友校本に。異本无とあり。決く行なり。○壓此  
 云妖蕩。本に壓者妖蕩とあるは誤なり。例に依るに。者字此云とあるへし。永享本には者字此とあ  
 り。此は云字を脱せし。故今補ふ。集解に四字私記摺入として。刪去りたるは。善本を得られさりしなり。○慄然。

本に慄然とあり。誤なり。今集解本舊事紀。また信友校本に依て改む。集解に。慄音慄也。○汝鳴之若此者歎。  
 永享本には。今若此鳴者歎とあり。さてかく兄は惡鳴といひ。弟は善乎と云へる。皆其鳴聲を云るに  
 はあらず。其詞の己身の爲に。善とし惡とするより。かく鳥の鳴聲に負せて云るものなり。○葉盤八  
 枚。記傳云。大嘗祭式に。凡供神御雜物。大膳職所備。多加須伎八十枚。高及口徑五寸。折足四所云々。並居葉  
 碗。久著覆以笠形葉盤。比瓦且。以木綿結垂裝飾比良須伎八十枚。云々。とあり。此は物を盛たる葉碗を。多加  
 須伎に居るなり。多加須伎を葉碗に居るに非ず。さて比瓦須伎と云は。足なき故の名なり。足不折とは折足なき由なり。かく。延曆二  
 十一年の御制の祝物の中にも。柏十五把。枚手六。柏十把。枚手四。柏五把。枚手二。などみゆ。比羅傳と云  
 は。久須良に對ひたる名にて。淺く平なるよしなり。其形右の式に。笠形とあるにても。凡てを知へ  
 し。さて其は紀に葉盤とかゝれたる如く。葉を刺合て。武部云。加志波の事。葉行紀に委く云。作れるものなり。得に。葉盤。柏  
 あるは稱たかへり。此に作とあれは。たゞに柏葉に盛を云にばあらず。神樂歌神に。やひらでを手にとりもちて。愚按抄に。やひらでは八枚の  
 平盤なり。柏葉にて刺て。神供を盛ものなり。刺はさしつくるなり。今の世大嘗祭に用らるる葉盤  
 も柏の葉を竹の針にて。盃の形に刺作りたる物なりとぞ。葉碗は葉盤と同じ物にして。たゞ形の窪く深さか異なるなり。とあり。さて作を  
 今本ナシテとよめるは。サシテのサの畫の消たるものなり。記傳の説にて心得へし。

天皇乃會諸將問之曰。今兄磯城果有逆賊之意。召亦不來。爲之



奈何。諸將曰。兄磯城。黠賊也。宜先遣弟磯城。曉諭之。并說兄倉下弟倉下。如遂不歸順。然後舉兵臨之。亦未晚也。倉下。此云。衛羅。乃使弟磯城開示利害。而兄磯城等猶守愚謀。不肯承伏。

兄倉下弟倉下は。地名なるへけれど。今知かたし。さて此兩人。通證に。皆逆命之凶黨也。とあるか如し。○倉下此云々。此注さきの高倉下のもとにあるへきなり。○猶守愚謀不敢承伏。下文にも。長髓彦云々。猶守迷圖。無復故意。とあり。

時椎根津彦計之曰。今者宜先遣我女軍。出自忍坂道。虜見之必盡銳而赴。吾則驅馳勁卒。直指墨坂。取菟田川水。以灌其炭火。儻忽之間。出其不意。則破之必也。天皇善其策。乃出女軍以臨之。虜謂大兵已至。畢力相待。

我女軍。こゝは天皇の御軍なり。女軍は已にも云る如く。女子の軍立せしなり。いにしへ軍行に婦女

を將て行しことに就て心得あり。さるは軍防令に。凡征行皆不得將婦女。自隨とあり。これは今の時制にはあれど。古は然らず。婦女をも隨行しこと。紀中往々見えたり。まづ崇神天皇十年武埴安彦の謀叛せし時。夫は山背より。妻の吾田媛は大坂より。京を襲しかは。天皇五十狹芹彦命をして。吾田媛を撃て殺されしとあれば。武埴安彦夫婦にて。追手後手に向ひつるなり。又日本武尊の東征に。弟橘媛の從奉しこともあり。仁徳天皇五十五年。蝦夷の叛きける時。上毛野君祖竹葉瀬の弟田道をして撃せられしに。田道伊寺水門に戰敗れて死ければ。從者田道の手纏を取て妻に與へしかは。妻悲に堪ず。手纏にて縊れ死たりと云も。征行に妻の從へるなり。雄略天皇九年。小弓宿禰新羅を征伐に向ふ時。吉備上道采女大海を玉はり。隨身視養の爲にせよと。宣はしけることもあり。其外河邊臣瓊岳の妻坂本甘美媛を伴ひて任那に戦ひ。上毛野君形名の蝦夷を征せし時。其妻及女人數十人を隨へしことも見ゆ。壬申の亂に。高天原廣野姫天皇の乘輿に從ひ玉ひし先蹤もあれば。妻の軍に從ひ行事を禁められしには非ず。但し奸淫の爲に。所由もなき婦女を將去ことこそなかりけめ。當昔は婦女をも。征行に隨行しこと禁められず。まして上古には。女軍の部隊もありしこと知へし。さて上に。國見岳上則有八十梟帥。又女坂置女軍。男坂置男軍。墨坂置妹炭。とある女軍男軍は。八十梟帥か方の兵にていとまきはし。故既にも云るか如く。上なるは總て誤りにて。たゞ墨坂置妹炭とあるのみ。信に八十梟帥か設備へたりしものなるへし。然るに今吾御軍女軍男軍以て。彼墨坂なる炭火に



水灌きつゝ攻給ひしより。轉りて女坂男坂の號を。八十梟帥か女軍男軍を置しよりの名と。語り傳へしものなるへし。かにかくに一事の混れて。彼と此と二方になれりしことはあきらけし。○勁卒は。男子の軍立せしなり。下に男軍とあるにて灼し。○灌其炭火。かの八十梟帥か。墨坂置<sub>ニ</sub>赫炭<sub>一</sub>とありて。皇軍の彼處より攻至ること能はぬやうにせしを。今はその不意に出て。そこより押寄むかため。其炭火を水もて打消ちて。道路を開きしなりけり。これを記傳に。炭火をおきて水をそくきしことは。其音を以て敵を驚駭かさむ爲なり。と説れしは。炭火を我方にて置たりしものと見られたるのみならず。音を以て敵を驚駭かさむ爲と云れたる。すへて信られず。さることあるへくもあらし。火を置て敵を防ぎしこと

と後のものに見えたるは。東鑑三十八に。寛元五年六月七日。亂氏素巡等。秀馬上御國一宮大御之館。于時當國御家人。如。雲霞。起而成。合力。秀胤兼用意之間。積。置炭薪等於館外之四面。皆悉放。火其燭大燄。而非。人馬之可。通。路。仍軍兵安。營於門外。僅達。時。發。響云々。其後數十宇舍屋同時放。火内外。狂火混而進。牛天。亂氏以下即從。咽。其。戰。勢。運。送。于。數。十。町。之。外。とあるを以て。記傳の誤の非なるを知るへし。○破之必也。字のまゝにはよみかたし。皇極紀に。其。勝。定。とあるに。いとよく似たる語勢なれば。それにならひて訓つ。○畢力相待。此は次の文を隔て。果以<sub>ニ</sub>男軍<sub>一</sub>越<sub>ニ</sub>墨坂<sub>一</sub>云々とつゞくなり。其よしは次に云。

先是皇軍攻必取。戰必勝。而介冑之士。不無疲弊。故聊爲御謠。以慰將卒之心焉。謠曰。哆哆奈梅互。伊那嗟能椰摩能。虛能莽由毛。易

喻者摩毛羅毗。多多介陪磨。和例破椰隈怒。之摩途等利。宇介譬餓等茂。伊莽輪開珥虛禰。

先是云々。按るに。此一條歌かけて。ここに更に不類して。同時の事とは見えす。さるは男軍を駈馳て。不意く敵の後に進むことは。いといと動しく。暫時の間もあるましきことわりなるに。ここに介冑之士不無疲弊云々慰將卒之心。などありては。いたく猶殘たるさまに聞えて。いかゞなる上に。かゝる中間に。また端を改めて。皇軍攻必取。戰必勝。などの文あるへくも非ず。さて御歌の意も。更に今の御軍のありさまに叶はず。かにかくに此一條は。混れてここに入たるものと見えたり。御歌の意は次に云。さらはこゝは。勝謂<sub>ニ</sub>大兵已至<sub>一</sub>畢力相待。果以<sub>ニ</sub>男軍<sub>一</sub>越<sub>ニ</sub>墨坂<sub>一</sub>從<sub>ニ</sub>後夾擊破<sub>レ</sub>之。とあるへきなり。さてこの一條は。歌かけて。異時に磯城産を攻し事として見へし。記には。又擊<sub>ニ</sub>兄師木弟師木<sub>一</sub>之時。御軍暫疲。爾歌曰。多多那米互云々。とありて。上にも下にも續きたる文なきは。正しき傳なるへし。なほ御歌の下に云事をも考合すへし。○不無疲弊。記に暫疲とあり。記傳云。不無も暫の意なり。さてかく云るは。終には勝給ひしかとも。中比且者疲れ給へる時もありし意なり。とあり。○哆哆奈梅互。記傳云。橋並而なり。成務天皇の御陵。盾列と書て。此云<sub>ニ</sub>多多那美<sub>一</sub>とあり。是此と同意の地名なり。橋を多と云は。船を伊那。酒を佐加。船を布那と云などと同類なり。此句契冲云。橋を衝並て射ると云意に。次句の伊へ云かけ賜へる



序か。戦には先楯を衝て。敵の矢に中るましく。身を守りて後に。弓を射る物なればなり。と云り。萬葉云。楯並而伊豆美乃河波乃。○伊那瑤能都摩能。又云。此山は大和國城上下兩郡内にあるか。と契沖云り。師は城上郡にありと云れり。大和志に。一名山路山。在宇陀郡山路村上方。とあり。此は今も有て健かなり。なほよく考へし。○虛能莽由毛。從樹間もにて。母は添たる辭なり。萬葉二に。高角山乃木間從文とあり。由は用理を一言に云る古言なり。記には許能麻用母とあり。用も由も同じ。記傳云。古は用理とも用とも。又由理とも由とも通はし云るなりけり。とあり。○易喻者摩毛羅毗。守部云。行候にて。易は發語。羅毘は理の延たるなり。さて摩毛羅は。本語は目覓にて。目以而覓求方より。候ふ事をも云。又守るにも衝るにも轉し云り。されは佐毛羅布と云も。眞守にて。候ふ方に云は。麻毛流と云と同じ。此は萬葉七に。あふみの海をみかしこまと風守。年者也將經去。とある風守の如く。敵の形狀を考へ候。ふを云。上よりのつよきは。伊那瑤山の木間にしも。彼行此行して候ひ。楯交はと。下へかゝるなり。とあり。○多多介倍磨。又云。此は楯を交しつればと云意なり。凡て多多介布と云語は。楯を本にて。即楯合の義なること。今世の言にも。楯向。楯衝と云ことのあるに合て知るへし。さてそれより戦の字に當て。擊合斬結ふ方にも云なれと。此はたゞ楯を衝せて。賊を候しめ給ひしのみなり。とあり。○和例破都隈怒。記傳云。吾者飢ににて。夜は歎辭なり。余と云に近し。水

垣宮段歌に。美麻紀伊理毘古波夜云々。とある波夜と同じことなり。此外歌のうちに置る多し。和禮は天皇の吾にて。軍士も其中にこもれり。飢の字を省ける例は。聖德御子命御歌に。伊比爾惠互とあり。○之摩途等利。鳥津鳥にて。鶉の枕詞なり。雉を野鳥。鶉を庭鳥と云類なり。○字介替餓等茂。記傳云。鶉養之徒也。古は鶉を使って魚を捕こといと多かりき。故公に供へ奉る鶉養も有て。職員令大膳職の下に。雜供戸と云あるを。義解に謂鶉飼江人網引等之類とあり。萬葉集を始めて。世々の歌にも。鶉河をよめる多く。物語書などにも此彼見えて。中昔まで何處にも。川邊などには鶉養ありて。今世にも稀には遺れり。とあり。○伊莽輪開珥虛禰。記傳云。今助に來禰なり。今と云に速にと云意なり。今世の語にも。速にと云ことを。強云には今又只今と云めり。須氣を多須氣と常にいふは。手助にて。本語は須氣なり。故諸司の次官輔副などをも。皆須氣と云。今俗言にも助るを須氣流と云り。來ねは來れと云むか如し。早く食物を齎來て。軍士の飢疲たるを救へとの意なり。さて人もこそあれ。鶉養をしも擇出で。如此よみ坐る故は。契沖か。前に吉野にて。阿陀鶉養の祖贊持之子仕奉ければなり。と云る然もあるへし。然贊持てふ名も縁あり。とあり。さて守部か。天皇倭へ遷幸ありし日より。日々御菴苴獻りつれば。然る名に負へりしなり。と云れたるさもあるへし。○一首の意は通えたるか如し。さるを記傳云。上文に。先遣女軍。出れ自忍坂云々。駈馳勁卒。直指墨坂云々。とあるに因て思ふに。まつ弱軍を出し戦かはせて。敵を侮り怠らして。其ありさまを窺つ。伊那瑤の山の木間かくれに。ひそかに強軍を



卒て。行廻りて。後へより攻戦ひ給ふなるへし。かくておもへは。伊那佐能山と云は。墨坂の本名とそきこゆる。と云れたれど。おほつかなし。其は上にも云るか如く。駈馳勅卒云々。倏忽之間出其不意。など甚くするをく動しきさまなるに。此の御歌の。いゆきまもらひたふかへは。吾はや餓ぬ。など云るはさもきこえず。甚く猶豫たるさまに見えて。更に此時の形状にかなはず。かにかくに此は。異時の御歌なるへきこと。上に云るか如し。されは伊那瑤山本名墨坂ならむこと。いとく信かたし。

果以男軍越墨坂。從後夾擊破之。斬其梟帥兄磯城等。

此一節。上文の虜謂大兵已至。畢力相待。とあるにつきて。果以男軍云々。と有へきこと既に云るか如し。○從後夾擊とは。忍坂の方より遣はし女軍と對立て。戦はむとせしほとに。不意に墨坂の路を越て。虜の後方に廻り。先に遣せし女軍ととも。前後夾擊なり。○兄磯城等。集解。按謂等者指三兄倉下弟倉下。と云り。

日本書紀通釋卷之二十四

飯田武郷謹撰

十有二月癸巳朔丙申。皇師遂擊長髓彦。連戰不能取勝。時忽然天陰而雨。乃有金色靈鵝。飛來止于天皇弓弭。其鵝光曄煜。狀如流電。由是長髓彦軍卒皆迷眩。不復力戰。長髓是邑之本號焉。因亦以爲人名。及皇軍之得鵝瑞也。時人仍號鵝邑。今云鳥見是訛也。

丙申は。四日なり。○遂擊は。上文孔舍衛之戦の後の御詔に。背負日神之威。隨影壓躡。とあるを承て云るなり。○天陰を。ヒシケテとよめるは。いかなる義にかあらむ。通證に。日濕也。今亦云志介。とあるはさるるにや。○標注云。天陰は。今雨降むとして晴がたきを。シタルともシケとも云り。かゝれば日陰にて。○雨と云も同格か。○武郷云。海の驚れて魚などのとれぬを。シケと云ふも。これより起れるか。○雨氷。記に零大氷雨。日代宮殿。飛鳥宮殿。とあり。記傳云。和名抄に。文字集略云。霪大雨也。日本紀私記云。火雨和名比左女。雨水同レ上。今按。俗云比布留。と見え。書紀に。大雨甚雨淫雨など。皆ヒフルと訓り。推古紀天智紀などに。火雨とあるは。もも大雨とありけむを。後人ヒサメと訓る訓を。心得誤りて。大字をさかし。抑比佐米とは。もちに。火に改めつるなるへし。和名抄に引る私記なるも同じ。又今世俗に火の雨と云ふものあるも。水の雨なり。



と氷の降るを云て。天武紀に氷零大如三桃子。とある是也。今世に閉字と云物にて。電字是なり。閉字と云は。此字音  
記の訓にも。電はアラレとあり。阿波連は電なるを。古へは電をも。共に阿波  
連とも云しなるべし。電字。又右の水等なと。ロサメともロフルとも訓へし。然るを其より轉りて。尋常の雨の甚く零るを  
も。云りと見えて。遠飛鳥宮段なる氷雨は。歌には阿米とよめり。若電ならむには。阿米とよむまじきや。但  
歌には阿米とよめ。又和名抄にも。霽をも比左女と注し。書紀に。大雨甚雨なとを。然訓るも是なり。とあ  
るにもあるべし。  
 ○金色靈鷲。賀茂皇太神宮記に云。皇軍しはしは利を失ひぬ。邪神毒氣をはきしかは。士卒みな  
 病臥せりし時。八咫鳥命くたり給ひて。皇軍の御前にかけり。また金色の靈鷲となりて。御月のはず  
 にとまり。其ひかりてりかまやけり。これよりして。皇軍おほいにかちぬ云々。とあるによれば。こ  
 の靈鷲も。八咫鳥命にそまじける。平田翁云。此鷲は。天日靈命の化爲るにて。鷲なるへくおほゆ。古くは鷲を鷲とも云り。然  
るは。神世に。天日靈命と云は。鷲を掌給ふ神と云えて。弓を執り。弓削氏の祖なる  
に依て。矢に鷲の羽を用るを。天照大神の天岩屋に幽居まじし時に。弓六張を並へて。其子長白羽命に授けられたる。其時に金  
色鷲。高輪の上に居たりとあるは。即て天日靈命の。暫く化れると通ゆれば。鷲なるへき。鷲とあるは。形類たれば言るにて。此録によ  
りて。天日靈命を。また天金命と申せり。と云れたり。此傳は神祇本源に。神  
寶日出御府と云書を引て云る既なり。但本書には。金鷲命孫長白羽命とあり。  
 ○天皇弓張。本に天字なし。今は信友校本  
 に因る。集解本に ○流電。倭名抄に。電和名伊奈比加利。一云伊奈豆流比。一云伊奈豆萬。古に引る神祇  
鳥見。來子弓宿。其鷲。狀如。流電。云々。とあり。  
 ○迷眩。通證云。迷目眩也。眩目消也。とあり。○長髓是邑之本號。此事既出。○  
 鳥見は。既にも云る如く。添下郡にて。今鳥見莊と云處なり。さて此鳥見の地は。長髓彦が本居の地  
 にて。其あたりひろく占め居しかは。饒速日命が。其地の峰峰また白庭山に天降坐し。長髓彦の爲に  
 以いつかれて。君主となり居しなり。天神本紀二十五部物部の中に。鳥見物部あり。此地は饒速日

命の天降りし處なる故に。此神の後人の姓にも負るなるへし。○是説也。瑞瑞を得たりしに及びて。  
 瑞邑と名くとあれは。鳥見彦といひ。鳥見屋媛と云は。其後の名なりけり。さて始には。其本言の  
 まゝに。瑞彦屋媛とやうに。となへたりけむを。後に瑞邑を記りて鳥見と云しより。また其唱につれ  
 て。人名をも鳥見と云改めしものとすへし。しか見されは。此の文義解しかたし。然るを記傳に。鳥  
 見彦なとを。本よりの名として。上代には此をも阿牟といひし如く。瑞も登美とそいひけむを記れり。  
 と云るは。鳥名の登美を呼と。聲の去と上。その訛りありしにや。楯津を登津と云も。たゞ豆音の清  
 濁の違ひのみなるをも。説と云るに同じ。と云れたるは信かたし。瑞は倭名抄にも。鳥倭名度比とあ  
 りて。登美と云しことを載せず。

昔孔舍衙之戰。五瀬命中矢而薨。天皇衙之常懷憤懣。至此役  
 也。意欲窮誅。乃爲御謠之曰。瀨都瀨都志。俱梅能故邏餓。阿波赴珥  
 破。介瀨羅毗苔茂苔。曾廼餓毛苔。曾禰梅屠那藝。互于答互之夜莽務。又  
 謠之曰。瀨都瀨都志。俱梅能故邏餓。介耆茂等珥。宇惠志破餌介瀨。勾致  
 弭比俱。和例破沲輸例儒。于智互之夜莽務。因復縱兵急攻之。凡諸御謠。



皆謂<sup>レ</sup>來<sup>ル</sup>目<sup>メ</sup>歌<sup>カ</sup>。此<sup>レ</sup>的<sup>ニ</sup>取<sup>ル</sup>歌<sup>カ</sup>者<sup>ノ</sup>而<sup>シテ</sup>名<sup>ヲ</sup>之<sup>ス</sup>也。

孔舍衛。此又本に衛を術に誤れり。熱田本。集解本。信友校本によりて改めたり。○懷。本にウタク  
とよめるは古言なるへし。靈異記に抱于田伎と見えたり。萬葉十四に。武太伎ともあり。手抱きなど  
も云れは。通はせても云けるなり。○中矢の訓。イエは。被<sup>レ</sup>射<sup>ル</sup>の約なり。天武紀に被<sup>レ</sup>矢とあり。萬  
葉十六。所射鹿乎。認<sup>ル</sup>河邊之和草云々。伊由は。伊羅由流の約なり。互に相發へし。○憤懣。通證云。  
伊久久美。伊發語舍也。懣本作<sup>レ</sup>愁怨也。とあり。信友校本にも一本。○窮誅。訓なし。アルカキリコロサ  
ムなど訓へし。又云。五瀬命之臨<sup>レ</sup>終。慨<sup>シ</sup>其不<sup>レ</sup>報。故天皇以<sup>テ</sup>此<sup>レ</sup>役<sup>ヲ</sup>爲<sup>シ</sup>復讎之軍。因有<sup>シ</sup>夷族之意也。と  
あり。○瀨都瀨都志。俱梅能故遷餓。本に此次に。介茂者等珥の一句あり。此は次の御歌に。介者茂  
等珥。于惠志破珥介瀨。とある句より轉りこしものなり。決<sup>シ</sup>行<sup>ハ</sup>なり。今熱田本及び舊事紀に。この  
句のなきによれり。記にも此句はなし。○阿波赴珥波。記傳云。於<sup>ニ</sup>粟生<sup>ハ</sup>一<sup>ノ</sup>者<sup>ナリ</sup>。神代下卷に。粟田豆田とあり  
て。和名抄に。日本紀私記云。粟田安八不。とみゆ。布は麻生淺茅生蓬生などの生にて。其物の專と  
生殖る地を。某生といふなり。書紀の田字には泥むへからず。萬葉には。粟原など。原字をもちけり。○介瀨羅毗若茂若。又云。美良は莖なり。  
和名抄には。雍和名於保美良。莖和名古美良。と見え。字鏡には。雍奈女彌良。莖太太彌良。また惠  
莖。彌良。とみゆ。萬葉十四に。久君美良ともよめり。莖をなす。さして賀美良と云は。物に見えず。別に

一種か。又たこの莖にて。臭莖と云るにても有へし。越前國敦賀郡鹿森も。臭莖の意の地名歟。式には  
加比留神社とあり。美良後には爾良と云り。比登母登は一莖也。とあり。○曾通餓毛若。記には曾泥  
賀母登とあり。記傳云。其根之莖なり。泥を廻とあるは。樂府にて歌ひ詠れるものなり。根之莖と  
は。先凡て本草に母登とは。立る幹のことにて。必しも末に對へて云本には非ず。一もと二もと云も。木にては一木  
二木と云に同じしければ。草も其意にて。生立る莖を以<sup>テ</sup>云なり。さて非は土中に隠れたる根の處も。莖  
にて立る物なれば。其處を根之莖と云へし。たゞ根をも。根之莖とも云へし。然にはあらし。莖は殊に根を賞る物なる故に。如此  
はよみ給へるなり。とあり。○曾瀨梅屠那藝豆。又云。其根芽繁而なり。芽は根之莖に對へて。土上  
へ萌出たる莖を云。凡て芽は萌の約まりたる名なり。さて齊明紀御製に。伊喻之之乎。都那遇何播杯  
能。倭柯矩婆能。とある都那遇は。他處へ放ち令去さるをいふ。こゝも其意にて。根をも芽をも一に  
合せて遺さず。と云なり。さて根は登美昆古。芽は其黨類を譬へて。皆縦さす漏さず。盡に討滅して  
むと云ふ譬なり。契神云。かくよませ賜へるは。右調に。意欲窮跡。とあるに叶へり。○此御歌。來目之子等か粟生としもよませ給へ  
るは。何の由にかと云に。此紀の年紀に依て考るに。まづ皇軍日向國を發坐て。上幸る途にて。今年  
まで五年寅卯辰を。此彼にて經給ふなれば。其間許多の御軍士等。穀を營らすてはあるへからぬは。  
吉備國にては。三年坐て。兵巳午來目部の人々。粟をも佃りけむ。其は前年の事なれども。此年は十二月とあれば。粟生あるへき時節にあらず。食を善とさへれば更なり。來目部の人々。粟をも佃りけむ。其は前年の事なれども。此年は十二月とあれば。粟生あるへき時節にあらず。食を善とさへれば更なり。天皇の大御目にも。かねて觸ける故に。今おもほし出て。賦坐るなるへし。契神。是は設けて詔ふなりと云る。一わたりはさることなから。



此御歌よみたまふ時こそ。粟生あるへき時節にあらね。前年より大御目にふれずは。いかてか此粟生をしも取出給はむ。かの伊勢之海の御歌も。目當見給ふけしきにあらず。かの浦を遙かに。眺させ給ひし時。大石の大御目に輝けるを。おもほし出て。大徳國にてよみ給ひける。此御歌と同じ事なるを。おもふへし。さて記傳の説は。紀記傳云。さて穀の中に。粟生をしも賦たまへることは。凡の年紀をさへに。疑ひしなれば。今辨ふへき際にあらず。記傳云。さて穀の中に。粟生をしも賦たまへることは。凡て古は。粟を殊に多く佃れることにて。此物の事を多く云り。奈良京の頃に至てす。事の勢にも。粟。されは。藤などよめる歌。萬葉に此彼見えたり。

久米部の營れる粟生の中に。晝の一本まじりて。立るを見そなはして。其に寄て賦坐るものなり。守部云。此御歌紀記にも。此句までを一首として。又謠之曰とて。次を別歌とせり。然れども。粟生と垣下と。小莖とはじかみとを。對したれば。本一首の歌を。二段に調へたるなり。景行紀なる。波辭枳豫辭云々歌も。紀には一首なるを。記は三首とせる類猶あり。其等は雅樂家にて。返歌舉歌等に分て謠へりし故に。然か分れ。今此歌は。本末に分て謠し故に。二首とはなり來しなり。と云れたり。○介者茂等珥。於垣下なり。此も來目部か。豫て住し營の。垣の下に殖るを御見しつれば。今思出てよみ賜へるなり。○宇惠志破餌介彌。守部云。所植蜀椒なり。和名抄に。蜀椒。和名奈流波自加美。とある是なり。また生薑。久禮乃波之加美。字鏡に。干薑。久禮乃波自加美。と見えたり。此は後に。吳國より渡したるにこそ。されは。素よりの蜀椒は。木になるものなれば。復其後に。奈流と云て分るならん。名義も。辛く疼て。齒の感む意。蜀椒にこそ。よくかなひたれ。とあり。○勾致弭比俱。記傳云。弭比比弭を。下上に誤れるなるへし。弭は濁音なり。とあり。又云。口疼にて。蜀椒の實の食てのちまて。口の疼く如くに。彼悔みの止かたし。とあり。此御比喩奇と申へし。とあり。○和例破沅輪例儒。記には。和禮波和須

禮士とあり。記傳云。吾者不忘にて。かの大御兄五瀬命の。此登美毘古か痛矢串を負て。カムヤマトノミコ 崩し慷慨さは。世の限り忘るまし。とあり。此意。上に引る書。紀の文にみゆ。書紀に儒とせる。儒なれば今に忘れずと云意なり。次句へかけて思ふに。儒の方まされり。とあり。○來目歌とは。古へ來目舞と云るありて。其樂に謠へる歌なり。守部云。古來目舞と云しは。武樂の名にて。この天皇の軍旅の間。王臣歌を舞に作りて舞しを云。其は初國所治し靈徳を。永く忘れしめじ。又武を進ましめむとてなりければ。追々に作りそへたるも。多かりしなり。と云り。記傳云。續紀に。天平勝寶元年十二月に。東大寺に行幸て。佛事行はせ給へる時。又同四年四月に。同寺の大佛の開眼。れし日。行幸ありし時など。種々の音樂ありける中に。久米舞もありしこと見えたり。當時などまては。かゝる事にも。此舞。ありければ。他節もおもひやるへし。其後は。大嘗會に見えたり。三代實錄に。貞觀元年十一月十六日丁卯大嘗祭云々。十九日庚午云々。伴佐伯兩氏久米舞云々。貞觀儀式踐祚大嘗祭。午日段に。伴佐伯兩氏。率舞人入自儀鸞門。左伴氏。右佐伯氏。五位以上。相分而列。就中庭床子。所司。廿二人。列而舞。また金作劔二十口。右久米舞料。など見ゆ。北山抄。同午日條にも。右の如くありて。舞人二十人。琴工六人。新式云。所司設五位并彈正琴。彈正工の誤。なるへし。又設琴臺床子。寛平記云。王四人着緋衣。末額劔靴。承平記云。於舞臺東。供奉舞人。在前後端者。服四位袍。中間。服五位袍。皆帶劔終頭。終は路の頭。なるへし。披劔舞無歌。以琴爲節。舞如駿河舞。さて此舞の事。此後江次第。又諸家の記。兵部記。仁安三年十一月二十五日壬午云々。舞人二十人。着。と見えたり。近世に至ては。此舞絶て傳はらずとぞ。



北山抄に引れたる承平記。又江次郎などに。無<sub>レ</sub>歌。抑初國所看し天皇の大御代に始まりて。さばかりめてたか  
とあれば。當時既<sub>レ</sub>歌は絶<sub>レ</sub>て。舞のみ遣れりしなり。○的取歌者云々とは。來目  
部か歌へる故に。來目歌と名けたるとなり。

時長隨彦乃遣<sub>二</sub>行人<sub>一</sub>言<sub>二</sub>於天皇曰<sub>一</sub>嘗有<sub>二</sub>天神之子<sub>一</sub>乘<sub>二</sub>天磐船<sub>一</sub>自<sub>レ</sub>天降  
止<sub>一</sub>號曰<sub>二</sub>櫛玉饒速日命<sub>一</sub>饒速日。此云<sub>二</sub>備藝波櫛專<sub>一</sub>。是娶<sub>二</sub>吾妹三炊屋媛<sub>一</sub>亦名<sub>二</sub>長隨媛<sub>一</sub>。亦  
名<sub>二</sub>鳥見屋媛<sub>一</sub>。遂<sub>レ</sub>  
有<sub>二</sub>兒息名曰<sub>二</sub>可美真手命<sub>一</sub>可美真手。此云<sub>二</sub>于魔詩莽耐<sub>一</sub>。故吾以<sub>二</sub>饒速日命<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>君而奉焉。  
夫天神之子豈有<sub>二</sub>兩種<sub>一</sub>乎。奈何更稱<sub>二</sub>天神子<sub>一</sub>以奪<sub>二</sub>人地<sub>一</sub>乎。吾心推之  
未必爲<sub>レ</sub>信。

遣行人云々。信友云。長隨彦。天皇の尊く坐ます由を知らずして。皇軍を拒戦ひ奉りけるか。靈鷲の  
奇瑞ありて。軍卒迷眩て。え戦はずなりぬるを疑怪みて。稍惑の心起りて。行人を遣りて。云々と  
詰問奉れるなり。○乘天磐船自<sub>レ</sub>天降止。この事は既にも引て云る舊事記に。饒速日命乘<sub>二</sub>天磐船<sub>一</sub>。  
天<sub>二</sub>降坐於河内國河上峰<sub>一</sub>。則遷<sub>二</sub>坐於大倭國鳥見白庭山<sub>一</sub>云々。とあるを云なり。河内峰峰は。大和

添下郡岩船神社のある處。今の田原村にて。鳥見は長隨彦か本居。同郡鳥見庄の地なり。○櫛玉饒速  
日命。名義。櫛玉は奇玉か奇魂か。饒は字の如く。いつれも美稱なるべし。速日は例多し。さて此神  
は。天孫本紀に。天押穗耳尊。高皇產靈尊兒思兼神妹。萬幡豊秋津師姫を妃として。天照國照彦天火  
明<sub>一</sub>。櫛玉饒速日尊を生ませるよしにて。瓊々杵尊の御兄とせり。神代紀には。然れど記傳に。此饒速日命  
は。天上より降れる神なることは。論なければども。何<sub>レ</sub>神の御子とも知かれし。性氏錄などにも。御  
父を記せる所は無し。思ふ  
に。天照大御神の御子孫には非て。他天神の御子なるへし。其故は。姓氏錄の例。神別に天孫天神地  
祇の三ありて。天照大御神の御子孫の氏々をは。天孫部とし。他天神の子孫をは。天神部とせるに。  
此神の子孫の氏々は。天孫に收ずして。天神の部なれはなり。然るに舊事記に。天忍穗耳命の御子。天  
火明命を以。此饒速日命とせるは。甚く古書どもの趣にかかひて。全偽説なり。と云れたる言な  
り。また同紀に。此神の亦名ともを記して。櫛玉饒速日命。亦云饒速日命。亦名膽杵磯丹杵穗命とあ  
り。膽杵磯丹杵穗命は。姓氏錄に。若湯坐連。膽杵磯丹杵穗命之後也。この性は。栗門連と。勇山連との中間にあ  
り。二氏は共に神饒速日命之後とみゆ。  
とあれば。此は饒速日命の一名なること著し。また式伊豫國風早郡。國津比古命神社。櫛玉比賣命神  
社。相並べる。此兩神は正しく。饒速日命夫婦になむあはしける。其は國造本紀に。風速國造とある  
に。續後紀承和六年の下に。風早直豊宗。賜<sub>二</sub>姓善友朝臣<sub>一</sub>。天神饒速日命之後也。とみゆ。三代實錄貞  
觀二年下に。物部朝臣廣宗卒。本伊豫國風早郡。姓物部首。とある。此を以て其祖饒速日命を。國津比



古として。祭れるよし志らるめり。若て式大和國添下郡。矢田坐久志玉比古神社二坐。とあるは。姓氏錄に。櫛玉饒速日命。又櫛玉命と申すに同じしければ。其夫婦二神なることを知へきなり。矢田坐云々の矢田は。矢田部姓によしあり。と云れたり。さて記云。爾邇速日命。參起白於天神御子。聞天神御子天降坐。故追參降來。即獻天津瑞以仕奉也。とあり。記傳云。此神の天より降坐し時代は。御孫命の御天降よりは後。天皇の日向より發坐し時よりは。遙に前なるへくして。其中間何時のほととも。さたかには知かたし。御孫命の天降坐るを聞て。追て降るとあるは。追續てほとなく。降れる如くに聞ゆめれとも。然にはあらず。先御孫命の降坐て後に。又同じ如降れる故に。追てとは云なり。其間幾許年を経て。後の事とも知かたし。さて天皇日向に坐しほとに。往昔倭國へ。此神の天降りけむことを聞食しも。いたく近き事の如くも聞えず。抑此ほと。神代の際なれば。猶人の命長きもありぬへければ。此神も天降て後。數百年存在て。天皇には仕奉しも知かたし。舊事紀には。饒速日命は既く薨て。天皇に仕奉しは。子の宇摩志麻遲命とせれとも。登美毘古か妹に娶とある。其登見毘古も。猶存在れば。邇藝速日命の存在むも。何かは疑はむ。とあり。○饒速日此云々。この訓注。また上に出すへきを。ことに注せるはいかゞ。○三炊屋媛。名義。上古には飯炊くことをは。いと嚴重きことしたりければ。品尊き女の名にも。かく負せたりしなり。推古天皇の大御名を。豊御食炊屋姫尊と。申給ひしをも思ふへし。さて舊事紀に。饒速日尊便娶長髓彦妹御炊屋姫爲妃。誕生字

摩志麻治命矣。先經妊身而未産之時。饒速日尊命婦女云。汝有姪胎。若有男子者。號味間見命。若有女子者。號色麻彌命。既而所産男子矣。因號味間見命矣。饒速日尊既神損去云々。とあり。栗田寛云。饒速日命。天神の命せ玉へる詔のまに。大和國鳥見邑に天降り玉ひて。其地なる魁帥長髓彦か。荒ひ健ふ状を看行し玉ふに。輒く大命に順ふへきさまならねは。其か體を伺ひ坐むために。其妹を妃として。久しく此に坐しけるなるへし。と云り。○鳥見屋媛。記には長髓彦をも。登美毘古といへり。但し記傳云。登美とは彼鸚の瑞に因て。後に此人の討るゝところに。云初つる地名なれば。生存るほとに登美毘古とは云しを。討れて後に。追て世人の云るなるへし。と云れたるか如く。こも後の名を回らして。長髓彦の詞とせるものなり。さて屋は。記傳にも未思得ず。とあり。○可美真手命。記には宇摩志麻遲命とあり。名義。手も遅も美稱なるへし。姓氏錄に。此人名多く出たるみな治とあり。味鳥乳とも書り。手と云る處は一もなし。舊事紀には。亦云味間見命と云り。記傳云。舊事紀に。此人の勳功の事をいみしく記せるは。子孫の氏々の。大に廣がり榮えたるを思へは。然もありけむかし。とあり。○爲君。天孫本紀に。中州豪雄長髓彦。本推饒速日尊兒宇摩志麻治命。爲君奉焉。とあり。紀記と異なり。○豈有兩種乎。長髓彦のかく白せる。おふけなき事のやうに。一わたりはきこゆれとも。聊かは其理なきにしもあらし。疑はしきふしも。なきにはあらねと。饒速日命を天神の大詔以て。天降し給ひしも。天孫本紀によりて見れば。いと嚴重なることとほきこえたり。そは



此神の天降坐し時。三十二人の防衛神。五部人。五部造。天物部二十五人などを。御從に副て降し給ふと云て。盡く其神等の名をも擧げ。また天神詔以て。天璽。瑞寶十種。この十種の瑞寶は極てや。を賜はりたるなど。天神の降し給へる。大御意は知へきよしあらねと。かにかくにおほろけの事にはあらさ

天皇曰。天神子亦多耳。汝所爲君。是實天神之子者。必有表物。可相示之。長髓彦即取。饒速日命之天羽羽矢一隻及步鞞。以奉示天皇。天皇覽之。曰。事不虛也。還以所御天羽羽矢一隻及步鞞。賜示於長髓彦。

多耳。耳字信友校本に。一本有に作るとあり。従ふへし。○羽羽矢の事は。神代紀に云り。一隻は一枝也。増順物。とありて。矢一本なり。鞞の事も既に云り。步鞞は異なる編様ありけるにや。知かた

し。釋名に。歩人所。帶曰。鞞。なまは。さて舊事紀に。天羽々月。天羽々矢。復神衣帶手貫三物。葬斂於登美。白庭邑。以此爲墓。饒速日命の既に身亡れりし後。夢に妻御炊屋姫に教へしことあり。されど記傳にも云れし如く。天羽々月と云名は。心得ぬことなり。○奉示天皇。信友云。すへて天上の物は。清麗く愛くて。此國なるとは。こよなきか故に。天降たる表物とはいへるなり。さて此二種の矢と鞞とは。長髓彦軍將となりて。預り玉はりてそありけん。其を自天皇の御許に。持參來て覽せ奉れるなり。奉示字。大化二年紀にもあり。○賜示の賜字。聊か不審し。

長髓彦見其天表。益懷踞踏。然而凶器已構。其勢不得中。休而猶守迷圖。無復改意。饒速日命本知天神慇懃唯天孫是與。且見夫長髓彦稟性悞。恨不可教以天人之際。乃殺之。帥其衆而歸順焉。

見其天表。益懷踞踏。信友云。天上の朝庭の御物は。その制も何も。饒速日命の物とは。遂に勝れて尊きを見て。天皇の天神の御子の中にも。別に尊き御事を知て。踞踏たりしなり。さはありけれど。



既に兵器を備へて。微戦へる軍場に在なから。頗に歸順奉らんも。さすかにて。かつはなほ。疑ひ奉る意も止かた。かた／＼につけて。心を改めさりつる趣なり。○天神感勳唯天孫是與。感勳を子モコロニシタマフハと訓めるはわろし。たゞ子モコロニとよむへし。義甚く違へり。さて天孫是與と云る文。聊通えかたし。故字書を考るに。與許也從也。論語。吾與點也。管子。鬼神助之。天地與之。とあるによらは。天神御子ニクミシタマフと訓へし。クミスとは。其方人となり玉ふ意なり。雄略紀に。皇后不與<sup>クミシタマフ</sup>。天皇而願<sup>クミシタマフ</sup>。舍人<sup>クミシタマフ</sup>とあるも其意なり。○復假。繼體紀に。假狼イスカシと訓り。舊訓のクもイの誤なるへし。續後紀。興福寺僧徒長歌に。世中乃伊須加志態遠。とあり。久老云。或説に。いすかしは。ひかひかしといふと同意なるへし。たがひちがひに相對はぬ事をいふ。いすかと云鳥の鶯は。違へる物なり。ひかといすかと同語か。といへり。とあり。信がたし。通説に今云比須類案名義抄にも。ロスカレと訓み。一本の訓にもしかあり。歴代に。左傳の語を引て。不導。忠信之旨。爲レ。とあり。それもすて難し。さて字書に。假同。復假也。不導。忠信之旨。爲レ。とあり。また左傳註に。復假也とあり。○教以天人之際。通説に引る莊子に。主者天道也。臣者人道也。など云る如く。君臣之道といふ事なるへし。さるは天孫は。天下の大君主にましますは。その天下に生出る人の限。盡く臣僕として。偏に仕奉るへき道理なるよしを。説きかせんには。長髓彦か稟性復假て教へさとしかたし。となり。さて上にも云る如く。舊事紀を按るに。饒速日命は。其天降ます時には。天神御祖の詔もちて。十種瑞寶を給はし。また高皇産靈尊の勅に。若有葦原中國之敵。拒神人而待戰者。能爲方便誘欺。而令治平。と詔給ひて。

あまたの御供人等を授玉へるなど。いと止事なき神にまさせは。長髓彦か天神之子豈有兩種乎と。またなく齋けるも謂なきにはあらず。此事は上にも。既に云りき。其は天孫の。まことに尊くましますよしをも。知らぬ程のことなれば。罪宥さるゝかたもあるを。今天皇の示玉ふ天表の。饒速日命の物よりは。勝れて尊く。蹴踏<sup>オサシコフ</sup>たらむには。すみやかに歸順參來て。天皇に仕奉るへきことわりなるに。凶器已構。其勢不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>中休。而猶守<sup>レ</sup>迷圖。無<sup>レ</sup>復改意。とあるは。いと／＼。無禮義理しらぬものにこそ有けれ。されは。己か二となく。君といつける饒速日命に。殺されけむもうへなる事にこそ。通説に。長髓彦初不<sup>レ</sup>知而拒<sup>レ</sup>之。未<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>不義。已知而無<sup>レ</sup>改。豈非<sup>レ</sup>迷之甚乎。といへるは。さることなりけり。借信友云。なほつら／＼此時の事情を推考るに。饒速日命。素より既く。皇孫尊の天降坐して。此御國の大君主にておはします事は。知玉ひつるに。更に天神等の御依しにて。皇孫尊を輔奉る國平の爲に。饒速日命を。倭の國に天降し玉へるなり。此下文に。天皇素聞<sup>レ</sup>饒速日命是自<sup>レ</sup>天降者。而今果立<sup>レ</sup>忠効。と詔へるをもて。推て察るへし。猶其下に云を。合せ考ふへし。かくて饒速日命。倭の國に天降り玉ひ。國人長髓彦は。もとより魁帥にて在つるか。其か妹を御妻として。心を操り。其縁りにて。もはら事執らしめて。其地のわたりを。漸に治めて。遂には天下を領らんとおもほして。此事は神代に。天孫彦か天神の勅を奉りて。天降り。國神の女子を娶り。留住て。御國を領らむとせし趣によく似たり。最後に皇孫尊の。此御國の大君主となりて。天降り。西偏におはします事は。長髓彦には聞せずして。おはしつるか故に。長髓彦は。此命の天神子にして。天降り玉ひつる神なれば。



上もなく尊き君として。眞心に仕奉り。此命をおきては。此國に天神の子の。大君主となりて坐す事は。つゆしらすして在つるに。此時の御征に。天皇大御自ら。天神子と御名乗して。幸ませるを疑ひて。天神之子豈有兩種乎。といひて。信奉らさりつるなり。かくて書紀の説に。記の説を合せて。互に證して推考るに。上に論ひつる如く。饒速日命始は邪心ありて。長髓彦をして。皇軍を徵戰はしめ玉ひたりけれど。天皇の稜威。はた神助のいちはやきを畏み尊みて。さらに邪心を改めて。歸順ひ奉らむとし給ふに。長髓彦は復恨にして承伏はず。はた天皇の撃てし止まむと。御謠せさせ玉ふはかりに。怨み惡みおもほしこめ玉へる御意をとりて。かたかた罪なひかほに。これを殺して。言よく申て。歸順ひ給へるにこそと云れしは。あまりに酷しき論にはあれど。聊かさる意の。なきにしもあらさりけんかし。

天皇素聞饒速日命是自天降者而今果立忠効則褒而寵之此物部氏之遠祖也

果立忠効。則褒而寵之。この事。舊事紀に委くみえて。左に引るか如し。天孫本紀云。天孫詔宇摩志麻治命。曰。長隨彦爲性。狂迷。兵勢猛銳。至於敵戰。誰敢堪勝。而不據。員計。帥軍歸順。遂歿官軍。

朕嘉其忠節。特加褒寵。授以神劍。答其大勳。復宇摩志麻治命。以下天神御祖授。饒速日尊。天璽瑞玉。奉獻於天孫。天孫大嘉。特加寵異。矣。復宇摩志麻治命。率天。物部。而剪夷荒逆。亦帥軍平定海内。而奏。又云。宇摩志麻治命。率內。物部。乃暨矛楯。嚴增威儀。又云。詔宇摩志麻治命。曰。汝之勳功。念惟大功也。公之忠節。思惟至忠矣。是以先授神靈之劍。崇報不世之勳。今配股肱之職。永傳不貳之美。自今已後。生々世々。子々孫々。八十聯綿。必胤此職。永爲龜鏡。矣。此日。物部連等。祖宇摩志麻治命。與大神君。祖天日方奇日方命。並拜爲下。申食國。政大夫也。など見えたり。また記には。故爾。邇轉速日命。參赴。白於天神御子。聞天神御子。天降坐。故追參降來。即獻天津瑞。天津瑞は。舊事紀にも見えたる。十種神寶なり。記傳に。かの天。羽羽矢。歩履。のこ。とせしむるは誤なり。以仕奉也。とあり。記傳にも云れし如く。天津瑞は。天上より持來つる物にして。天神の子なる徵信の寶なり。さる貴き瑞物を私寶とせず。天皇へ献れるは。服従へる表なりけり。○物部氏。記には。物部連祖とあり。紀傳云。まつ母能能布又物部といふ稱の事を説て。後に此氏の事をは云はむ。抑物部は。母能々布部といふことなり。さて其母能々布と云は。名義は未考得ず。總て武勇職を以て仕奉る。建士の稱にして。萬葉歌に。是を宇治の枕詞に云るも。いちはやしといふ意なり。此事証解。又三卷には。武士とも書り。後世までも。武士をものゝふと云り。さて又朝廷に仕奉る人等を。凡て母能々布と云て。母能々布之八十伴緒などよめるも。萬葉に多きは。上代に武勇職を。主とせられし世の。古言の遺れりしなり。さて物部と云者は。一部の武士にて。其は上代に。殊に勇て武事の勝







又河内國若江郡長柄神社あり。○猪祝は。いかなる義の名にや詳ならず。通證に。猪祝蓋稱勇猛也。とあり。○土蜘蛛は。こゝに見えたるをはしめにて。次なる高尾張。邑なる土蜘蛛あり。記には忍坂大室なる八十梟帥を。生尾土雲八十建。在其室待伊那流。とあり。攝津國風土記に。宇爾備能可志婆良能宮御宇天皇世。爲者土蜘蛛。此人恒居穴中。故賜名曰土蜘蛛。常陸風土記美城郡。古老曰。昔在國果。俗語都知久母。又云。夜都賀波岐。山之佐伯野之佐伯。舊置。又景行紀。到速見邑。豐後國。其人去。更出。知以遊之。狼性暴情。鼠竄掠盜。無不被。招慰。彌阻。風俗云々。とあり。

又景行紀に。到速見邑。見郡なり。云々。玆山有大石窟。曰鼠石窟。有二土蜘蛛。住其石窟。一曰青。二曰白。又於直入縣彌野。有三土蜘蛛。一曰打援。二曰八田。三曰國摩侶。是五人並其爲人強力。亦衆類多之。皆曰。不從皇命云々。この土蜘蛛等のこと。なほ。また自高來縣。肥前國。渡玉杵名邑。肥時殺其處之土蜘蛛津類。焉。神功紀に。轉山門縣。城後國山。則誅土蜘蛛田油津媛。などある類にて。岩窟土審

なとに住て。自然身に毛生鬚長く延て。其狀蜘蛛の如く。また蝦の如くなるより。土蜘蛛とも。また蝦夷とも。稱けたる一種の人類なり。蝦夷と一つものなるよし。又其名義も。既に云り。さる一種のものありしか。今世には漸く絶て。あらざるより。記傳にも。岩窟土審などに住て。人を害ひ。殘暴ふる梟帥ともを。蜘蛛に准へて。如此は稱けられたるなるへし。と云れつれと。此はなへての人類とは。同じからざること。次に見えたる。高尾張邑なる土蜘蛛の形にて明らけし。故人を害ひ殘暴ふるものならねとも。其種類を。なへて土蜘蛛と稱へりし事は。日向國風土記に。皇孫命天降坐し時に。大鉗小鉗と云。二人の土蜘蛛ありて。云々の事奏せしこと見えたり。これにて。人を殘害ひし者のみの。稱にはあらずて。一

種の人類なることをささるへし。○分遣偏師。舊事紀云。己未年春二月辛卯朔庚申。道臣命率軍兵。而檢伏逆賊之狀奏。戊午年宇摩志麻治命。率天物部。而剪夷逆賊。復帥軍兵。而平定海内。狀奏。など見えたる。此時の事ともなるへし。

又高尾張邑有土蜘蛛。其爲人也。身短而手足長。與侏儒相類。皇軍結葛網而掩襲殺之。因改號其邑曰葛城。

高尾張邑の事は。既に云り。大日本史云。先是弟猾奏。高尾張邑有赤銅八十梟帥。據之則此云土蜘蛛者。蓋赤銅八十梟帥之類。とあり。然るへし。○身短而手足長。これ上に云る蜘蛛の形なり。記には。生尾土雲とあれば。尾の生るもありしにこそ。此に據て思ふに。かの赤銅八十梟帥を。一に赤銅とあるに。よらば。鼻らん。尾ある土雲とあれば。魚の如き。蜘蛛の形に似たるを以て。さる名を置へりしにもや。如き。鼻などもありしも知かたし。○侏儒は。短人なり。禮記注に。侏儒。短體小者也。とあり。短を比伎と云るは。大祓詞に短山とあり。○結葛網。網を結ぶを須久と云も。古き語と見えたり。通證に。網曰結。紙曰漉。田曰耕。皆順須久。義同。とあり。○葛城。今の葛上下郡なり。記傳云。城とは凡て一搦なる地を云。紀の歌に多伽機とある。高城は山を云るなり。こゝも邑の地山上なるを以て。城と云名は付られたるなり。高尾張と云る高にてもしらる。とあり。此地の事は。なほ下の葛城國連の處に云ふ。また上に引る常陸風土記の土蜘蛛の續きに。此



時大臣族黑坂命。伺候出遊之時。茨棘施穴内。即縱騎兵。急令逐迫。佐伯等如常欲走而歸。土窟。盡繫茨棘衝。害疾死散。故取茨棘。以著縣名。所謂茨城郡。或曰。山之佐伯野之佐伯。自爲賊長。引率徒衆。橫行國中。大爲却殺。時黑坂命規滅此賊。以茨城造。所以地名便謂茨城焉。とありて。よく似たる事なり。

夫磐余之地。舊名片居。片居。此云。亦曰片立。片立。此云。逮我皇師之破虜

也。大軍集而滿於其地。因改號爲磐余。或曰。天皇往嘗嚴菴根。出軍

而征。是時磯城八十梟帥。於彼處屯聚居之。屯聚居。此云。果與天皇大戰。

遂爲皇師所滅。故名之曰磐余邑。又皇師立詰之處。是謂猛田。作城

處號曰城田。又賊衆戰死。而僵屍枕臂處。呼爲頰枕田。天皇以前年

秋九月。潛取天香山之埴土。以造八十平瓮。躬自齋戒祭諸神。遂得

安定區宇。故號取土之處曰埴安。

片居と云ひ。片立と云るは。山また丘に傍たる地形に。因れる名と通えたり。遺説に。謂一片民居とあれ

から。名義。守部云。和名抄。乞兒和名加多井。神武紀に。磐余之地舊名片居云々。とあるに合せて考れば。偏居の義なるへし。此は其地の形體を云なれば。人の體にいふも同じことなり。かくして云は。跛躓。癩者の類は。凡て正直くは坐かねて。或は物に倚そひ。或は偏て坐るものなればなり。さて乞食者には。むかしよりさる黨者多かれは。それをいひ。又土佐日記に。此かぢどりは。日もえはからぬ。かたぬなりけり。とあるは。惡みていへる詞なり。今世の卑言にも。カフタイ。伊勢物語に。そこによりけるかたぬおきな。といへるも。歌をすくれよくよむにつけて。妬かりて云詞なり。又自卑下していへる處もあり。と云り。さて本訓注。妻を婁に誤れり。今は熱田本又信友校本に。異本妻とあるによれり。熱田本には。又。往嘗嚴菴根は。上文に。冬十月癸巳朔。天皇嘗其嚴菴之根。勸兵而出。先擊八十梟帥於國見丘。破斬之。とありし時の事なるへし。○出軍而征。本に而を西に誤れり。信友校本に。異本而とあるに據る。契沖本には。而西征とあるよ。○屯聚を。怡波瀾とよめる。言の意未思得ず。さて軍兵どもの。屯聚居たりしによりて。磐余と號たりと云る義は。村を古く阿禮とも云りしかは。うは上文に。思ふへし。屯聚村なるへし。○立詰の訓は。熱田本に依て。タチタケヒシと訓へし。本の訓タケフシとあるにも。主水をモトリと訓り。これも。フはヒの誤なり。さるを通過に。その。○猛田は。通證に。十市郡有竹田村。萬葉集。竹田庄。竹田原。神名式竹田神社。姓氏錄曰。竹田川邊連。火明命五世之後也。仁德天皇御世。大和國十市郡刑坂川之邊。有竹田神社。因以爲三氏神。同居住焉。綠竹大美。供御箸竹。因茲賜竹田川邊連。とあり







中洲。集解本に。洲州に作る。この事既に云り。○大壯。易係辭に。上古穴居而野處。後世聖人易之  
 以宮室。上棟下宇。以待風雨。蓋取諸大壯。註。宮室壯大於穴居。○運屬屯蒙。本屬下此  
 字あり。熱田本又中臣本に。古本无とあり。なき方まされり。さて屯蒙は。上文に蒙以養正とある  
 蒙と同じ。序卦傳曰。屯者物之始生也。物生必蒙。故受之以蒙。蒙者蒙也。物之穉也。○巢棲穴住。集解本には。住字居に作りて。住は因傍訓誤  
 とあり。さて古代の家居の事につきては。まつ人民のさまを聊いふへし。まつ皇國上古の人民に。  
 凡二種ありて。一は神代の始より。此土に自ら生着けるもの。一は天より降れる神の。子孫の蕃息  
 れるものなり。是人等の住處は。多くは家屋に住しものなるへけれど。其他に土蜘蛛蝦夷の類ありて。  
 其等は家作の法も知らず。たゞ雨露を凌かむ爲に。山腹を掘て穴居し。あるは樹上に巢を架して。  
 住しものならんとおほえたり。こゝに巢棲穴住と云るは。其等を大凡に云るなるへし。情通證に。今諸國  
 其遺也。とある是なり。かの土蜘蛛蝦夷等か。住し跡なるへし。かの生尾土雲か。忍坂の大家に住しことなど。思ひ合すへし。また云。神代  
 紀天石窟云々。可。以證。とあるはいか。實き神等も。石窟の内に住玉ひしことは。かの解の石室。三徳の石室の類はあれど。其は故ありて。  
 住玉ひしにて。おしなへて。○利を。久保佐と訓る意味詳ならず。熱田本にはカ、と訓り。これも紀中に例あ  
 りと。言義未思得ず。落合直澄云。利をカ、と訓るは。キ、と云に同じ。手の利くを。手キ、といひ。口を利くを口  
 キ、など云る。キ、と通ふ。或は酒か利く。樂か利く。など同じ。と云り。さる言なるへし。○聖造は。  
 即大人の制を立給ふを云ふ。○實位は。高御座居にて。天つ日嗣知看す天皇の御座なり。されど高  
 御座と云事は。古くよりあまた見えられと。タカミクラキと云語は。紀中の訓より外には。をさく  
 見あたらす。○元元。通證云。漢文紀。元元之民。師古曰。元元善意也。後光紀注。元元黎庶也。とあり。

○兼六合云々。掩八紘云々。此二句は。國內盡に都となし。天下偏く字となさむと。詔へる御心なり。  
御儀の普く行至りて。人民の  
 繞に蕃殖れる。形容辭なり。通證云。八紘出列子。注。八紘八方也。とあり。○畝傍山は。大和國高市郡にあ  
 る山名なり。推古紀に畝傍池。皇極紀に蘇我大臣の畝傍家とあり。萬葉一には。雲根火耳梨香山と。  
 三山の妻。天智天皇の大御歌もありて。世にいと名高き山なり。さて今此山の東南の麓に。畦  
 樋村と云あるなり。今土人の樋を清て呼へるか如く。  
 古へも濁音に唱へしにあらし。○注に。宇禰麻夜摩とある。麻字は。靡かと云る説あれ  
 ども然らず。神功紀に。佐麻と云地もあれば。本のまゝにて可し。上にも既に鳥多鷄麻とあり。○東  
 南檀原地は。記傳云。此地舊は。白檮樹原にて有し故に。書紀に按。拂山林。  
 經。營室一とあり。負るなるへし。かくて此地  
 名は。今世には遺らされども。大宮所は。畝火山の東南の麓に。近き地なりしこと。書紀にて著明し。  
或説に。葛上郡なる柏原村此宮址なり。此村。畝火山の四方にあたり。日本紀の東字は。西を爲誤れるなり。と云るは  
 非なり。今の柏原村は。畝火山のあたり非ず。やと違ければ。さらに畝火の白檀原と云へき地理に非ず。由なき事なり。道臣命に宅  
 地を賜て。築坂邑に居しめ。大來目を來目邑に居しむ。とあるは。皆京城の近き邊の地なりけむ。と  
 云れたるか如し。○是月即を。舊事紀に。庚辰二字に作り。庚辰は二十日なり。○經始帝宅。此大  
 宮造の事。古語拾遺に云く。妖氣既晴。復無風塵。建都檀原。經營帝宅。仍令天富命。率手置  
 帆負彦狹知二神之孫。以齋斧齋組。始採山材。構立正殿。云々。などあり。なほ其餘も。此御代の御  
 制ともなど。くさく記せり。其文次に出す。○經始帝宅。此下に。次の辛酉年なる。故古語稱之曰。  
 於畝傍之檀原也云々。曰神日本磐余彦火々出見天皇焉。の五十四字を移すへきよし。或説に云り。



天皇本紀にも。さるさまに文を序次たれば。此説まことに然るべきか如くなれど。此紀にては。天皇即位の上に係て云る詞なれば。なほ本のまゝにてあるべきなり。

庚申年秋八月癸丑朔戊辰。天皇當立正妃。改廣求華胄。時有人奏之曰。事代主神共三島溝檝耳神之女玉櫛媛所生兒。號曰媛蹈躡五十鈴姫命。是國色之秀者。天皇悅之。九月壬午朔乙巳。納媛蹈躡五十鈴姫命。以爲正妃。

戊辰は。十六日なり。○當立正妃。本に正妃をムカヒメと訓り。字鏡に。適牟加比女とあり。正しく夫に對配ふ意なり。記云。坐日向時。娶阿多之小橋君妹。名阿比良比賣云々。然更求爲大后之美人とあり。記傳云。書記に。妃夫人嬪女御などを。多くは美賣と訓り。そもく御賣とは。皇后を始奉て。夫人嬪などの列までも。通して申すへければ。此訓は悪からず。但こゝに。正妃を牟加比賣。下なる皇后を伎佐伎と訓る。こは文字に就ては。然も訓へけれども。當時の實の稱には。叶ふへくも非ず。牟加比賣とは。皇后を申すへく。又伎佐伎とは。妃などにもわたる稱なればなり。されは。こ

は正妃を伎佐伎。皇后を意富岐佐伎と訓て宜し。凡ていつこにても。妃夫人などは。伎佐伎。皇后は意富岐佐伎と訓へきなり。と云れたる。まことに然る言なり。されど。こゝはなほ本のまゝによみて。義を害はぬは。今改めず。さるは先に娶給へる吾平津媛は。庶妃なるか故に。改めて正妃に立へき華胄を求めさせ玉へる由なれば。正妃をムカヒメと訓ること。此によく叶へり。○改とは。通禮に。既娶吾平津媛爲妃。故曰改。とあり。水戸本には。故字に作れり。それもよろし。○華胄は。通禮に。韻府貴子孫也。とあり。さるは吾平津媛も。火闌降命の御胤にて。皇族なれば華胄にあらんことあるへからず。然るに。改めて別に華胄を求め給ふは。然るべきよしありて。素戔嗚尊の御胤なる。大物主神事代主神の御子を。皇后と爲給へき。幽き御定ある事にて。かくは其御筋を。求め玉ひしなるへし。此事は既に海宮章に云る事あり。考合すへし。○時有人。記には大久米命の奏す詞とせり。○事代主神共云々玉櫛媛。この事。寶劍出現章一書に。又云。事代主神。化爲八尋熊鷹。通三三島。而生兒。姫蹈躡五十鈴姫命云々。とあり。大三輪神鎮坐次第に。事代主神化爲八尋熊鷹。通三三島溝檝耳小女玉櫛媛云々。これらを合せて考るに。三島溝檝耳は父の名にて。三島之人。其女の名溝檝姫。又名は玉櫛媛とも云しなり。但記には。事代主神を大物主神の事とし。神代紀にも記と同く。大三輪神として。事代主神の方を。又云として擧たり。此は此の説と齟齬へるか如くなれども。神代紀なるは。一書なれば妨なし。記傳にこれを離れ。さして共字。舊



事紀には。與に作れり。其そよろしかるべき。さて事代主神と申すは。記傳にも云れたる如く。顯御身の神にはまさず。此神の鎮坐社の御靈を云なれば。神名帳に。大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社。又高市郡高市御縣坐鴨事代主神社。此二社の内の御靈なるへし。飛鳥神社も同神なれども。事代主と申す社號の方なるへし。○媛踏輪五十鈴姫命。本に姫字媛と作り。永享本三島本に姫とあり。神代紀にもしかあれば改むへし。また媛踏輪の媛も。神代紀には姫とあり。これも次に永享本三島本には姫とあれば。其方宜し。さて此命の御事は。已に神代紀に鎮坐次第の文を引て。曲に辨へ置たれば。再引に及はされども。其大意を約め云時は。三島溝極耳命に。大女小女二柱おはしける中に。大女を踏輪媛と申。即記に所謂勢夜陀多良比賣是也。大物主神の御妻となりて生坐る。即姫踏輪五十鈴姫命にます。又其小女玉櫛媛命。事代主命の御妻となりて生坐る御子。五十鈴依姫命に坐り。さて此姫踏輪五十鈴姫命の生坐る事件は。次に云。名義踏輪は。記によるに。御母の御名勢夜陀多良比賣によれるものなり。踏輪と書れたるは。信字なるべし。記傳云。勢夜は地名なるへし。聖德太子傳曆に。勢夜里と云見えて。今大和國平群郡に勢夜村あり。太子傳なるも是なるへし。陀多良は。如何なる意にか未考得ず。内膳式漬。年料雜菜の中に。多々良比賣花。搗三斗。料置と見え。衛門府風俗歌にも。多々良女の花。字鏡にも。芋。多々良女とあり。此花の名。此比賣に由縁ありて。著たるにやあらむ。とあり。○武期云。伴信友か多々良女考一篇あり。其既に多々良女。たら比賣。またたべども云。いづれも同じものにて。紅梅の花ひらの事なりとあり。五十鈴は借字。伊須々岐なり。そは記云。勢夜陀多良比賣。

其容姿麗美。故美和之大物主神。見感而。其美人爲大便之時。化丹塗矢。自其爲大便溝流下。突其美人之富登。爾其美人驚而。立走伊須々岐伎。乃將來其矢。置於床邊。忽成麗壯夫。即娶其美人。生子名謂富登多々良伊須々岐比賣命。亦名謂比賣多々良伊須氣余理比賣。とありて。記傳に。伊須々岐は。即驚て立走るさまなり。と云れたる。其意にて。記に富登多々良伊須々岐比賣命。とある御名の富登は。父神丹塗矢に化て。御母の陰を突坐しにより。比賣多々良は。富登を比賣と改へたるなり。其よし記に見えたり。五十鈴は。伊須々岐に同じ。さて又記の御名。比賣多々良伊須氣余理とある伊須氣も。伊須々岐を通音に約たるなるへし。余理は。玉依姫實の依と一なり。と記傳に云れたるか。重胤説に。勢夜は進矢なり。和名抄に。征箭竹夜とあり。武期云。勢夜は素矢なるへし。矢にも種々あれど。たゞの矢を素矢と云へし。羽々矢。願矢などの名あり。陀多良は立なり。突立を云。伊須々岐は。驚て立走るさまなり。富登多々良は。陰元立なり。比賣多々良は。其を惡みて改たる名なり。記にし。あり。但し記また注進狀に。比賣多々良伊須氣余理比賣。と換たれども。其は事代主神の御女なる。五十鈴依姫命の御名と混れて。一に成れる者なり。是は別義なり。若て。此に五十鈴姫とある。五十鈴は。伊須々岐を略きて申せるなり。と云れたるは。宜しき考なり。從ふへし。此等の事も。既に神代紀に云り。○國色之秀者。永享本に此下也の字あり。然るへし。○乙巳。本に己巳とあるは。かなはず。舊事紀に乙巳とあり。集解本に。められ。これ從ふへし。二十四日也。○媛踏輪五十鈴姫命。姫字は例に據て改めたり。此事上に。上の媛も。永享本に姫とあり。是然るべきよし既に云り。



辛酉年春正月庚辰朔。天皇即帝位於橿原宮。是歲爲天皇元年。尊正妃爲皇后。生皇子神八井耳命。神渟名川耳尊。故古語稱之曰於畝傍之橿原也。太立宮柱於底磐之根。峻峙搏風於高天之原。而始馭天下之天皇。號曰神日本磐余彥火火出見天皇焉。

即帝位云々。天皇本紀に。此時の事を詳に擧たり。拾遺にも同じさまなる文を擧られたれど。舊事記のかたやと詳らかなり。云く。天宮命率諸忌部。捧天璽鏡劍。奉安正殿矣。天種子命奏天神。書詞。即神世古事類是也。宇摩志麻治命率内物部。乃豎矛楯。嚴増威儀。拾遺には。饒速日命のこととせり。道臣命帥來目部。衛護宮門。掌其開闔矣。並使四方之國。以觀天位之貴。亦俾率士之民。以示朝廷之重者也。于時皇子大夫。率群官臣連伴。造國造。而元正朝賀拜也。凡厥即位賀正。建都踐祚等事。並發此時矣。とあり。さて此時の御例を本にて。大儀の時。物部氏の矛楯を豎。大伴佐伯氏の宮門を護衛すること。世々の史に見えたり。○尊正妃爲皇后。正妃を伎佐伎。皇后を意富岐佐伎と訓ることは。既に云り。記には。求爲大后之美人とあり。皇后と大后と。文字の上異なるか如し。記傳云。大后は後世の皇后なり。古は天皇の大御妻等を。后と申て。其

中の最上なる一柱を。殊に尊みて。大后とは申せしこと。既に云るか如し。武備云。此說神代紀に委く引て云り。然るを萬の御制。漢國のにならひ賜ふ御代となりては。正しき文書などには。信代のを皇后。先代のを皇太后と書ることとなれり。されど。口に言語。又うちとけたる文などには。奈良のころまでもなほ。古の隨に。當代のを大后。先御代のをは大御祖と申せるを。其後遂に常の語にも。當代の嫡后をは。たゞ后と申し。大御母を大后と申すことには。なれるをかし。と云れたるかことし。されは此說に據て。此もオホキサキと訓改むべきなり。但し上にも云る如く。ミムカヒメはもとより嫡后なれば。改めてオホキサキと云ては。ことわりなきか如くなれど。此は即位以前には。正妃と申しを。其天統を御し玉ふに至りて。皇后とは尊み申せる由にて。此紀の文法までと見てあるへし。なほ御世御世。立皇后の事は論あり。次の御卷に云へし。○神八井耳命。本に耳字脱せり。諸古寫本にあり。集解本も補はれたり。必脱たるなり。記傳云。八井の意いまた思得ず。御弟命の沼河の例に依らは。字の如きか。とあり。さて記には。此命の御兄に。日子八井命と申すもあり。姓氏錄には。彦八井耳命とあり。舊事記にもおなし。さて神渟川耳尊の御弟とせり。されど。此命は。姓氏錄に。神八井耳命男。彦八井耳命とあり。記傳云。彦八井耳命。若白橿原朝の皇子ならましかは。御兄弟等の。當藝志耳命を殺し賜ふ時に。必出給はましを。其段には。唯二柱のみにて。此命は見え玉はぬを思へは。書紀の方正しくて。姓氏錄に見えたる如く。實は神八井耳命の御子にそ坐けむ。然るを。記に其御兄としもせるは。混れたる傳なるへし。其まきれば。御威名も殊



に高くありし故なるへし。されは姓氏録に。茨田連など。たゞに神八井耳命之後とのみはいはずして。その男彦八井耳命之後と。此御名をしも擧たるは。彼氏々此命を以。本祖とする故なるへし。と云り。○神淳名川耳尊。御名義記傳云。沼河とは。沼の如く水の淀みて。深き川などをいふか。又砂をちて。泥なる川をいふか。又此御名は。然る川の意にて。御兄の御名の八井も此も。稱名になる由あるか。將地名か。詳には未りかたし。とあり。○太立宮柱於底磐之根。記に於底津石根。宮柱布刀斯理。とあり。記傳云。式の祝詞ともに。又下都磐根爾ともあり。凡て上代には。神宮も人の舍宅も。伊勢神宮などの製の如く。地を掘て柱を立る故に。今世にも。磯か家には是あり。獨立と云なり。地上に石居をして。柱を立るは後のことなり。此稱辭あるなり。石根は。コトヲ 故に礎イソスをすするに非ず。地底に本よりある石根まで。深く掘て立ると云る義なり。於高天原云々は。高き其は柱の立るか。堅くして動無よしそ。布刀斯理は祝詞等に。太知立とも。太敷立とも。又廣知立とも。廣敷立ともあり。そは師説に。萬葉二に。天皇之敷座國と云。祈年祭詞に。皇神能敷坐。鳥能八十鳥者云々など。知坐を敷坐と云たれば。知と敷と同しとあり。さて此稱辭を。古來たゞ柱の上へとのみ意得れと。さに非ず。今考るに。萬葉に水穗之國乎神隨。太敷座而。また太敷爲京乎置而。また飛鳥之淨之宮爾。神隨太布座而。などある例を思ふに。宮柱布刀斯理も。其主の其宮を知坐を云なり。布刀も右の萬葉に。柱なちて國を知坐にも云へれば。たゞ廣く太きにと云稱辭なり。布刀御幣。布刀御戸。太占。などともいへり。故廣知とも云るそかし。かゞれば。此語は專柱に係るには非ず。其宮の主に係れる

語なるを。布刀と云か柱に縁あるから。宮柱太とは云かけて。兼て其宮をも祝たる物なり。萬葉二十 波之真。粟米且豆久禮。神代下卷に。其造營之制者。柱則高太云々。萬葉二に。真木柱。太心者云々など。留。等乃能其等云々。柱は太を貴ふなり。さて此稱辭は。萬葉一に。吉野乃國之花散相。秋津乃野邊爾。宮柱。太敷座波云々。武藏云。論此餘にもあまた引れたり。二十に。可之婆良能宇禰備乃宮爾。美也婆之良布刀之利多豆々。などあり。とあり。さて語の舉りに。シキマテ。シリマテ。など云るマテは。柱の縁に就て云るなれと。○峻時搏風於高天之原。記に於高天原。別に義あるにあらす。フトシリマシと云ふも同じく。たゞ實みて云るまでなり。氷様多迦斯理とあり。記傳云。於高天原とは。深くと云むとて。於底津石根と云に對へて。たゞ高きことを云古言なり。大祝詞に。高天原爾。耳振立聞物止馬率立氏。とあるも。たゞ馬の耳高く。振立と云ことなり。氷様は。諸祝詞に多かるは。悉く千木と云り。常にも然云なるを。此記には三所に出たる皆比岐なり。和名抄古本に。搏風。辨色立成云。搏風板比宜。楊氏漢語抄説同。とあり。流布の板本に 是。比宜と云ことなく。大神宮延曆儀式帳にも。正殿一區云々。上搏風肆枚。長二丈八尺。弘八寸。厚四寸。號稱比木。と見え。同外宮儀式帳にも。比疑高知と見えたり。さて名義は。氷木千木共に肱木にて。其比知の下を省けると。上を省けるとの差のみなれば。本は一の名なる故に。通はし云るなり。凡て物の形の $\curvearrowright$ かくの如くなるを。比知と云。手の肱も此意以て名けたり。又肱金肱折なども同じ。武藏云。重風説に。千木は 氷木とも。作きたるが。合木の由にて。千木氷木。ともに異なる事なし。新古今集歌に。片そぎの行合の同と詠るは。予か此意を得たる歟なり。惜今千木は聯木。比木は合木にて。同義の語と云由は。儀式帳に。上搏風四枚。長二丈八尺と有る長材を。二つに組合せて。草の縁無き爲に。屋檼より下し垂て。其葺たる屋上を。堅め持せたるなり。屋より外に其中を出せるは。其欄楯に物爲るなり。此を以て千木の高きは。其度に欄楯の廣さを量たり。今俗に輕重を秤る器を。千木と云り。屋上の千木より。假借せる名目なり。考に。千木は垂木なりと有る説



に心留り。此を味るに。願宗紀なる室賀の御調也。取置棟樑此家長之御心之寄也。さて此氷木と云物は。上代の家造に。と有る。棟正しく此なる事。取置ると云を以。知れたりと云り。なほよく考へし。屋の左右の端に有て。其本は前後の軒よりして上りて。棟にて行合ふを。組違へて。其末を長く上へ出したる物にして。其棟より上へ高く出たる處を。氷木とは云なり。或人伊勢神宮の千木のことを論じて云。樽風とあり。彼世は千木を別に作る社もあれども。伊勢には今も樽風の末を切す直に千木に用るなり。さて蓋蓋に故に風穴を明るなりと云り。さも有へし。其は棟より下にては。即多理木と並て。同じさまなる故に。棟字を記には當。又屋の左右の妻にては。樽風と云物なる故に。書紀には其字を當られたり。然れども是らは棟より下にての名なれば。共に氷木には叶はぬ事。多迦斯理。これまた氷木の事のみならず。主の其宮を知坐を云。多迦も上の布刀と同じく稱言なり。萬葉六に。自神代芳野宮爾蟻通。高所知者山河平吉三。此歌以意得へし。さて氷木は棟上へ高く上る物なる故に。其に云かけて。兼て其宮をも祝たること。全宮柱布刀斯理と云に同じ。とあり。○始取天下之天皇。崇神紀にも。是以天神地祇共和享。而風雨順時。百穀用成。家給人足。天下大平矣。故稱謂御肇國。天皇とあり。記にも。故稱其御世。謂所知初國之御真木天皇也。とあり。記には神武天皇の御世には。此語見えず。記傳云。孝德卷にも。自始治國皇祖之時云々。と見えたり。さて初といふ言は。所知に係へきを。國に係たるは如何と云に。まつ國とは。所知看す限の地を云名にて。食國とも云り。然るに。天下悉くは。此御世に至てそ。初めて現しく食國とされる意にて。其食國を指て。初國とは云るなり。初て食國とされる國と云むか如し。武野云。此の始取天下云々の文をも。其意に見へし。とあり。さて此の始取天下を。舊く波都久邇斯羅須と

訓れたれど。記傳に。此稱辭は。後の御世に至て。申せし言なるへし。記に稱其御世と云。又御名をも申せるなど。當御世に申せる物とは聞えされはなり。故所知を斯羅志斯と訓へきなり。下の斯は通辭なり。斯羅須といへは今の事なり。と云れたるによるへし。

初天皇草創天基之日也。大伴氏之遠祖道臣命。帥大來目部。奉承密策。能以諷歌倒語。掃蕩妖氛。倒語之用。始起乎茲。

草創天基は。天皇の東征し給ひしより。天下を平定給ひしまでを。弘く云るなり。○諷歌。舊く蘇倍字多と調るに依て解かは。まつ古今集序に。一にはそへ歌。大鷦鷯の御かさを。蘇倍奉れる歌とありて。奥義抄に。蘇布とは。題を露はに不<sub>レ</sub>言して。曉す義なり。とあり。通證に。蘇仙宮。諷歌訓。曾倍古登。曾倍。曰。倭歌有六義。一曰風。玉露風。副之意。今亦云。與曾倍。古今集序。曾倍也。とあり。天智紀。諷歌。他事に寄へて。底の意を述るか如き體なるを。今も寄歌といふ。かの忍坂の大室の鼻帥を亡し玉ひし時。道臣命か密旨を承玉はりて。歌へりし御謠など。諷歌せる意は見えねと。なほ諷歌の中なるべし。其は軍中の相調相調に用ぬし意は。ものを調するに同じければなり。○倒語は。サカシマコトとは調つ。物を例に云て。賊に事實をしらしめざるを云。後世所謂合詞也。通證に。謂下樓顛倒其言。而欺彼敵。喻。我卒此軍中之用也。故舊事紀亦曰。能爲三方便。誘欺防拒而令治平。と云れたるか如し。さて舊訓に。サカシ



マコトと。此二字を訓れたれと。聊か心ゆかず。いかにとなれば。言語を顛倒するは。サカシマコト  
 と言へきか如くなれと。さてはかの惡逆事と。一にまかひて通ゆるか如し。萬葉集に。在言言逆言哉云々。とある逆言を。古くサカシマコトと  
訓り。この逆言は。オヨフレコトと訓へまよし。先達云れた。或説に。此は謡歌に漢字を副て。其義を思はせたるまて  
る。さることなり。さるにても。倒語の訓にはいかなり。なれば。本は音讀に爲しものならん。と云れたり。さもあるへきか。されども音訓をすつへきにあらざれば。今サカシマコトとよみて。事と音の差  
別を假に立たり。○妖氛は。通證に。謂凶邪亂賊之風塵とあり。上文に餘妖云々とあり。さて氛は。本に氣とあり。今は釋  
拾遺に。妖氣既。暗復無風塵。紀。信友校本に據る。氣とあるよりは勝りたるへし。暗復無風塵。○倒語之用。上には謡歌倒語と二に  
 いひて。こゝには倒語とのみ云るは。いかにといふに。歌と直言のた。かひこそあれ。謡歌即倒語と同じ旨なるか故に。  
 上文には二にいひながら。こゝには倒語之用云々と。更におしこめて。書玉へるものなり。○始起乎  
 茲とは。後世軍中の相圖等に。相詞とて。敵に知らるましき爲。豫て云ふ言語を設けおくなど。この  
 時に起りきざせりとなり。

二年壬戌

二年春二月甲辰朔乙巳。天皇定功。行賞。賜道臣命宅地。居于築  
 坂邑。以寵異之。亦使大來目。居于畝傍山以西。川邊之地。今號來  
 目邑。此其緣也。

乙巳は二日なり。○定功行賞。舊事紀云。凡厥備遣三臣。巡察治否。則有功者。隨其勇能。定賜國造。  
 誅戮逆者。量其功能。定縣主者矣。姓氏錄序云。謹德考功。昨土命氏。國造縣主始於斯。とあ  
 り。○賜道臣命宅地云々。粟田寛云。道臣命に宅地を賜ひて。畝傍の近傍に置れしは。一は寵異し玉ふ  
 によるべく。一は守衛の爲に置るなるへし。と云り。さることなり。此に宅地を賜ふとのみにては。國  
 に所領の地はなきか如くなれとも。さにはあらず。國々には多く後世の庄園の如くなる地を玉ひて。  
 封し玉ひしこと。物部氏大伴氏などの氏人の。いとひろきにて知へし。みなその族を封し玉ひしなれ  
 は。土地を廣く賜ひしか上に。なほ京地守衛の爲に。宅地をさへ玉へるなり。拾遺云。道臣命帥督將  
 元戎。剪除兇渠。佐命之勳無有比肩。とあり。伊勢風土記に。天日別命。築此國。復命天皇云  
 々。大歡詔曰。國宜取國神之名。號伊勢。即爲天日別命之村。地國賜宅地于大倭耳梨之村焉。とあ  
 るなとも此時の事なり。○築坂。高市郡なり。記傳云。垂仁紀に。葬倭彥命于身狹桃花鳥坂。と見  
 え。又檜隈天皇葬大倭國身狹桃花鳥坂上陵。と見えたる同所なり。高市郡と諸陵式に見えて。白檮原  
 京に遠からぬ地なり。今三瀬より。東方程村へ越る間の間に。東より西より。やま登る。坂路なり。其上の平なる地に置あり。これかの宣化天皇の陵なるへし。とあり。○川邊之地。こ  
れ所謂來目川なり。雄略紀に。葛城一言主神。天皇を來目川まで。送り玉へるよし見えたり。或人云。川邊は今  
云重坂川にて。同郡に川西村ありと云り。○來目邑。和名抄高市郡久米鄉あり。是也。式久米御縣神社もあり。此村白檮原京  
 にいと近し。今も久米村久米寺あり。



以<sub>レ</sub>椎根津彦<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>倭國造。又給<sub>レ</sub>弟狛猛田邑。因爲<sub>レ</sub>猛田縣主。是菟田主水部遠祖也。弟磯城名黑速爲<sub>レ</sub>磯城縣主。復以<sub>レ</sub>劔根者爲<sub>レ</sub>葛城國造。又頭八咫鳥亦入<sub>レ</sub>賞例。其苗裔即葛野主殿縣主部是也。

椎根津彦を。本に珍彦とあり。又訓注もあり。されど水戸校本に。類聚國史及舊事紀作<sub>レ</sub>椎根津彦とあり。とあるに據る。其故は記傳に云。前に椎根津彦と云名を玉はり。其後所々に。皆其名をのみ云るに。こゝに至りて。立歸り更にまた初名を擧て。珍彦と云るはいかゞ。又訓注の今こゝにあるもいかゞ。と云れたるか如くなればなり。さてまた訓注も。右の本ともにはなきに據て削るへし。此は必上文珍彦の名の見えたる下に。必あるべきものなるよし。既に云り。○倭國造の事。上文倭直部始祖とある下に委くいへり。さて此倭は。通證に。今按非<sub>レ</sub>今管<sub>ニ</sub>二十五郡<sub>一</sub>者<sub>ト</sub>神名式。山邊郡大和坐大國魂神社。又倭名抄城下郡大和。とあり。非<sub>レ</sub>管<sub>ニ</sub>二十五郡<sub>一</sub>者<sub>ト</sub>と云れたるは。さる言なれど。此を今の大和の地なりと爲しは。なほあやまりなり。此地の事は。總論に既に云り。○猛田縣主。猛田は十市郡なること既に云り。縣主とは。まつ縣は。上古の御制に。一國の内にて。其地の形勢に従ひ。處々に人民を班ち置て。部落をなし。田畠を墾き。家庭を定めたる處を云て。後世に郡と云しはその地なり。

故後に縣を改めて郡となされたり。されは名義は田方なり。又在方にもあるへし。村をアレと云るは。在處の義なるへき事既に云り。今も田舎を在<sub>レ</sub>とも。在所とも音に呼り。みな其居處に附て云ふ。古の縣より出し名なるへし。記傳の說に。阿賀多は上り田にて。元は島のことなり。田と云は田をも島をも統たる名にて。其中に水のつかぬを。島とも上田夜麻賀多。麻部流阿賀多母云々。などある夜麻賀多は。山阿賀多の訓なるに。求し。尋る阿賀多とあるを以。山なる島なることを知へし。と云れたれば信かたし。山縣は山に傍たる縣なれば。自ら島の事の云るとなり。かの年魚市縣松浦縣など。流過なれば。島のみにはあらざる。されは。國は境界に就て云名にて。大にも小にもいひ。縣は人民の居住につきて。いふ名にて。大縣小縣の名はあれども。國に對へては小く。縣主は。倭國內なるを始め。國々に在る縣を掌れる者の號なり。記傳に。此を朝廷の御料の。さて又。古へ御縣と唱へて。朝廷の御料あり。此は供御の料の物を作りて。奉る御莊なれば。京畿に定められて。大倭國の内。高市。葛木。十市。志貴。山邊。曾布。すへて六ヶ所の御縣あり。此御縣には田も畠もありしこと。孝德紀に。於<sub>レ</sub>倭國六縣<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>遣使者。宜<sub>レ</sub>造<sub>ニ</sub>戸籍<sub>一</sub>并<sub>レ</sub>枝<sub>レ</sub>田<sub>一</sub>畝。とあるにて知らる。推古紀に。蘇我大臣奏して。葛城縣を得て。封縣とせん事を乞申しに。ゆるさせ玉はさりしことあり。御縣を定め玉へるはしめは。定かならねど。いと古くより有しと見えたり。此御縣と云は。祝詞考に。御縣は令に官田といふにて。畿内に天皇の供御の物を作る御莊といふも是なり。とあり。三浦千春と云人の說に云。此説は。租調考と云。記傳に。上代は朝廷の御料を。すへて縣といふとあれども。諸國の縣々より。租税をはしめ。供御の物など奉りし事も。史典に見えず。屯倉こそ。御料にてはあれ。遠國に某縣某縣とてある地。ことごとく御料なりしとはお



もはれず。諸國の某縣某縣といへる地。孝徳帝御時より。すへて郡と改められしかとも。わきて御縣を  
 やめて。上なる高市葛木をばしめ。六ヶ所の御縣には。此時使を遣はされて。戸籍を造り。田賦を授けしめられし事。わきて書紀に  
 されたり。諸國の縣々も。御料ならむには。ともに使者を遣はさるへきに。さもあらぬは。御縣はかの六ヶ所に限れる成へし。  
 郡とせらるるよしは見えず。只唱へを變られたるのみなり。屯家は。此御世に罷られける事見えた  
 り。扱此御縣の民の。耕種のさまなどはいかなりけん。知かたしと雖も。令に見えたる官田の條など  
 考へ見は。思ひ半に過ぬへし。と云れたるにて。御縣の事は明らけし。さて此猛田縣は。かの十市の  
 御縣とは。もとより異なるへけれど。縣主は。其御縣の司を。かねたりけんも知かたし。其御縣の内  
 に。此人に給へる地など。ありしには非ず。記傳の説は僻事なるへし。扱孝徳帝の御代。すへて萬の  
 御制度を改められて。諸國の定めも。國を分て郡とし。所々の屯倉なども罷られ。國造。別。君。稻置。  
 縣主。などの治め來つる地をも。盡く公に收められて。國毎に國司を任し。郡毎に郡司を置る。是よ  
 り上代封建の制やみて。郡縣になり。君。別。縣主。稻置のたくひは。氏の戸とのみ成て。後々には。  
 國造に並ひし職なりし事を。しるものさへ稀になれり。またかの三浦氏云。縣主稻置の類を。戸とする事は。是より以  
 前にも有し事にて。上世のありさま。たとへば。先代に某地の  
 縣主となされし人の子孫其族みな。縣主を戸とせしかば。職即戸なりき。君別稻置なども是に同じ。さるを其賜へる土地を。大化一新の  
 時。公に收められしかば。是よりして。某地縣主といふ名のみにて。其地を知事なければ。全戸とのみなれり。此差別を辨へずは。紛らほしく  
 て。感ひなんもの。と云れたり。○菟田主水部。記に字陀。水取とあり。記傳云。水取は毛比登理と訓へし。和名抄に。  
 主水司毛比止里乃豆加佐とあり。モトリ或はモムトリ。或はモ  
 ムトなど訓は。後世の訛なり。職員令に。主水司正一人。掌二漿水饅粥及氷室  
 務見たり。考ふへし。さて古は。凡て飲む水をは。母比と云り。

川池など。たゞある水をは。美豆と云て。母比といは。字陀なるは。當昔字陀に住て。水部の職を奉仕し者のあり  
 す。たゞ魚をば字と云ひ。食ふ魚をば那と云類なり。○主水司の下に。水部四十人とある。是水取なり。主水司式にも。官人率二水部。云々。と云  
 事處々に見ゆ。又令の同司下に。水戸と云ものあり。是も一本には水戸とあり。水  
 戸ならば。此も水取の戸なるへし。水戸ならば。氷室に因る戸なり。さて記紀ともに。猛田縣主祖と云は  
 ざるは。其氏は既に絶て。たゞ字陀水取のみ。此人の子孫は。のこりしなるへし。とあり。○黒速。  
 名義詳ならず。黒は久留とも訓へし。孝徳天皇の都。黒田戸宮。さらば孝元天皇御名。彦國牽と申すなど。同義な  
 るべきか。○磯城縣主。この磯城は。大和國なり。さて記傳にも云れたるか如く。この縣主の事は。  
 甚まきはしきことあり。さるは綏靖紀に。一書云。磯城縣主川派媛。といふありて。物部氏の先祖  
 にして。饒速日命孫日子湯支命。この頃磯城縣主といへり。川派媛は日子湯支命の女  
 ならん。記傳に云り。彼日子湯支命と。同  
 時に一磯城に。二氏の縣主あるへきに非ず。舊事紀にては。饒速日命五世と爲り。されど此はたかへ  
 るには非ず。日子湯支命の事。綏靖紀に云。故つらく考るに。姓氏錄。和泉國神別。志貴縣主饒速日命七世孫。大賣布  
 命之後也とあり。此に依て按ふに。先祖日子湯支命は。河内國に住まして。古は和泉も河  
 内なればなり。その國の志  
 紀郡の縣主となりしなるへし。かれ磯城縣主川派媛。又記に。河俣比賣之兄縣主殿延之女。阿久斗比  
 賣。と見えたる川派は。河内國若江郡川俣。郷を名とし。所生坐御子。河内  
 國に由縁あり。阿久斗は。攝津國島上郡阿久  
 刀神社あれは。ともに河内攝津の地名にして。古河内志紀郡の縣主なりしか故の名なり。なほ此説の事は  
 次の新卷に云。さて又大和國神別。志貴連。神饒速日命之孫。日子湯支命之後也。とあるは。かの七世大咩布命の兄な



建新川命。河内より。後に大和國に移り住しか後なるへし。舊事紀に。建新川命。志紀縣主等祖。とあればなり。されは同時に。大和國の磯城に。二氏の縣主ありしにあらす。思ひまかふへからす。記傳の誤は。深くおも。さてこの弟磯城の苗裔は。既く絶にしものと見えて。此子孫の書に見えたる事なし。はれざりしものなり。さてこの弟磯城の苗裔は。既く絶にしものと見えて。此子孫の書に見えたる事なし。かの建新川命の。大和に移り住し頃は。既く此縣主の家は。絶にしなるへし。さて建新川命の志紀は。河内の志紀を本にて。名告しか。また大和の志紀と。木居の志紀と。自ら合へりしものとして。も妨なし。天武紀。十二年冬十月。磯城縣主賜姓曰連。とあるは。日子湯支命の支流なるへし。また一つ。神八井耳命の子孫に。志紀縣主。志紀首あり。に。運性玉へるは。日子湯支命の流。○劔根。名義記傳に。根は名の上に添たるか。はた劔を劔根とも云しかと定たるよし。記傳に云れたり。根は名の上に添たるか。はた劔を劔根とも云しかしらす。とあり。又按に。劔根は。葛城根の加の略れたるにもあるへし。ツルキ子は。ツラキ子と通へり。葛城土神。とあればなり。さて此人は。舊事紀云。天忍男命。此命。葛木土神。劔根命女。賀奈良知姫爲妻云々。姓氏錄。河内國神別葛城直。高魂命五世孫劔根命之後也。和泉神別。荒田直も同じ。また未定難姓。攝津神別。葛木直。天神立命之後者不見。また同右京神別。大辛。天押立命四世孫。劔根命之後とありて。神代本紀に。高皇產靈尊兒天神立命。山代久我等祖。とあるを合せ考るに。高皇產靈尊の御子。天神立命。亦御名天押立命にて。此劔根命は。天押立命には四世孫。高皇產靈尊には五世孫にてよく叶へり。かくて此人の功ありし事。ものに見えず。さて通證云。神名式和泉國大鳥郡陶荒田神社。傳云。祭神二坐高魂命劔根命也。とあり。○葛城國造。葛城今の葛上下郡なり。和名抄。葛上加美。葛下郡加豆真岐乃之毛。又記に。葛城之五村苑人とありて。忍海郡に蘭人郷あるをおもふに。古へ

苑人の居れりし五村のうちなるへければ。當時葛城國と云しは。葛上下。又忍海郡を總たる名と見えたり。忍海郡は。葛城上下郡の間に在る地なり。さて國造本紀に。以劔根命爲葛城國造。即葛城直祖。とあり。天武天皇十二年九月。葛城直賜姓曰連。同十三年六月。葛木連賜姓曰忌寸。性氏錄。大和神別天神に。葛城忌寸。高御魂命五世孫劔根命之後也。とあり。氏は。欽明紀に葛木山田直瑞子あり。さて又此氏に毗登姓あり。首姓あり。宿禰姓あれと。同系にはあらす。そは氏族志に。按續紀勝寶中。敕收養京中孤兒十人。後皆賜姓葛木首。附葛木連戶籍。又和氣清麿姉廣蟲。嫁葛木宿禰。寶字亂後。收窮民棄兒。養八十餘人。皆賜姓葛木首。據此首姓雜種非一系。と云れたるか如し。○亦入賞例。舊事紀。詔頭八咫鳥。曰。汝有導皇師之功。因入賞例。とあり。記傳云。亦字いか。この頭八咫鳥は。建角身命の化給へるにて。いみしき功ある神なれば。賞例に入らむこと。本來のことなり。さるを亦としも書るは。この頭八咫鳥を。まことの鳥の状におもはせて。記せるものなるへし。この紀には。始より建角身命なるよしをも略きてあるは。さる心ありてにや。とあり。今按に。八咫鳥を賞例に入るとあるは。眞の人體にあらぬか故に。國地を封したまふ例には入らず。たゞ其八咫鳥。即武津之身命の化給へるなれば。其靈を祭り給ふなり。それを賞例とは云る由なり。續日本紀。慶雲二年置八咫鳥社于大倭國宇太郡。式字陀郡高角神社八咫鳥神社。とあり。通證に。高角蓋建角身命之略也。今鷹塚村有基趾。八咫鳥社今云乎登古路須社是也。とある社ぞ。此御時に祭り給ひしなるへき。續紀に因るに。慶雲二年に。始て置たるか如くなれと。しからし。本







所<sup>レ</sup>爲<sup>ス</sup>其意實在<sup>レ</sup>於焉。蓋天皇推<sup>ニ</sup>皇考<sup>一</sup>。以及<sup>ニ</sup>皇祖<sup>一</sup>。續<sup>ニ</sup>先王之緒<sup>一</sup>。而興<sup>ニ</sup>郊祀之禮<sup>一</sup>。莫<sup>レ</sup>非<sup>ニ</sup>申<sup>一</sup>明<sup>ニ</sup>至誠<sup>一</sup>。崇<sup>ニ</sup>報<sup>一</sup>神恩也。豈非<sup>ニ</sup>大孝<sup>一</sup>也。とあり。○靈時は。同書に齋場也。とあり。場は堅庭齋場の爾波に同じ。時<sup>ニ</sup>神靈之所<sup>一</sup>止<sup>ル</sup>也。とあり。○鳥見は。宇陀郡なり。此地は同名をから。上に見えたる。長髓彦の本居なる鳥見。また式なる城上郡なる等彌神社。今外山村なる等彌とも別にて。宇陀郡なる榛原村の鳥見山なり。此は伊勢國人木村一郎云。鳥見山を中央となし。其より上を上小野榛原。下を下小野榛原と分ちて云しなるへし。榛原は即萩原の地にして。宇陀郡なり。この事の天の森は。これ天神の森の云にして。上古の鳥見山中なりと。云れたるか如し。この事を次に云。○上小野榛原。下小野榛原。通證に。榛原屬<sup>ニ</sup>宇陀郡<sup>一</sup>。今上云<sup>ニ</sup>南時<sup>一</sup>。下云<sup>ニ</sup>萩原<sup>一</sup>とあり。記傳云。榛原。今世に萩原と云驛あるこれなり。と云り。さもあるへし。此村長谷の東方にて。今は宇陀郡に入て。かの外山村とは。やと遠けれとも。古登美といひしは。廣き名と聞ゆれば。彼驛のあたりまでかけて。鳥見山中と云むこと。違ふにあらし。とあり。按<sup>ニ</sup>此説は。城上郡の等彌と。宇陀郡の鳥見とを。吉井舛人云。泊瀬より上萩原を過ぎ。下萩原に至る小坂あり。一處の別れたるものと見られたる説にて。非なり。○以字。本に用とあり。水

數百株ありしを。近年伐採りて。古松一株を殘せり。其本に祠あり。祭神は皇祖天神なりと。宇陀水

分神社の祠官脇本某云り。陸一方水ありて。兼葭生す。今も鳥見山と云なり。上下萩原は。眼下にあり。伊奈佐山は近く。高倉山は遠く。其南方に聳え。宇陀郡中。見えざる所なし。實に佳境なり。と云り。なほよく聞正すへし。さて榛原は。榛の木の原か。また萩の原か。詳ならず。古は榛をも萩をも通はして。ハリと云り。この事は雄略紀の歌。また天武紀なる蒸播御衣の下に委く云り。水ハキまつけたるは。あやまりなり。ハリとあるよろし。藤を萩と云ること。雄略紀天武紀にハキと云へし。又こゝにカハキと。カハキの字を添たるは。決く野也。カハキの字に依て云る説などは。殊に非事也。○以字。本に用とあり。水戸本に以とあり。集解にも。用據<sup>レ</sup>訓誤とあり。○皇祖天神は。通證に。猶<sup>レ</sup>言<sup>ニ</sup>皇祖之天神<sup>一</sup>。通<sup>ニ</sup>皇天二祖<sup>一</sup>而言。以<sup>ニ</sup>皇祖與<sup>一</sup>天神。分<sup>ニ</sup>配<sup>一</sup>。二祖<sup>ニ</sup>者不<sup>レ</sup>是。と云れたるか如し。古語拾遺云。乃立<sup>ニ</sup>靈時<sup>一</sup>於鳥見山中。天宮命陳<sup>レ</sup>幣祝詞。禮<sup>ニ</sup>祀皇天<sup>一</sup>。秩<sup>ニ</sup>群望<sup>一</sup>。以<sup>レ</sup>答<sup>ニ</sup>神祇之恩<sup>一</sup>とあり。神皇實錄といふものには。立<sup>ニ</sup>靈時<sup>一</sup>於鳥見山中。用<sup>ニ</sup>祭<sup>一</sup>皇祖天神。焉。任<sup>ニ</sup>皇天嚴命<sup>一</sup>。齋<sup>ニ</sup>八柱靈神<sup>一</sup>。而式<sup>ニ</sup>爲<sup>一</sup>下鎮<sup>ニ</sup>御魂<sup>一</sup>神。爲<sup>ニ</sup>天皇玉體<sup>一</sup>。春秋二季齋祭也。と見えて。此時の御祭を。八神殿の本とせり。八神の事は。神代下巻に委く云おけり。されと其は謬なり。拾遺にも。右に引る文と。八神殿の事とは。引はなちて。別に記されたり。此はさる事にはあらずして。重胤云。海内靜謐になれるに就て。高千穂宮より以來。恒例として仕奉來れる恒祀を。起したまへるなり。此程は。中洲宮に。初國所知看し御世の始にて。天社國社を。未定めさせおはしますに。至らざりしかは。然る靈時を儲け。幣を降<sup>ニ</sup>させ玉<sup>一</sup>へるにて。後に神祇官に於て。班幣の日は。百官齋して。即朝廷の祭祀あるに同じきことなり。と云り。さることなり。○天書云。十二年夏六月。帝行<sup>ニ</sup>幸于日



州。拜皇祖皇考等陵。令守護之。云云と見えたり。いと貴き事なるを。いかにして此紀には洩されたりけん。なほ此餘にも。此紀になきことどもあり。

三十一  
辛卯  
一年

三十有一年夏四月乙酉朔。皇輿巡幸。因登腋上噉間丘。而廻望國。狀曰。妍哉國之獲矣。妍哉。此云。映奈珥惠夜。雖内木綿之眞迵國。猶如蜻蛉之臂。咕焉。由是始有秋津洲之號也。

三十有一年。永享本三島本。三を四に作る。されと三十の方正しかるへし。○腋上。孝昭紀に。遷都於掖上。是謂池心宮。孝安紀に。掖上。博多山上陵とあり。掖。殿文に與。記傳云。諸陵式に依に。萬上郡なり。履中卷に。掖上。室山。推古卷に。二十一年作掖上池。持統卷に。四年二月幸于腋上。破云々。などみえたり。掖上。室山とある。中書卿も。萬上郡なり。性氏錄。泰忌寸。大和朝。津間。掖上池。さて此地名。いかに訓へきにか。さたかならねと。書紀に。何處も和伎能加美と訓る故に。姑く是に従ひつ。和伎能加美。和伎能加美。とも。和伎能加美。とも訓る。故に。定めかたきなり。和伎能加美と云は。石上は伊曾乃加美。丹波國多紀郡。直上は。久佐乃加美など。これらの例なり。掖上郡。萬上郡などは。上下と分たる上なれば。此の例に非ず。○噉間丘は。通證に。又名國見山。在本間村南。本馬。噉間。とあり。名義詳ならず。或説に。噉間丘とは。其地の形體の。ほらまり隠りかなるよしの名なり。次に内木綿の眞迵國とあるも。青山四方に周廻て。其内の隠りかなるよしな

り。とあり。○妍哉。本に哉下に乎字あるは衍なり。信友所校古本。又顯注に引るになきそよろしき。○國之獲。重胤云。獲は古く美傳都と訓せたり。清寧紀に見字をも。然訓せたるを思ふに。其は見獲にて。俗に見出たり。と云ことなり。廻望國狀とあるを。合せて曉るへし。○映奈珥惠夜。本に惠字なし。水戸本信友校本に。惠字あり。集解本にも補へり。永享本には留とあり。映字なるへし。○内木綿は。眞迵國の枕詞なり。萬葉九に。虛木綿乃窄。而座在者云々。とあり。萬葉枕詞解云。此はいと心得がてなるを。強て考るに。虛木綿の木綿は。苧木綿の事にて。卷二に神山之山透眞蘇木綿とあり。其はかの苧手卷といひ。丸く内方を虚ろに卷たる。それを虚木綿といふならんか。もしさらは。内のうつろなるか。隠りかなるよしもて。うつ木綿のこもりとつゝくならん。神武紀に内木綿の眞迵國とあるも。内方の進くせまりたる意の續けならんか。猶考へし。(冠辭考に。虚眉生のよしにて。野登云なりと云るは取らず。いかにと云に。うけもちの神の眉上に生たるをもて。圓を眉生といふと云れと。生をフといふは。粟生豆生の類にて。原といふ意に近き所にこそいひたれ。凡て眉に生る。某に生るといふ意のところに。いふへき事にあらず。且眉は古はマヨとのみ云ることにて。マユと云ることなし。されは眉生の意ならぬをささるへし)と云り。さて又冠辭考頭書に。紀の内の字と。萬葉の虚の字を相照して。互に宇都と訓なり。今本に。虚木綿を。そらゆふとよめるは。何の意とも通えず。凡紀は正字。萬葉は借字を專とすれと。はた互に。正字假字無にもあらねは。此内を假とし。虚を正しとす。とあり。さて或説に。内木綿はユフの皮を。丸むきに披たる皮と云。と云り。○眞迵國は。眞



狭き國と云事なり。記傳云。眞は物を稱美へて云事より移りて。物を強く云事ともなれり。其はいとも始を麻佐伎。いたりて末を麻須惠と云に同く。こゝも至りて狭き國と云る意なり。麻奈弟子の麻奈。なども此に同じ。あり。さて上よりのつゞきの意は。冠辭考云。大和の國は。今の大和。國を云。青山四周といひて。まゆふの内の虚なるか如く。眞狭き國なれと。其ありさま。蜻蛉が尾をかへしてあるに似て。おもしろきこのたまへるなり。置と蜻蛉との譬もて。然れば虚らの狭きたとへに。虚ゆふてふことは冠らせて。のたまひしなりけり。萬葉の意は。家にふかくこもりてのま居を。まゆふの内に。置のこもりてあるに譬て。冠らせたり。と云れたるか如し。○蜻蛉は。雄略紀に綱枳豆。倭名抄に。蜻蛉和名加介呂布。とあり。○醫帖は。蜻蛉は唯雄互に。尾を銜て。輪になりて飛を云なり。又一の尾を銜て。ならび止るもあり。其義なり。字書に。帖音。也とあり。○秋津洲之號。此號の事に就ては論あり。既に神代紀に云り。此より後には。雄略紀大御歌に。陀俱符羅爾。阿武柯枳都枳都。曾能阿武鳴。綱枳豆波野俱營。柯矩能御等。難備於婆武登。蘇羅彌豆。野磨等能矩備鳴。綱岐豆斯麻登以符。古事記にも出て。朝か異あり。とあり。さて通證に。按天皇本就大和一國而言とあれと。記傳に。この御古事を誰も大倭一國のこととは思へど。若くは又此掖上のあたりの地形を御覽じて。詔へるにもあるへし。と云れたるさることにて。まことにこの秋津洲は。此掖上のあたりの地形の名なり。即孝安天皇の都秋津島の地なり。此地のことば。孝安紀に云。それを同名なるかまゝに。雄略天皇の大御歌に。大和一國の名に取成してよみ玉ひ。つひに後には。大和一國の大日本豊秋津洲と一に混し。また後には。大八洲國の總名とさへなれるな

り。もとより豊秋津洲の名は。秋に依れる名。室秋津島は蜻蛉に依れる號にて。其本ことなり。まかふへからず。

昔伊弉諾尊目此國。曰。日本者浦安國。細戈千足國。磯輪上秀眞國。秀眞國。此云三槍。關并。復大己貴大神目之曰。玉牆內國。及至饒速日命乘天磐船。而翔行太虚也。呪是郷而降之。故因目之曰。虚空見日本國矣。

昔伊弉諾尊云々。國號考云。此三つは。たゞ畿内の大和國をほめて。かくのたまへるのみにして。まさしき國名にはあらず。かれ目之と書れたり。されはいふまでもあらず。天下の大名にもあらねども。倭のちなみに。聊かこゝには。擧つるなり。といはれたれど。なほ思ふにしからず。此等の號は。大八洲の總號と見るへし。但し大八洲の總號とされるは後にて。なほ其本は。四國九國を除て。大日本豊秋津洲の號なるな見るへし。紀中。因に同じ類を出せる例は。仁紀八十七年。丹波國桑田村なる。牟士那の故事。仁德紀三十八年の下。攝津國死蝦野の處の故事。崇峻紀なる河内國眞香河原なる犬の故事などの類。みな事の因に記し出たるもの也。○浦安國。又云。是も一國の事なるを。釋日本紀などにも。天下の大名として説たるはひかことなり。大和は海なければ。浦安とはいふへからずと。疑ふ人もありぬへけれど。浦は假字にて。うらさひし。うらかなむ。なとのうらの意なり。萬葉十四卷に。うらやすにさぬる夜そなき。とよめるにても知るへし。と



云り。さるは大倭國は。神代の昔より。さるへき所謂ありて。餘の洲國の類にあらず。勝れてありし事は。既く伊弉諾尊の生たまへりし時より。さたかに知られたりしなるへし。かゝれば伊弉諾尊も。此國の美しきを見そなはずれば。御心オノココロ娛ユクく安やすく穩たしなに思ほしめず由にて。目メけ給たまへりしなるへし。と云れたれど。これもなほ。上に云る意に見へし。○細戈千足國。國號考云。細戈は知の枕詞にて。細は戈をほめたる詞なれば。久波斯クハスと訓へし。知チとつゞく意は。玉矛の道といふと同じ。道ミチも美は御にて。添たる言なれば。枕詞はかならず知へ係れり。さて枕詞よりつゞきたる意は。此知といふ言のうへのみにて。千足の意は別なり。とあり。この詞のつゞけ。まことに右に云へるか如し。さて此は戈とはあれど。杖の事なり。古は戈を杖に突きありきしかは。あるは木のかざりしたるもあり。あるは鎧身のつけりしもありしなり。杖ツヅと云ても戈なり。さて上古の神又人。常に道路を行く時には。必杖を突きありきしなり。杖ツヅと云ても戈なり。杖ツヅと云ても戈なり。さて上古の神又人。常に道路を行く時には。必杖を突きありきしなり。杖ツヅと云ても戈なり。杖ツヅと云ても戈なり。故に矛を突あるく道と云意なり。此外の説はすへてひかことなり。詞林采葉抄中卷。玉銚道の下に。此玉梓の事。先達とかく申かへたり。一には。昔は刀をもつことすくなし。仍非職の者は。甲乙をきはらず。銚をのみつきて。遠近をいはず。道の兵具とせり。人の所へ入ては。妻戸に立よせておきけるか。きずの付ける故に。それをかくさんとして。ほうたてをはしめたり。されは依よ之。銚は道の志るへと申なり。玉はほむる言なり。ほうたてと云は。銚立なり。按に。この説いひさまあしく。聊かあかぬ所あれども。古へ銚を杖に突たりし。一證とはすへし。さるは神代に。伊弉諾尊の突

立たまひし御杖に。岐神なりませり。岐神は道路の神なり。又紀伊國に坐す丹生津比咩神の。忌杖イミツヅ突ツき玉タマひしこと。丹生社の氏文にみゆ。常陸國鹿島大神の。銚を突き玉タマひしこと。常陸風土記にみゆ。神功皇后の突玉ツクひし御矛を。新羅國王門に。立たまひしことなど。なほ例あまたあるへし。さて千足とは。應神天皇の大御歌に。百千足家庭。とよませ玉へるか如く。國はあまたあれども。大倭國の。あかぬ事なく足らへるを。千足とはのたまひしならん。さらは。枕詞のつゞけは。道にても。國名の。方は。千なることとよりなり。記傳の千足説は。なほうへなひかたし。○磯輪上秀真國。國號考云。磯輪上は。これも枕詞とはきこえたれども。いかにいへるにか。いと心得かたし。と云れたり。今按に。訓は本のまゝにてもよろしけれど。なほ磯輪は字につきて。イソワと訓へし。磯回イソマヅの意なり。磯回イソマヅは磯の回マヅたる地にて。浦曲ウラマヅ川曲カハマヅなどの曲マヅに同じ。垂仁紀に。磯輪と云るものを。私記に形如車輪也。とあるも義同じ。上はカミと訓む。土地の高き處を云。井上池上などの上に同じ。萬葉古義の萬十四可波加美能ヨロタカミしろうたかみやの注に云。可波加美能は。一巻河上のゆついはむら。四巻河上云り。さて大日本の土地は。海中に高く磯を回らし。萬國に秀出て。猥りに異國の舟のよりつきかたいづつもの花。などあるに同じ。加美は上瀬を云にもあらず。又上力を云にもあらず。唯河邊など云んか如く。いは天險とも云へき境なるを。伊弉諾尊の。國土の成れる始に。其狀を見行して。詔へる御詞なり。さて秀真國の秀ホは。應神天皇の大御歌に。久爾能富クニノトミとよみまし富トミに同じく。國の中にも。秀たる國をいひ。それに真マコトといふ稱辭のそはれるなり。國の秀は。國のすく。富といふ言の意は。守部云。またるささなり。つ浪之穂は。浪の中にも立揚る浪を云。栲カキ之穂は。栲カキの中にも。白く真保マホに見る處をいひ。炎ホノは火の



中にも。燃上る火をいひ。保都枝は。枝の中にも高く延たる枝をいひ。保都互の占は。占の中にも最上正堪なるを云。保豆は最取の義にて。世にいはいゆる相撲の關取を云。かゝれば此言は。醜惡に對へて。美好をも云。劣れるに對へて。優れたるをも云。低きに對て。高きをも云。闇きに對て。明きを云。隠れたるに對て。顯れたるをもいふ。火を保大影炎などといひ。星を保之といひ。又ほからか。ほのか。ほのぼの。ほに顯はる。など云類是なり。又船の帆。薄の帆。人の貌に類をといひ。又詞に。ほまれ。ほめ。ほぎ。ほざき。ほしき。ほむむ。ほとぶるの類にて。言の意味をはらに味はへてよ。と云れたるにてさとするへし。國號考の既はい。たいたかへり。○大己貴大神。大字水戸本中臣本信友校本に無し。○玉牆内國は。國號考云。玉牆を造りめぐらしたらむ如くに。山の周れる内なる國といふ意なり。とあり。されど此玉牆内國。虚空見日本國。の二名もなほ。大和一國のにはあらて。大日本洲の大名なるへし。さて玉牆は枕詞にて。牆の内つ國と云義にて。此は諸の外國に對へて。吾が内國と親しみ愛しみて。詔へる御言とすへし。虚空見日本も同じく。饒速日命の大空にて。見そなはしたりとしても。今の大和國と見すして。大日本洲としたるかた叶へり。○虚空見日本國。虚空見は。通えたるか如く。日本の發語にて。萬葉一には。天爾滿ともあれは。更に疑ふへきふしなきか如くなれとも。よく按ふに。見津と云枕詞。聊か詞にはいかゝあらむと。おほゆるに付て。試にいはい。此に見えたる饒速日命の一條は。恐らくは。これも古の一の傳にて。まことに。虚空見と云るも。倭國の亦の號

にはあらしか。記に。大倭豊秋津洲の又名を。天御虚空豊秋津根別。と云ふよし見えたればなり。さて見は滿の義にて。是も稱辭ならむとおほゆ。なほいはく。後のものなれと。既にも引る。延喜六年日本紀竟宴歌に。得二饒速日命。藤原忠紀。蘇明美都邇。あまの磐船降しは。聖のみよをわたすとてなり。とあるをおもふへし。虚空見を。枕詞なりとしては。美都邇とはいふへからず。是も舊く虚空見は倭國の別名なりといふ。一傳によりて。よまれたるものと見えたり。さらば。かの萬葉に。天爾滿とあるは。他になき詞なり。此歌も。或云虚空見平置とあれは。よみあやまれる本を。後人の書入しにもあるへし。されど。此説うけはりて。おもてには立かたし。なほよく考ふへき事なりかし。

四十有二年春正月壬子朔甲寅。以皇子神渟名川耳尊爲皇太子。

甲寅は。三日なり。○爲皇太子。神渟名川耳尊の。皇太子に立ち玉ふとあるは。さる事ながら。御兄神八井耳命も。此時同く皇太子に立玉へりしものなるか。後に位に即給はさりしから。其事の自らもれたるなり。そは此後天皇崩坐して。手研耳命不義なる御行ともありける時。神渟名川耳尊神八井耳命二柱して。手研耳命を殺し玉ひぬ。さて記に。爾神八井耳命讓弟建沼河耳命。曰。吾者不能殺仇。汝命既得殺仇。故吾雖兄。不宜爲上。是以汝命爲上。治天下。僕者扶汝命。爲忌人。而仕奉也。と神八井耳命の言ひし事あり。是にて共に皇太子に立坐せりし事。知られたり。其は記傳云。上代に

四十二年  
壬寅



は。日嗣御子と申すは。一柱に限らざりしかは。武郡云。此事既に。此巻の首にいへり。神八井耳命も。神沼河耳命も。共に日嗣御子に坐て。此時御位を嗣坐へきは。未何れとも。定り給はざりし故に。今如此る御論議はあるなり。若豫て定まり賜へらむには。今更に此御議論はあらめやも。然るを書記には。こゝに爲三皇太子とありて。次の御卷に至りては。於是神八井耳命遽然自服。讓三神淳名川耳尊。曰。吾是乃兄。而懦弱不能致果。今汝特挺神武。自誅三元惡。宜哉乎汝之光臨天位。以承皇祖之業。とあるは。心得ぬことなりかし。其故は。若神沼河耳命一柱。既く皇太子に定まり坐てあらむには。皇位を嗣坐むこと。本より論なきに。此に至りて。今讓云々とあるは如何そや。また宜哉乎云々とある語は。かねてより定まり坐る如く聞ゆれとも。若然らば。いよく讓曰云々。といふ語に叶はず。されは此は。哉乎二字を除きて。宜下汝之光臨天位。以承皇祖之業。と云てこそ。本末あひ叶ふへけれ。と云れたるにて知へし。なほ此事。大卷の其事。たる下に再ひ云ふへし。

七十六年  
丙子

七十有六年春三月甲午朔甲辰。天皇崩。于樞原宮。時年一百二十七歲。明年秋九月乙卯朔丙寅。葬。畝傍山東。北陵。

甲辰は。十一日なり。○一百二十七歲。古事記には。一百二十七歲とあり。通證云。十五歲立爲三太

子。四十五歲而東征。中間歷六年。五十二歲而即位。凡在位七十六年。都合一百二十七歲也。古事記爲三參拾漆歲。未詳。とあり。記傳にも。御年數。此記と十歳の差あり。元より傳の異なりし歟。又二と三とも。廿と卅とも。只一畫の差のみにて。常によく相誤る字なれば。古書にてまがひつるにもあるべし。今いづれを正しとも定め難し。と云れたり。○明年は。即七十七年丁丑にあたり。○丙寅は十二日なり。○葬。此御葬のこと。聊論あり。次の御卷に云へし。○畝傍山東北陵。記云。御陵在畝傍山之北方白檣尾上。諸陵式云。畝傍山東北陵。神武天皇。在大和國高市郡。兆域東西一町南北二町。守戸五烟。とあり。此御陵近き頃まで詳ならず。其説々も區々なりしを。まつ記傳に。綏靖天皇の御陵と申傳へたるるへき。其は山本村の西。慈明寺村の南に。連きたる高き處に在て。即畝傍山の西北方に屬する岡上にて。正しく尾上と云へき地形なり。と云るは。此記また式に。東北とあるに違ひたれば。いふまでも非ず。また或説に。山本村の内。洞村にある字丸山。又御殿山とも。丸山御殿ともいふ。いにしへ社殿などありし跡なるへし。前の高九間ばかり。上の平なる所六七間許。後は畝傍山の尾につけり。山陵志に。今畝傍山東北嶺。所呼曰御殿山云々。其下曰洞村。とある所にあたり。今は御殿山の名失へり。はやく本居翁の玉かつまにも。大和國人竹口英齊の説とて。神武天皇の御陵は。畝傍山の東北の麓につきて。天皇宮といふ洞のある山なり。そこに字を加志といふ所あり。古事記に記されたる。白檣尾上といふ名の殘れるなるへし。といはれたり。大和志には。山本村に御殿山と稱するあり。是を神八井耳命の墓とせり。皆同處なり。右の丸山は。記の白檣尾上とある地勢に叶ひ。上古の御陵は。すへて山岡なごの上にありて。いさゝかなる家なれば。陵墓も叶ひ。また丸山の下凡一町に。二町ばかりの間。字垣の内といへり。本田畑一町二反餘あり。今は洞村の敷地となる。こは御陵の御垣の内といふ略語か。則式の兆域にも叶へり。と云るを。去し文久三年の春。山本村の田に。字ミサンザイ。又神武堂。又神武田。といへる地に。古く神武天皇の御陵なりといへる處のありしを。此は既く松下氏か前皇朝記にも。此御陵下に。可百年以來。總爲桑田。民呼其田。字。神武田。桑田之所爲可。痛哭也。餘數畝。爲一村。云々。といへるところなり。朝廷より眞の御陵と御治定ありて。修理ありしか。其年の十二月に奏功して。甚大に嚴き御構とも。今は參詣る人の。知り奉らぬはなくなれり。かの廟陵記に。此御陵の甚



く衰へ玉へるを嘆きて。夫神武天皇繼神代草昧之蹤。東征平中洲。王道之興。實創於此。我國君臣億兆。當致尊奉之廟陵也。澆季至此。噫哉。と痛く長息をおかれしもありて。今の世にいともいとも。尊くめてたき御事なりかし。さて御此陵に幣奉りて。祭り給ひし事も。古くはものに見えられとも。後に遠近陵墓の御定ありてよりは。近陵墓の御祭のみの如くになりて。遠陵の奉幣などの事は絶てものにも見えすなりぬ。松下氏の云れし事の如く。此天皇の御陵こそは。君臣億兆。永く殊に尊奉すへきを。いともいともあるましき事なりかし。然るを近き御代よりは。此御陵をしも。いと厚く祭り玉ふ事となりぬるそ。いと尊き。しかのみならず。いにし明治の四年より。殊なる大禮ありて。年毎の二月の十一日。には。大朝廷を始め奉り。天下いゆき至らぬ際なく。國々の國をばしめ。賤しき民間に至るまで。ほどく。此天皇の御靈を。遙に拜み祭らしめ給へる事。續津日神の講事も。漸に静まりて。かゝるめてたき新御代の春に立返りぬるは。全神直日大直日神の。直見の御靈による事とは云ながら。また此天皇の御世より。今の大御代を。殊に厚く守護り給へる。御靈の幸にあらさるめやも。あなたふとあなかしこ。

### 日本書紀卷第三終

### 附録

#### 上古曆日考

上代には。年次月次日次に。十干十二支を配用ぬたることはなくして。年ニトセフキトセをば一年二年といひ。月ヲをば正月二月といひ。日ヲをば一日二日といへり。もとより干支と云ことは。漢土コソにて曆コソを造らん爲に。ものせし名目なれば。皇國の上古に曆のさたなければ。年次月次日次に。干支を配用むこと。何の用もなく。徒ことなれば。ましてあるへきよしなし。一年二年といふ事。延喜式風神祭調に見え。三年八年といふ事。神代紀に見え。七日七夜といふ事。續火祭調なる伊弉册の御言にみえ。また一日八日八夜など神代紀にもみえたり。さて月のこと古くは。古事記景行天皇の條に。美俣受比賣の歌に。新玉のとしか來れば。あらたまの月はさへゆく。とあるこれなり。但しユツキキサラキなどいふ名目は。記紀に假名書見えねど。此はたまく記すへき事なかりしものなり。必ずふるま名にてはあるなり。記中巻に四月云々。中臣善調に十一月云々。みえたり。此等必ウツキ。シモツキと訓へし。萬葉集には數多見えたり。然るに日本紀の神武天皇紀に。是歲也太歲甲寅。冬十月丁巳朔辛酉云々。とあるを始て。凡て上代の年次月次日次を。干支にうつし記されたるは。いかにといふに。此は後に曆を用給へる御世となりて。某年某月某日とあるに。後より配たるものなり。さてしか干支を年次月次日次にあてたるは。後のことなれども。年月日次の定りは。全く後の世の如くにてこそあらぬ。既に神武天皇の御世の頃より。大凡には定まりしことしるければ。まづこゝに本居翁の眞曆考に云る説を擧て。上代のありさまより。次々にしか轉移カツこしすかたをいふへし。考に云く。大名牟遲少彥名の神世より。天のけしきも夙ホコに。霞なども立きらひて。和けさの氣さしそめ。柳なども萌は



しめ。鶯なども鳴そめて。種々の物の新まり始まる比をなん。初とはさためたりける。さて一年の來經ゆく間は。四つに段みて。春夏秋冬と云ける。是は九神代よりしかあり來ぬる事なれば。今その故はいかなりとも知へきならねど。試にいはい。温なる暑き涼き寒き。四つの異のあはなるへじ。此春夏秋冬てふ名も。いと古く聞えて。古事記書紀の歌ともにも往々見えたり。かくて此四つの時を。また始なかは末と三つに段みて。春の始秋のなは冬の末などいひ。春の始は乃年の始なれば。上に云ることくにて。夏秋冬の始なかは末もまた。其時々物の上を。見きうて知れりしこと。春の始と同じく。天のけしき日の出入かた。或は本草のうへをみて。此木の花さくは。某季のその比。その木の實なるは。某季のそのほど。此草の生出るは。何時のいつ頃。その草の枯るは。何時のいつ程としり。或は田なつ物鳥つものにつきても。稻の刈ときになるは。某のほど。麥の穂の赤らむは某比。と云ことく心得。あるは鳥の常世にゆき歸るを見。むしの穴に隠れ出るを伺ひなど。都て天地のうちに。時々に従ひて。移りかはる物に因てなむ。某季のいつ程とは定たりける。さて然一季の來經をは。たゞ三に分いへるのみにて。其ほどの日次までを。幾日の日幾日の日と。定めいふ事はなかりき。されは年のはしめ。季の始なども。際やかに某日よりとはなく。その日數はたかならず。幾十日と詳にはあらず。大らかなんありける。武藏云。これまでまづ四時の定まりを考られたる説なり。此四時の運行には付ずて。外にまた月といふ事ありて。天なる月の満み飲み。見えみ見えすみする。一周を一月とせり。其定めは。一月を三つに段みて。都伊多知。

毛知。都基毛理といへり。其はまづ西の方の空に。日の入ぬるあとに。月のほのかに見えそむる比を始として。其より十日はかりが間かけて。月立といへり。月の漸々に立行比なればなり。さて中ころ十日はかりか間を。毛知といへり。月の形の満たればなり。その中に。月立の初より。十四五日にあたる日の。夜の月は望の極みなり。さて末十日はかりか間を。月隠といへり。月の漸々に隠り行くほどなればなり。其中に三十日頃にあたる夜は。月隠のきはみなり。如此して一月とは定めたりしかとも。何れの月をはしめ終りといふ次第もなく。四時にもつかず。唯一月々々を経行くのみにて。都へて年の運りとは別事をりき。然るは是も十二たひ運れば。大方に一年なれとも。年の來經とは。十日餘り日數の足らざる故に。常に四時の始終とは。後れ先立つ行たかひて。譬へは秋の最中のころ。天の月は。月隠の末。月の始などの時も有けり。されと元より別事にしありければ。彼はかれ此はこれにて。拘はらずなむ有ける。斯てこの月といへる方の來經も。朔望晦。または始かつた。中ころ。末つかた。とも云るのみにて。是はた幾日の日幾日の日と云ふ。日次はなかりき。武藏云。年の一めぐりの運ひに。月は拘はらず。りしか故に。同月など云事もなかりしなり。抑上の件のこと。季の始なども。際やかに非ず。月次も日次もなく。また天の月による月はありしかとも。別事にて有つるなど。凡て事は足ぬに似たれとも。然思ふは。よろつ巨細に。こちたきを善きにする。後世の心にこそあれ。上代は人の心も何も。只廣く大らかになん有ければ。さて事は足り。またかの空なる月による月と。年の來經とを。強て一つに合する術なども無くて。たゞ天地のあるか儘にて



なん有ける。これその天地の初發の時に。皇祖神の造らして。萬國に授けおき給へる。天地の自然の曆にして。八百萬千萬年を經行けとも。少かも違ふふしなく。改むる勞きもなき。尊きめてたき眞の曆には有ける。以上眞曆考の本文をのみ採れり。なほ委しくは。本書につきて見るべし。と云れたるか如く。大名卒遅少彦命の當昔より。皇御孫尊の笠狭宮高千穂宮に坐まして。次々天下所知看し御世まで。然有しなるへし。然るをこの神武天皇の御世の頃となりては。世も甚く變易り。それまでにもなほつぎく。賢き人等も世々に必ず出ぬへければ。萬に考へて。まつ一年を十二月として。其月次を四時に配り。其四時に元より孟仲季と云來れる。春の孟仲季を春三月となし。夏の孟仲季を夏三月となし。秋の孟仲季を秋三月となし。冬の孟仲季を冬三月となし。其月々の名を。ムツキ。キサラギ。ヤヨヒ。ウツキ。サツキ。ミナツキ。フミツキ。ハツキ。ナカツキ。カミナツキ。シモツキ。シハスと命け。其孟春一月の月は。大凡今の立春頃の日より數へ始めて。啓蟄の節頃までを。三十日にまれ。三十一日にまれ。一月と定め。其季冬十二月の月は。小寒頃の日より。數へはしめて。立春の節頃までを。三十日にまれ。三十一日にまれ。一月と定め。仲春より。仲冬の月に至る。十月の定めも。此に准へて知るべし。この立春小寒など云へるは。今假に曆の名に因たるものなり。いにしへさる名のありしとはあらず。されど歳首を定めむとするには。必かくのことくならては。たあらぬ事也。然して十まり二月にして。三百六十五日或は六十六日とは。大凡に立たるなり。借しか一歳を十二に分て。此をムツキウツキなど。月の名を以て號けしは。天なる月の。大凡一歳に十まり二度。反り運る様に准へて。假に月とは云なれど。後の曆法の如く。空なる月と。歳の經曆を數ふる月を。強て一に合する法をある事なく。

天なる月は眞曆考にも云る如く。何の月を始め終りと云次第もなく。四時にもつかず。唯一月一月と。經行くのみにて。都て歳の運とは別事にて。月の始に天なる月は。満月の時もあり。月の半に天なる月の。上弦下弦の時もありけり。さてまた此空なる月を。朔望晦と三にわかちて。月々の日を數ふる始は。其月の始て西に見えそむる日を。月立の一日とし。夫より月立の二日三日四日と數へもてゆきて。この一日二日と數ふる事は。日本書紀天智天皇卷に據あり。なほ高麗の歌にも。月立て唯三日月の。其月の見えすなれる。晦の極み云々。などよめるも。このならひの後までのこれなるなり。又月立し日よりをまつともよめり。月の終と定め。また月の見えそむるを。月立の一日と云て。次の月の首と。定めたるなり。かゝれは上に云る孟春一月の始とて。必後の曆の如く。一日二日とよみそむる事なく。空なる月の満缺によりて。月立の一日二日の時もあり。また望の頃もあり。月隱の頃もありて。一様ならず。仲春二月より。季冬十二月に至りても。月の首は。されど眞曆考にも云る如く。彼はかれ此はこれにて。拘はらずなむあれは。後の曆法のみなこれに同じ。如く。晦朔を合する法はあることなく。月の大小閏月などのこともなく。平田翁云。閏は日の餘りを總よせて。一月に立つる事なるを。我神國の古は更なり。如く。晦朔を合する法はあることなく。月の大小閏月などのこともなく。然るへきさま蕃國にも。月々の日を多少に定めて。閏を立てる國は多かり。然れば大吳氏の始。空なる月によることもなく。日次に依てしられたり。なほ此あたり。さて其後あまたの御世御世を経て。漢土の曆法を用ひし時より。よ眞曆考とは少しく異なり。考合すべし。日次に依てしられたり。なほ此あたり。さて其後あまたの御世御世を経て。漢土の曆法を用ひし時より。よろつ今世の如くには成れりける。されは神武天皇の御卷より。次々の天皇の御卷とも。總て上代なる年月日次に。干支を配記されたるは。曆を用ひ給へる御世となりて。後より充たるものなり。さるはまつ



年月日次を。古文に記せる趣は。古事記に崇神天皇の御段の末より。次々天皇等の崩御ませる。年月日を記せるに。戊寅年十二月。こは日を開れたり乙卯年三月十五日。壬戌年六月十一日。甲午歲九月九日。など書たる。これ古昔の文例とみえたり。其は書紀にも或本云といひ。或は伊吉連博德書云。など標られたる類は。もはら古書ともなるか。其文に。以己未年七月三日。發自難波。九月十三日到百濟國。十月一日行到越州之底。などやうに記せるも。みな同じ文例なるを以て知るへし。また上宮法王帝説も。記紀より舊きものなるか。此も文例として。戊午年四月十五日。壬午年二月二十二日。癸卯年十月十四日。或は歲在辛巳。十二月二十一日癸酉。明年二月二十二日甲戌。など書たるをも思ひ合すへし。こゝに或人問けらく。右の書どもに因て考ふれば。日次を干支に配用ぬたることは。後のこととも云ふへけれど。古事記なる次々も。年をはみな戊寅年乙卯年など。記せるを見れば。なほ年には上代より。干支を配來れる例なるへく見えたりいか。おのれ答。さにあらず。この古事記など記せる比。やう前つ方より。年次に干支を配用する例とはなりにたるなるへし。なほ上古は。一年二年と記し。又後に一年甲子二年乙丑など書來れるを。またその後。一二字をも省きすてたるものと見えたり。さるは上に引る古事記なる次々の月次日次を。三月十五日六月十一日など記したる。これ古昔の文例なるに。既く上宮法王帝説には。十二月二十一日癸酉。二月二十二日甲戌など。記せる處もあるをふへし。後にはその二十一日二十二日も省きすて。直に癸酉甲戌とのみ記せる例とはなりて。書紀記せる比は。もはらその如く

なれる。それにて古昔年次の記しさまは。押はかり知らるへきものなり。また問。上宮帝説は記紀よりも舊きものなるか。それに既く年次日次に。干支をあてて記したるは。なほ干支をは古く用ぬたる證とすへきか。答。なほさにあらし。當時上宮太子等の。高を漢めかさむとて。然か新にものせられつらめども。それ大凡の文例にはあらざるか故に。其後に記せる古事記。また書紀の或本。又博德書などに。三月十五日七月三日などのみ。書るを思ふへし。なほ古事記なる崇神天皇の御より次々。天皇崩御の年月日を記され其例に書きたるものにも有るへし。これにて日次に干支を當たるは。書紀しるす頃より。やう世間にも行はれ。かつ漢籍に似せんとて。かゝる事をも殊更に作り加ふへき頃ほひなること。つらく推考ふへし。然はいへ。年次に干支を配記せることは。既く上宮太子の御世の比なる金石銘文の。今世に残れるにも見え。かの帝説を始め。古事記又書紀に引る或本など。みな戊寅年己未年など。記せるを思へは。こは上宮太子蘇我馬子等か。國史を撰ふへき下擣に。新に充用ぬられたるものにもあるへし。また當よりさる例の既くありしにも有へし。政事要略に。儒傳云。小治田朝十二年歲次甲子。正月戊申朔始用曆日。とある文を。眞曆考に。始て曆法を用ひ給へることに解れたるも。さることにて。年次日次を干支にうつし記すことの始も。此時なりけむもしるへからず。此御世の有さま。つらく思ひやりても。しか推はからるなり。さて右の如く考へ定めて。神武天皇紀なる。是歲也太歲云々。などあるを推考れば。古記には東征之一年十月五日云々。オホシロフネトセノヤヨヒ同二年三月六日云々。などやうにゆめやすく記し在つらむを。後より干支を倒に配當るとき。其五日の



辛酉に當るを以て。押のほせて朔を丁巳とし。六日の己未にあたるを以て。その朔の甲寅たるを知記せるものなり。かくしつと皆次々に宛以てゆき。また曆法によりて。大小閏月を支り。からくしてまつ大凡に宛たるものなり。さるからに。上代の年月日次には。いと疑はしきもあり。また誤れるもあり。中にはいたく猥りなるもありて。見す見す前後齟齬へるさへあれど。其は本より博士の心々に。配たる物なれば。如何もあれど。撰者のかへりみ給はさるものなるへし。しか浮たる干支ならむには。今世の心には。なにか記さてもありぬべきを。それみを捨給はて。記したまひしは。この書紀をば萬漢籍の例に倣ひ給ふか餘りに。しかうきたる干支をも。さながら拾採りたまひて。冬十月丁巳朔辛酉を記し。春夏秋冬の文字をさへに冠れ。年次はさらなり。月次にも干支を充つ。建寅を正月とはせるものから。又中には建子正月とせるなともありて。それ互に干支の混ひたるなど。いと紛らはしきもあれど。委しは訂しあへず。まつ大凡に定めて。探記されたるものとみえたり。故紀中をりくは。建寅の月の日次を。建子の月の日次として見れば。充當れるもあるなど。なほくさくさる事多かり。これらの事は。平田翁の天朝無窮曆にも云さて又東征甲寅年十二月丙辰朔とありて。明年乙卯三月甲寅朔とあるを。併せ按ふれば。此間に必閏月あるへし。さらしては明年三月の朔の甲寅なるへき謂れなし。故保井春海が日本長曆に依て考ふるに。十二月大丙辰朔。正月小丙戌朔。二月大乙卯朔。閏二月小乙酉朔。三月大甲寅朔となれり。されは此御代に。既に曆法を用ひ給ひて。閏月をもあかれ。また閏月あらむからには。大小もあるへく。

萬、今世の如くなるへきかといはむに。猶さにあらず。これも古記には。十二月二十七日三月六日とのみ記して。更に閏月大小の議もなかりけむを。後より干支を配るときに。曆本を以て。大小閏月を配し。三月六日に曆本の己未をあて。倒に數へて朔日を甲寅とし。又其曆本に因て。その前月に閏をおき。十二月二十七日に壬午をあて。借それよりまた數へあけて。その月の朔を丙辰とせしものにて。更にその世に閏月大小ありしにはあらず。みな後世の曆術を以て。押當にしかせしものなること論なし。さておのれはかく思ひとりて。論ひ定めしかと。こゝに平田翁の説に。書紀なる曆日は。皇國に本より有つる曆にして。伊弉諾大神の立創めまし。大國主神の謂ゆる合朔に調へたまひしを。大朝廷に用ひさせ給ひ。神武天皇より。つさく。そのよりして。もろこしを始め。あたし戎國々へも及びし祖曆なるよしを。悟り得たりとて。天朝無窮曆を著はされたるは。さるものから。それか中に。干支の妙用を甚くほめ稱へて。これなくては。必ずえあらぬさまに云れたることとも。己か心にはなほ如何にそや覺ゆ。さるは其説に云く。たゞに某月某日などのみ記せるは。其近き間こそあれ。後に至ては。胡亂はしきことの出來へき理なれば。朔の干支を記す方。こよなく勝れり。といへるはいかゞ。たゞにしか月日のみ記さばこそあらめ。某年某月某日と。たしかに記しおかむには。いかに後世に至ればとて。胡亂はしきことの出來へきよしなきをや。おのか心には。紀年を干支のみにて記しおかんこと。中々にいとまきはしこそおほゆれ。さるは神武天皇紀なる。東征六年のほどを。太歳甲寅とのみありては。この年は天皇



生ましくより。幾<sup>イッパツト</sup>年にあたり給ふとかせん。及<sup>フ</sup>三年四十五歳<sup>ニ</sup>の文。また崩御の御年の數あれはこそ。この天皇生れまして。四十五歳の御歳に。當りませることしらるれど。もしその文なく。たゞに甲寅年とのみありては。前後考へ合すへきたつきもなく。何年といふことさらに知かたし。これも古記には。天皇東征の某年とか。または未だ御即位なき以前ならば。前帝崩後の某年とやうに。然るへくよろしきさまに書し在りつらむを。かく干支を後に配る<sup>アツ</sup>より。かへりてあらぬさまに成ゆきし者なり。或人又問けらく。同天皇紀七十六年三月天皇崩とありて。綏靖天皇御即位の年は。太歳庚辰とあり。さてその七十六年丙子の年なれば。その明年丁丑より戊寅己卯と。三年の空位あり。この三年神武天皇に掛て。記すへきにあらず。綏靖天皇御即位なき程なれば。かけて將<sup>ツギ</sup>記すへきにあらず。かゝる時には。干支ありてこそは。其三年の空位も知らるへけれ。もし干支なき時は。前帝崩御の明年を。直ちに後帝の元年と記すより外なし。さては中間三年ありしを。脱すへければ。なほ干支ありける故に。その空位のほどしらるゝにあらずや。答。これも古記には。前帝崩御ありて三年空位。さて四年めに。後帝御即位の趣に記したりつらんを。その間の三年へ。丁丑戊寅己卯を當たるものなり。今その干支をあてたる上よりみれば。これなくは空位のほども。しられしと思はるれど。干支なければなきまゝに。その三年か間も。何とか漏すましく記すへければ。更に妨なし。今をもて疑ふへからず。さて右のことくにして考ふれば。かの東征七年も。干支といふ事なき世には。東征の後八年めに。天皇御即位し給ひ。即てその年を元年

と申して。すへて東征の間。七年経たまへるよし。記しおきたらんには。まつその元年を辛酉と後より配。さてそれより七年前は。甲寅にあたるへければ。しか記せるものなり。さるはそれも。其七年経しこと。今は記したらねは。誠に干支をからましかはと思へども。それは干支を配て後。七年へしよしを削り去てたる今より思へはなり。古事記なる此天皇の御條に。於<sup>ニ</sup>三葉之岡田宮一年坐云々。於<sup>ニ</sup>阿岐國之多祁理宮七年坐云々。於<sup>ニ</sup>吉備之高島宮八年坐。とありて。干支は記さねども。高島宮に坐々し九年めを。大倭に向ひ幸ませる年とみて。その年以前十五年経給ひしこと。儘に知られたるを思へし。試に今この古事記なる紀年<sup>トシネン</sup>に。干支を配てむとすれば。まつ暫く書紀の文に従ひて。大倭に入坐し年を戊午年と定め。逆に數へあけたらむには。天皇元年より。三葉岡田宮に坐々し年までは。十八年ありて。假にその前年を。東征初年として。元年辛酉より。さかさまに干支を配<sup>アツ</sup>もてゆけば。その初年は太歳甲辰にあたり。これにて書紀なる紀年<sup>トシネン</sup>に。干支を配たるさま思やるへし。さてかくいへはとて。ひたすらに干支を要なきもの。おとしめ云<sup>ハ</sup>るにはあらず。わが皇朝に上古干支と云もの。なかりしよし。又あらても事記すにあかず足はぬことをなき趣を。理われるのみなり。もとより今<sup>イマ</sup>時の如くに。曆日を用ぬ給ふ御世となりては。干支の妙用。また大なるものと云ふへし。己か上古に干支はなかりしものなりと。決めて云るは。その甲乙丙丁を。キノエキノト。ヒノエヒノトと。木火土金水の五行にあてたるなど。皇國の古に。しか理<sup>コトワリ</sup>屈めきたることあるへくもあらねはなり。また日次<sup>ヒツツキ</sup>をも。一日<sup>ヒツツキ</sup>二日<sup>ヒツツキ</sup>三日<sup>ヒツツキ</sup>と數へ



もてゆけは。こと足れるを。殊更に煩らはしく。子丑寅卯などの名を假て。記すにも及ふまじきものをや。これにて思ふべし。これらをも天朝無窮曆に。なほくさく。いひおかれつれとすへて信ひかたし。ある人又問曰。御代御代の大嘗會の時に。中臣氏の宣る天神書詞は。瓊々杵尊の大御世に。始めて此大祀ありし時のを。後世まで傳へ來れる書詞なるか。其文の中に。十一月ツキノ中都卯日云々奉仕利云々。と云る詞あり。神代にもし然る干支のなからむに。かゝる詞ありし。年月日次に干支を配せる曆ありし故にこそ。中都卯日とはいひつらぬいか。答。此は次の文に。月内仁。日時遠選定ヒト云々。とあるをみるに。上代には必ず卯日など定まれることなく。その月の内に。良日を撰定めたりしことあきらけし。日時を撰むこと。皇國にはいと古くよりあり。神代紀上卷に。天神の去。乃ト定時日。而降之。とあり。今の伊弉諾伊弉册尊に教へ給ふ御言に。婦人之辭其已先揚乎。宜更選世にいへるも。この言はしなるをや。さて後世となりて。月々御祭とも。いと數多になり以こしより。其度々に日時をトへ定めむも。あまり煩はしき程になりぬるより。某祭は某月の子日。某の祭は某月の丑日と定めて。式などには記されたるものと見えたり。されどなほ。出雲國造か神書詞には。八十日ヤソヒ日波在止毛。今日能生日能足日爾云々。なといへるは。右の日時を撰みし時の。まゝなりしと見えたり。この外に干支にあつかりし文。上代のこと例をければ。必ず後のものなること思ひ定むへし。こゝに又伴信友か隨筆比古婆衣に。日本紀干支考とて。くさく云る事ある。その説に云。つらく考るに。そのかみもろこしにて。作りたる干支を。世に用ぬられたる事のあるへくもあらず。年次月次日次の定まりずら。もはら後の如くには。あらさるへきことわりなるに。中もろこしの曆法を用ぬらるゝ御世となり

て。夫より上つかたのことゝもは。曆によりたる年月をあてゝ。書記せるものゝ。漸に出來りけむを。はるかに遠き御世の古傳説は。近くさたかなる御世より。かつく推のほせて。神武天皇の御上におし及び。中年紀をととのへられつるものなるへし。但しそは日本紀を撰はるとて。あらたに然ものせられたるにか。またはやくより。フヒト史などの然年紀を作り當たる書の。ありしにもあるへし。以上信友説といへる。もろこしにて作りたる干支を。世に用ぬられたることのあるへくもあらず。といへるはさることなれども。年次月次日次も。曆法を用ぬし後の世より推のほせて。作れるものなりといひ。日本紀の撰者のあらたに。ものせられたるにか。なといへるいたく非ことなり。しかいは。神武天皇紀より次々。曆を用ぬたまひし御世までの。年次月次日次を。ひたふるの偽造ものなりとすへきにや。しか後より推當たるものとする時は。彼の無窮曆にもいはれし如く。上代の天皇命たちの御齡を。記せる傳々も。語ならず。その紀年をいへる文を。みなから廢すはあましく。さては神武天皇の元年は。もろこし周惠王が十七年といふ年に當るといふを始め。かしこの某王が某年は。わか某天皇の某年に當るなど。和漢合運して。年代を致ふる事も。かの征韓以前は。みな虚事となる。謂なれば。其よりして。書紀なる古き事實の。覺束なく浮たる事の如きこえて。例の異國學ひに心ひく倫の。仍しも上代を蔑如する口實と爲すへく。皇國の史を貴ふとて。かへりて貶しめたるものなり。あなかしこ。すへて近きころ。日本紀をよむもの見。みなかくの如し。これは通釋一卷なる總論又撰者の新に作られたる。紀年曆日ならば。始より一貫に安く通して。に。委しく辨へおけり。故こゝにいはす。